

大牟田市

第2次環境基本計画（資料編）

資料編1. 大牟田市における環境の現況	(1)
資料編2. 大牟田市の環境に関する市民アンケート	(38)
資料編3. 大牟田市の環境に関する事業者アンケート	(63)
資料編4. 大牟田市第2次環境基本計画策定の経緯	(79)
資料編5. 大牟田市環境基本条例	(80)
資料編6. 大牟田市環境審議会	(83)
資料編7. 大牟田市環境審議会への諮問書	(86)
資料編8. 大牟田市環境審議会からの答申書	(87)
資料編9. 大牟田市第2次環境基本計画（案）に寄せられた意見等	(88)
資料編10. 大牟田市環境基本計画推進委員会	(90)
資料編11. 庁内組織分担	(92)
資料編12. 用語解説	(99)

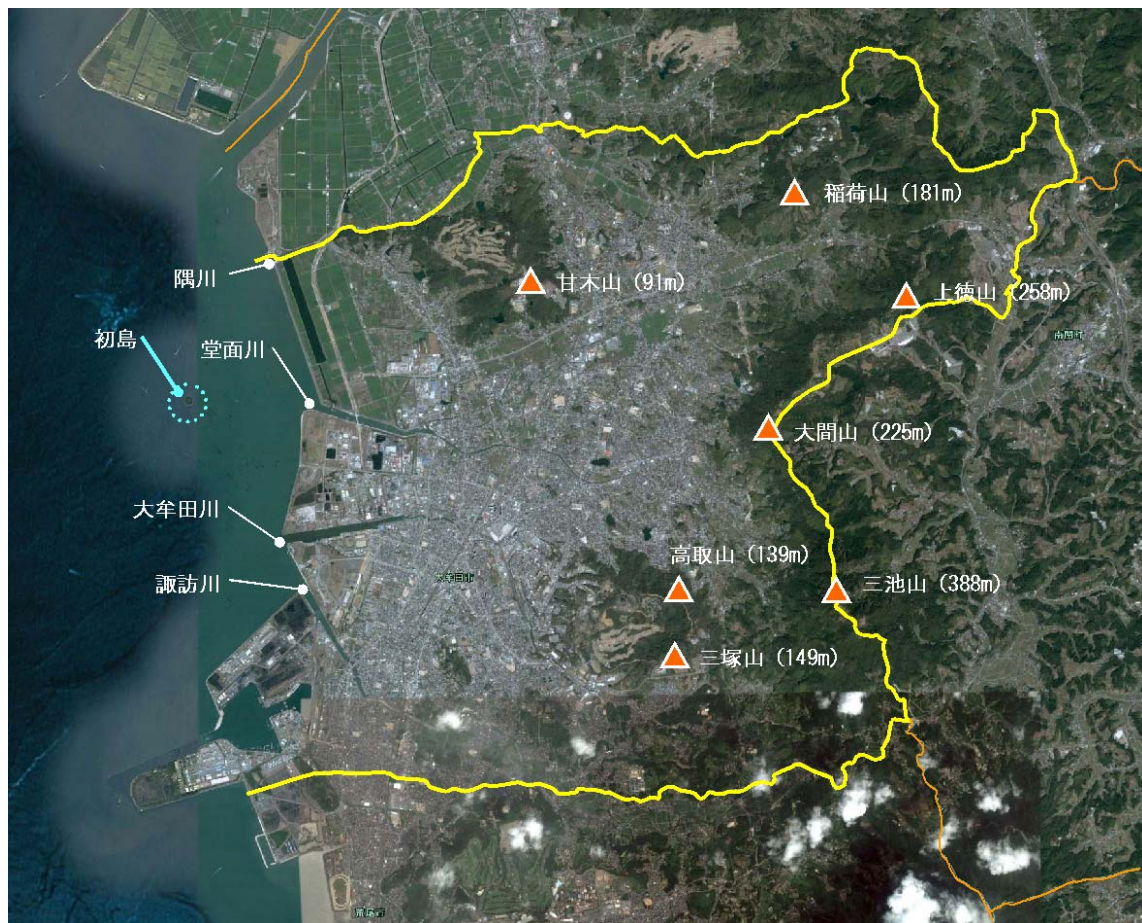


1.1 大牟田市の概要

1) 地 象

大牟田市は、北部の甘木山から東部は稲荷山、上徳山、大間山、三池山、高取山等の標高100mから400mの低山地帯が連なり、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川などの二級河川が、東部の低山地帯から西部の有明海へ流下しています。臨海部には干潟があるほか、海上には、初島、三池島の人工島があります。

地質は、筑後変成岩類（泥質片岩主体）と玉名花崗岩類（花崗閃緑岩）を基盤岩とし、古第三紀層がこれと不整合に堆積し、それらを第四紀層が覆っています。石炭産業が発達した本市では、古第三紀層の万田層群に属する勝立層から大牟田層群に属する米の山層にかけて石炭が含まれる夾炭層（三池夾炭層）から採掘されました。土壌は、東側の低山地帯を中心に細粒褐色森林土、細粒黄色土がみられ、東側山地からの扇状地や平地部には、礫質灰色低地土、細粒灰色低地土が広く分布しています。



資料：環境省 自然環境情報 GIS システム

図-1.1.1 大牟田市全域図

2) 水 象

大牟田市には、福岡県が管理する2級河川が、北から隈川、白銀川、白銀放水路、堂面川、長溝川、大牟田川、諏訪川の7河川があるほか、堂面川の支流に本市が管理する準用河川の手鎌野間川があります。河川の大半は東部の山地を源としており、西部の有明海へ流下しています。

また、市内にはため池が136箇所あり、農業利水のほかに、動植物の貴重な生息・生育の場所になっています。

表-1.1.1 主要河川一覧表

(単位: m)

河 川 名	延 長	河 川 名	延 長
隈 川	8,080	白 銀 川	6,910
堂 面 川	8,050	長 溝 川	2,970
諏 訪 川	7,850	白銀川放水路	1,200
大 牟 田 川	7,650	手鎌野間川	4,070

(平成22年4月1日現在)

資料: 福岡県南筑後県土整備事務所

大牟田市都市整備部土木管理課

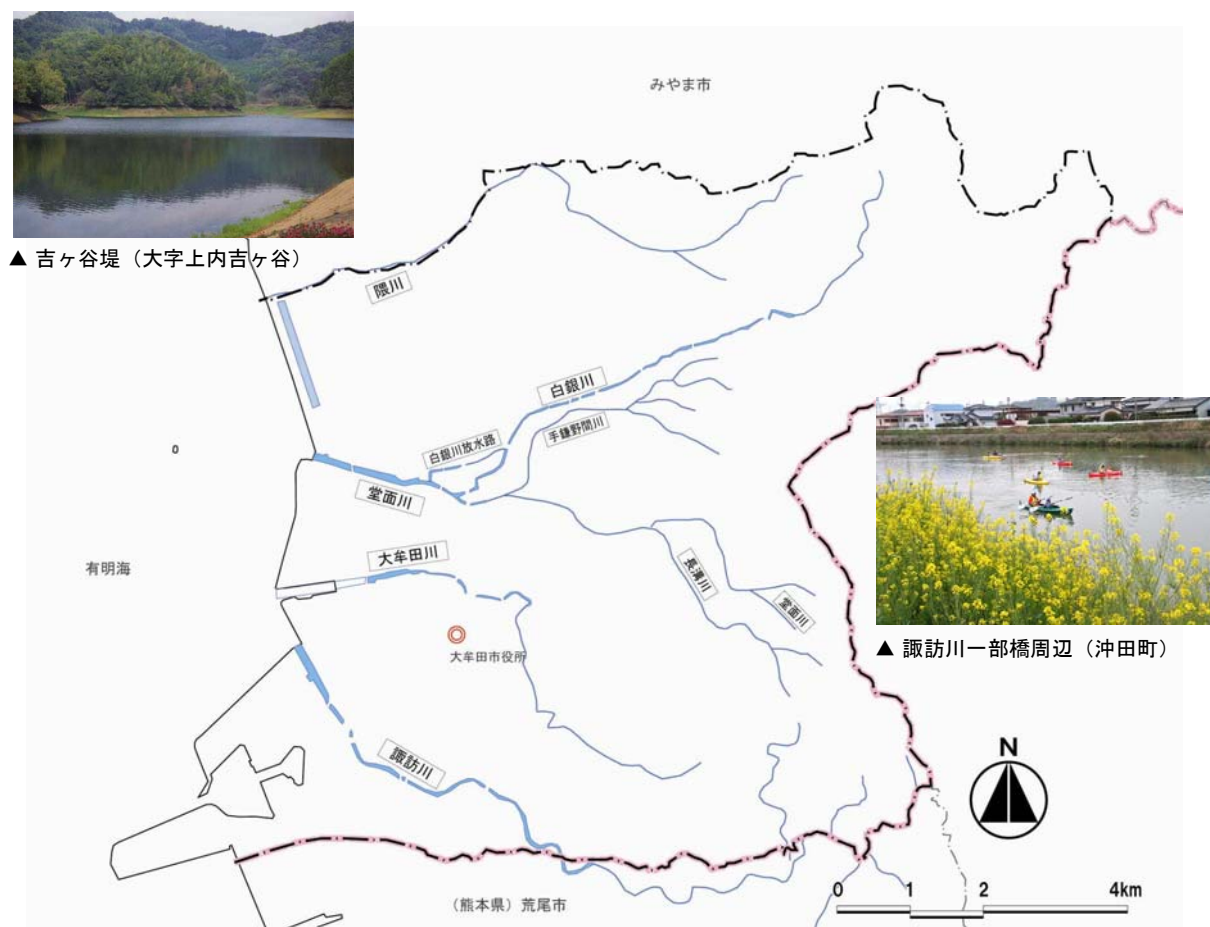


図-1.1.2 主要河川位置図

3) 気 象

本市の気候は内陸型気候区に属し、年平均気温は 15～16℃、夏の暑さや冬の寒さはともに厳しい、年降水量は 1900mm 前後、風は他の地域と比べて弱いという特性があります。昭和 56（1981）年から平成 22（2010）年までの 30 年間の年平均値は平均気温 16.3℃、年降水量は 1891.7mm、年平均風速 1.8mとなっています。

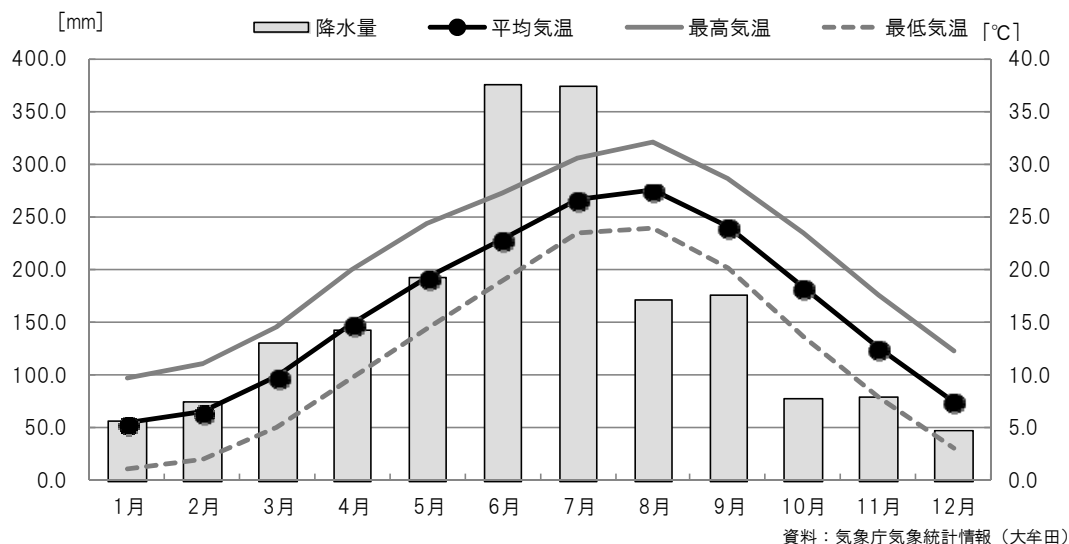
月別では、1 月と 8 月に寒暖のピークがあり、日中の最高気温と最低気温の温度差では、8～10℃前後の温度差が 1 年を通じてありますが、4 月が 10.3℃と最も開きがあります。降水量は 6～7 月の梅雨期に年間降水量の約 4 割が集中しています。

表-1.1.2 月別年平均値 [昭和 56(1981)～平成 22(2010)年]

	降水量 [mm]	平均気温 [℃]	最高気温 [℃]	最低気温 [℃]	平均風速 [m/s]	日照時間 [時間]
1月	55.9	5.4	9.7	1.1	1.7	135.1
2月	74.7	6.5	11.1	2.0	1.9	147.8
3月	130.6	9.8	14.5	5.0	2.0	166.7
4月	142.7	14.8	20.0	9.7	1.9	191.1
5月	191.6	19.2	24.3	14.4	1.7	195.9
6月	374.4	22.8	27.2	19.0	1.8	150.0
7月	373.5	26.6	30.6	23.4	2.0	198.9
8月	170.9	27.5	32.1	23.9	1.8	225.9
9月	174.9	24.0	28.6	20.1	1.8	190.5
10月	76.9	18.3	23.4	13.6	1.7	197.2
11月	78.0	12.6	17.6	7.9	1.5	156.9
12月	47.7	7.5	12.2	3.0	1.6	148.5
通年	1,891.7	16.3	21.0	11.9	1.8	2103.4

※ 1981（昭和56）～2010（平成21）年の平均値

資料：気象庁気象統計情報（大牟田）



資料：気象庁気象統計情報（大牟田）

図-1.1.3 月別年平均値 [昭和 56(1981)～平成 22(2010)年]

4) 人 口

本市の人口は減少傾向にあり、平成 22 年で 123,683 人となっています。世帯数も平成 12 年以降、減少に転じ、平成 22 年で 49,918 世帯となっています。1 世帯当たり人員は、年々減少しており、平成 22 年には 2.48 人となっています。

表-1.1.3 人口、世帯数の推移

	人 口 [人]			世帯数 [世帯]	1世帯 当たり人員 [人]	備 考
	総 数	男	女			
昭和60年	159,424	73,895	85,529	50,669	3.15	
平成2年	150,453	68,837	81,616	50,333	2.99	
平成7年	145,085	66,279	78,806	50,782	2.86	
平成12年	138,629	63,198	75,431	50,980	2.72	
平成17年	131,090	59,452	71,638	50,524	2.59	
平成22年	123,638	56,215	67,423	49,936	2.48	

資料：国勢調査

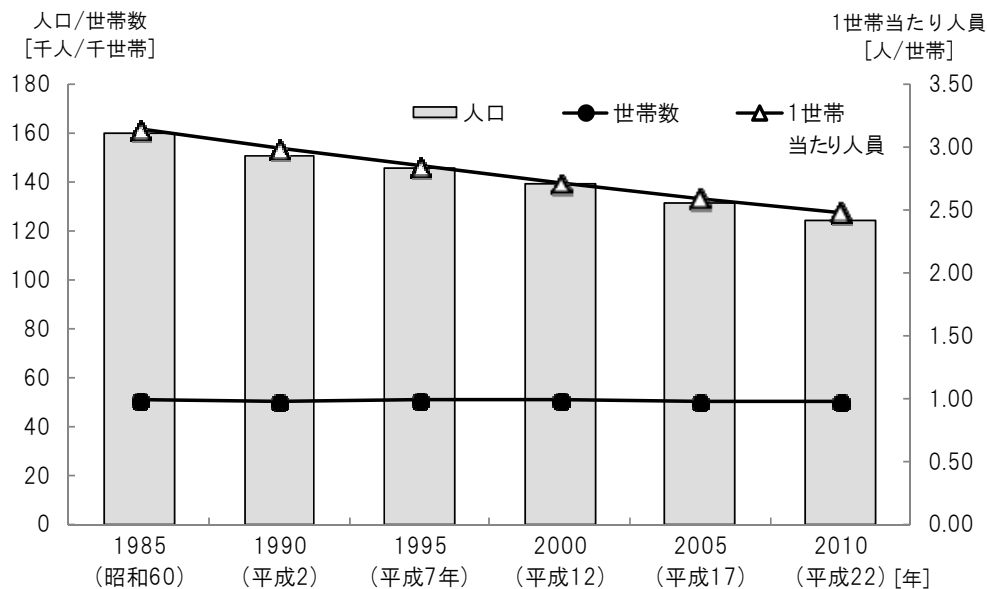


図-1.1.4 人口、世帯数の推移

5) 土地利用

本市の土地利用としては、宅地が約 4 割と最も多く、微増傾向にあり、田、畑の減少から推測すると、市街地は拡大傾向にありますが、その勢いは、緩やかなものとなっています。

表-1.1.4 地目別土地面積

(各年1月1日現在、単位：km²)

	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	総数
平成18年	20.32	8.66	5.71	7.38	0.67	0.15	5.70	48.59
平成19年	20.35	8.63	5.70	7.34	0.72	0.15	5.65	48.55
平成20年	20.47	8.57	5.68	7.34	0.75	0.15	5.42	48.38
平成21年	20.51	8.52	5.64	7.30	0.75	0.15	5.45	48.32
平成22年	20.54	8.50	5.64	7.30	0.75	0.13	5.41	48.27

※固定資産概要調書による。国や地方公共団体の所有地、公用地墓地、道路、水路、ため池、社寺等の境内地などの非課税は含まない。

資料：市民部税務課

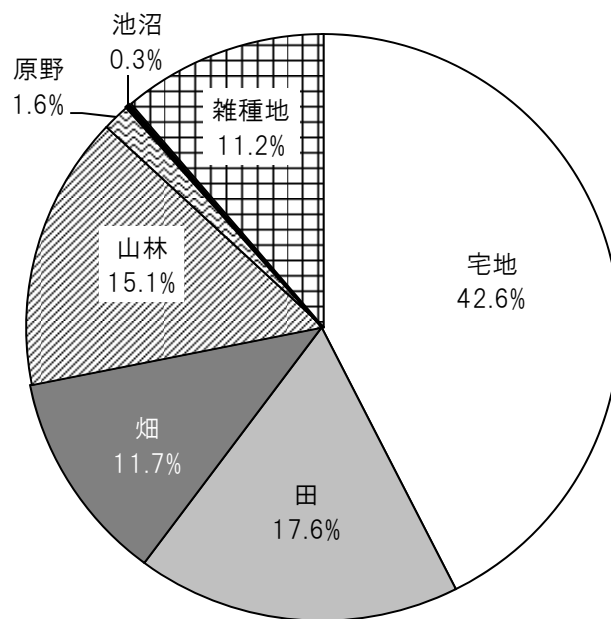


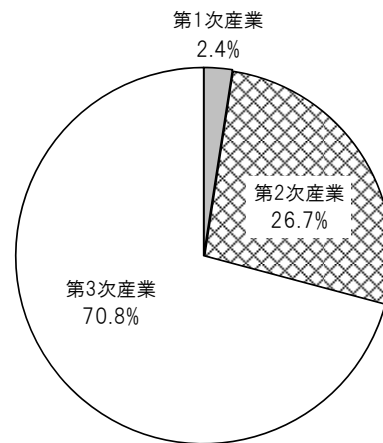
図-1.1.5 地目別土地利用面積の割合（平成 22 年）

6) 産 業

産業大分類別就業者数を表 2-5、産業大分類別就業者数の割合を図 2-6 に示します。

平成 17 年の就業者数は、53,248 人となっています。

産業分類別にみると、第三次産業が 70.8%を占め、次いで第二次産業 26.7%、第一次産業が 2.4%です。業種別にみると、卸売・小売業が 18.7%、製造業が 16.4%、医療、福祉が 14.6%となっており、この 3 業種で約半数を占めています。



資料：国勢調査

図-1.1.6 就業者数の割合(平成 17 年度)

表-1.1.5 産業大分類別就業者数

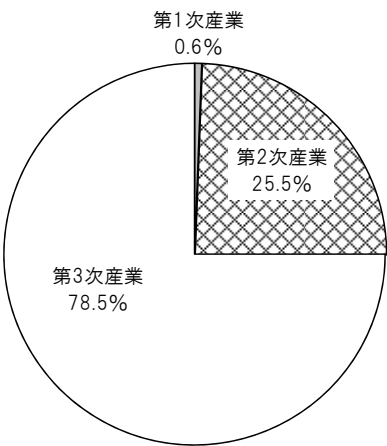
(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	構成比
総 数	60,409	56,628	53,248	100.0%
第一次産業	1,807	1,420	1,300	2.4%
農業	1,465	1,146	1,118	2.1%
林業	1	3	3	0.0%
漁業	341	271	179	0.3%
第二次産業	18,080	16,168	14,224	26.7%
鉱業	909	38	13	0.0%
建設業	6,786	6,302	5,490	10.3%
製造業	10,385	9,828	8,721	16.4%
第三次産業	40,522	39,040	37,724	70.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	582	607	356	0.7%
情報通信業	—	—	398	0.7%
運輸業	3,687	3,304	2,312	4.3%
卸売・小売業	15,086	13,446	9,966	18.7%
金融・保険業	1,657	1,434	1,165	2.2%
不動産業	338	341	420	0.8%
飲食店、宿泊業	—	—	2,817	5.3%
医療、福祉	—	—	7,767	14.6%
教育、学習支援業	—	—	2,317	4.4%
複合サービス事業	—	—	574	1.1%
サービス業	16,832	17,498	7,191	13.5%
公務	2,055	1,842	1,826	3.4%
分類不能の産業	285	568	615	1.2%

資料：国勢調査

また、平成 20 年度の生産額は 3,855 億円となっています。産業分類別にみると、第三次産業が 78.5%を占め、次いで第二次産業 25.5%、第一次産業が 0.6%となっています。

業種別にみると、サービス業が 28.4%、製造業が 18.8%、不動産業が 13.0%となっており、3 業種で約 6 割を占めています。



※ 輸入税・その他・帰属利子(-4.6%)があるため、合計は100%を越えている。

図-1.1.7 生産額の割合(平成 20 年度)

表-1.1.6 産業大分類別生産額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	構成比
産業総額	380,734	380,069	388,330	385,534	100.0%
第一次産業	2,043	2,137	2,532	2,422	0.6%
農業	1,191	1,173	1,158	1,215	0.3%
林業	272	282	279	315	0.1%
水産業	580	682	1,095	892	0.2%
第二次産業	96,644	97,032	100,002	98,421	25.5%
鉱業	68	107	98	95	0.0%
製造業	79,056	77,991	81,824	72,551	18.8%
建設業	17,520	18,934	18,080	25,775	6.7%
第三次産業	299,279	298,638	303,739	302,597	78.5%
電気・ガス・水道業	10,820	10,304	10,783	12,984	3.4%
卸売・小売業	39,231	38,331	38,137	37,456	9.7%
金融・保険業	20,775	19,990	20,382	16,213	4.2%
不動産業	49,948	50,230	50,236	50,203	13.0%
運輸・通信業	29,889	31,598	32,998	32,091	8.3%
サービス業	103,738	103,142	106,973	109,334	28.4%
政府サービス生産者	34,900	34,915	34,302	34,162	8.9%
対家計民間非営利サービス生産者	9,978	10,128	9,928	10,154	2.6%
輸入税・その他・帰属利子	△ 17,232	△ 17,738	△ 17,943	△ 17,906	-4.6%

資料：市町村民経済計算報告書

1.2 安全で安心な社会の実現に向けた地域環境の現況

1) 大気環境

① 監視体制

大牟田市内の大気環境の状況に関しては、一般環境大気測定局7か所、自動車排出ガス測定局2か所の計9か所において、大気状況を常時監視しています。測定項目および測定結果は以下のとおりです。

表-1.2.1 大気汚染測定局と測定項目

測定局	所在地	用途 地域	測定項目													環境基準が ない項目		
			環境基準がある項目											その他の有害大気汚染物質	降下ばいじん	重金属		
			二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類					
一般環境大気測定局																		
① 橘	大字橘664-1	住居	◎	◎		◎	◎											
	橘中学校敷地内																	
② 八本	八本町8-94	住居	◎			◎			○	○	○	○		○	○			
	八本町公園敷地内																	
③ 新地	新地町7 市営新地アパート	住居	◎	◎		◎			○					○	○	○	○	
	旧3号棟3階建屋上																	
④ 国設大牟田	有明町2-3	商業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市役所4階屋上																	
⑤ 七浦	七浦町15-1	住居	◎			◎		◎	◎	○					○	○		
	日本コークス工業(株) 所有地内																	
⑥ 勝立	新勝立町4-1-1	住居	◎	◎		◎	◎									○		
	勝立地区公民館敷地内																	
⑦ 三川	船津町1-6-1	住居	◎	◎		◎	◎		○							○		
	船津中学校敷地内																	
自動車排出ガス測定局																		
⑧ 上内	大字上内1575-1	市街化調整		◎	◎	◎		◎	○						○	○	○	
	県道10号南関大牟田北線沿 (上内小学校敷地内)																	
⑨ 不知火	不知火町2-10-2	商業		◎	◎	◎		◎										
	国道208号線沿 (大牟田文化会館敷地内)																	
測定所																		
⑩ 宮原水質試験室	青葉町97	住居							○						○			
	宮原水質試験室敷地内																	
測定数合計			7	7	3	9	5	4	7	2	2	2	2	6	7	3		

注1) ◎印は、テレメーターシステムに接続し1時間毎にデータ収集

注2) 窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素の測定

注3) 炭化水素はメタンと非メタン炭化水素の測定

注4) ③新地測定局は、平成23年3月11日から新4号棟5階建屋上へ移設

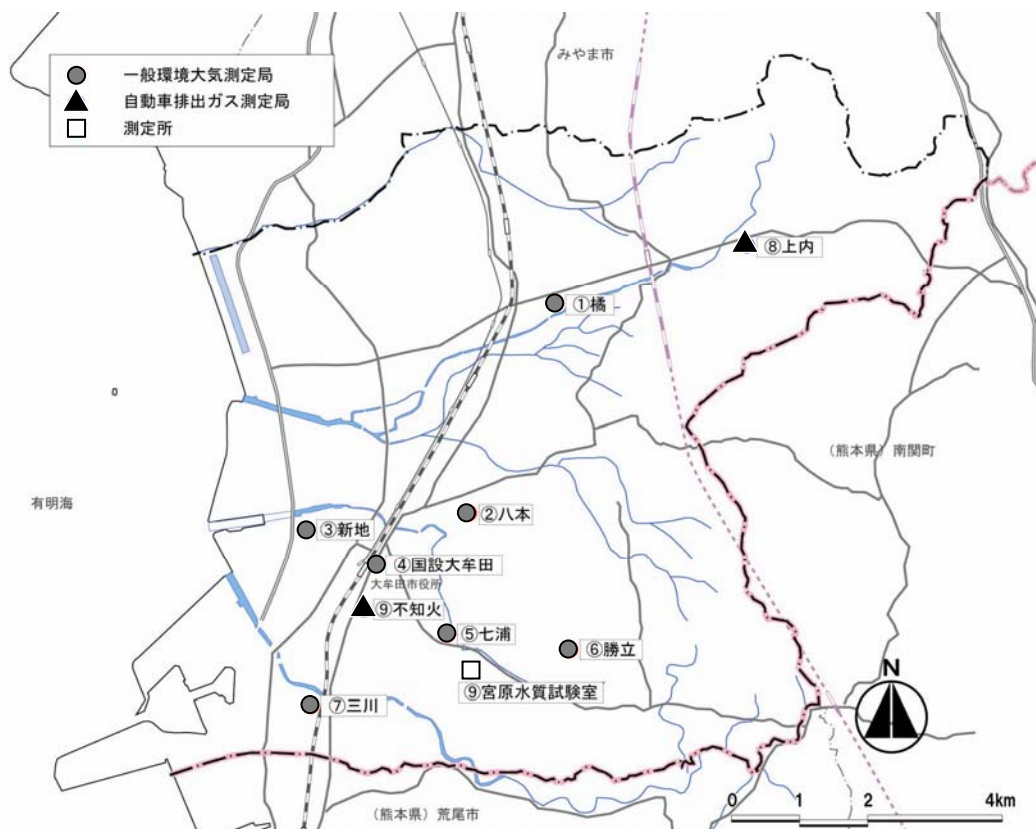


図-1.2.1 大気汚染監視測定局・測定所

③ 大気汚染の状況

平成 22 年度は、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントを除く項目で環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全国の測定局でも環境基準の達成状況は極めて低い水準となっています（平成 22 年度版環境省環境白書より）。本市でも昭和 49 年の測定開始以降、環境基準の未達成が続いています。

表-1.2.2 大気汚染環境基準達成状況

測定局 \ 測定項目		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	有害大気汚染物質				
							ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
一般局	① 橋	○	○		○	×					
	② 八本	○			×		○	○			○ ○
	③ 新地	○	—		×		○				
	④ 国設大牟田	○	○	○	×	×	○	○	○		
	⑤ 七浦	○			×	×	○				
	⑥ 勝立	○	○		×	×					
	⑦ 三川	○	○		×	×	○				
自排局	⑧ 上内		○	○	○		○				
	⑨ 不知火		○	○	×						
⑩ 宮原水質試験室							○				

注 1) ○印は達成、×印は未達成、一印は無効、空欄は測定していないことを示す。

注 2) 国設大牟田局の全項目及び八本局の有害大気物質常時監視は環境省が実施。

表-1.2.3 大気環境の測定項目別動向

測定項目	近年の動向
(1) 二酸化硫黄	昭和 54 年度以降、全局で環境基準（0.04ppm 以下）を達成し、近年は、0.01ppm 以下で推移しており、良好な状態を維持しています。
(2) 二酸化窒素	近年、一般局及び自排局ともに濃度に大きな変動はなく、環境基準（0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を達成・維持しています。
(3) 一酸化炭素	一般局、自排局ともに濃度に大きな変動はなく、昭和 52 年の測定開始以来、環境基準（10ppm 以下）を達成し、近年は、1ppm 前後で推移するなど良好な状態を維持しています。
(4) 浮遊粒子物質	浮遊粉じんのうちの粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子物質は、おおむね減少傾向にありますが、平成 22 年度は黄砂の影響により、橘・上内局以外の測定局において、環境基準（ $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）を達成できませんでした。
(5) 光化学オキシダント	光化学オキシダントは、全測定局で環境基準（0.06ppm）を超過する状況にありますが、注意報発令基準（0.12ppm 以下）には至っていません。春先から晩夏の日中に高濃度になる傾向が強く、4～9 月の間は特に監視体制を強化しています。
(6) ベンゼン	平成 9 年度の調査開始時には、化学工場等からの排出により環境基準（ $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過していましたが、ベンゼン排出事業者の削減対策により、平成 18 年度以降は全局で環境基準を達成しています。
(7) トリクロロエチレン	測定開始以来、全測定局で環境基準（ $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成・維持しています。
(8) テトラクロロエチレン	測定開始以来、全測定局で環境基準（ $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成・維持しています。
(9) ジクロロメタン	測定開始以来、全測定局で環境基準（ $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成・維持しています。
(10) ダイオキシン類	測定開始以来、全測定局で環境基準（ $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成・維持しています。

表-1.2.4 (1) 平成 22 年度大気環境測定結果【二酸化硫黄 (SO₂)】

測定局	有効 測定日数	測定時間	1時間値が 0.1ppmを 越えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 越えた 日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 長期的 評価による 日平均値が 0.04ppmを 越えた日数	環境 基準 適否	1時間の 年平均値
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)		(ppm)
① 橘	353	8,495	0	0.0	0	0.0	0.019	0.006	0	適	H18 0.004 H19 0.003 H20 0.003 H21 0.003 H22 0.003
② 八本	275	7,489	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	0	適	H18 0.005 H19 0.005 H20 0.004 H21 0.004 H22 0.003
③ 新地	327	7,814	0	0.0	0	0.0	0.034	0.005	0	適	H18 0.002 H19 0.002 H20 0.002 H21 0.002 H22 0.002
④ 国設 大牟田	355	8,558	0	0.0	0	0.0	0.029	0.014	0	適	H18 0.004 H19 0.004 H20 0.004 H21 0.005 H22 0.006
⑤ 七浦	317	8,168	0	0.0	0	0.0	0.020	0.006	0	適	H18 0.004 H19 0.005 H20 0.004 H21 0.003 H22 0.003
⑥ 勝立	357	8,472	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	0	適	H18 0.001 H19 0.001 H20 0.001 H21 0.001 H22 0.001
⑦ 三川	347	8,456	0	0.0	0	0.0	0.019	0.007	0	適	H18 0.004 H19 0.004 H20 0.003 H21 0.004 H22 0.003

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (2) 平成 22 年度大気環境測定結果【二酸化窒素 (NO₂)】

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数	環境基準適合	1時間の年平均値	
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)		(ppm)	
①橘	354	8,478	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.040	0.014	0	適	H18 0.009 H19 0.013 H20 0.011 H21 0.008 H22 0.006	
③新地	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0	適	H18 - H19 0.004 H20 0.006 H21 0.010 H22 -	
④国設大牟田	356	8,528	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.069	0.029	0	適	H18 0.017 H19 0.014 H20 0.015 H21 0.014 H22 0.013	
⑥勝立	359	8,613	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.057	0.018	0	適	H18 0.010 H19 0.009 H20 0.007 H21 0.006 H22 0.007	
⑦三川	350	8,359	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.066	0.020	0	適	H18 0.005 H19 0.003 H20 0.007 H21 0.010 H22 0.009	
⑧上内	351	8,375	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.042	0.015	0	適	H18 0.011 H19 0.011 H20 0.007 H21 0.006 H22 0.008	
⑨不知火	360	8,607	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.063	0.029	0	適	H18 0.024 H19 0.025 H20 0.017 H21 0.019 H22 0.016	

※“-”は、測定無効または測定していないため、データなし

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (3) 平成 22 年度大気環境測定結果【一酸化炭素 (CO)】

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	8時間値が 20ppmを 越えた 回数と その割合		日平均値が 10ppmを 越えた 日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを 越えた日数	1時間値が 30ppm 以上と なった ことが ある日数	環境 基準 適 否	1時間の 年平均値
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	(日)		(ppm)
④ 国設 大牟田	364	8,700	0	0.0	0	0.0	2.6	0.7	0	0	適	H18 0.4 H19 0.4 H20 0.4 H21 0.4 H22 0.4
⑧ 上内	363	8,698	0	0.0	0	0.0	1.7	0.7	0	0	適	H18 0.4 H19 0.3 H20 0.3 H21 0.3 H22 0.4
⑨ 不知火	362	8,651	0	0.0	0	0.0	4.5	1.3	0	0	適	H18 0.5 H19 0.4 H20 0.3 H21 0.4 H22 0.7

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (4) 平成 22 年度大気環境測定結果【浮遊粒状物質 (SPM)】

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	1時間値が 0.20mg/m ³ を越えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を越えた 日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を越えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間の 年平均値
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)		(mg/m ³)
① 橘	364	8,706	0	0.0	0	0.0	0.141	0.051	0	適	H18 0.025 H19 0.025 H20 0.021 H21 0.021 H22 0.020
② 八本	356	8,567	2	0.0	2	0.6	0.260	0.060	2	否	H18 0.031 H19 0.028 H20 0.023 H21 0.024 H22 0.022
③ 新地	340	8,198	6	0.1	4	1.2	0.292	0.070	3	否	H18 0.033 H19 0.033 H20 0.028 H21 0.030 H22 0.027
④ 国設 大牟田	364	8,719	9	0.1	3	0.8	0.403	0.069	2	否	H18 0.032 H19 0.030 H20 0.027 H21 0.027 H22 0.026
⑤ 七浦	339	8,163	0	0.0	2	0.6	0.195	0.057	2	適	H18 0.032 H19 0.029 H20 0.025 H21 0.026 H22 0.019
⑥ 勝立	345	8,357	2	0.0	2	0.6	0.228	0.060	2	否	H18 0.030 H19 0.029 H20 0.030 H21 0.027 H22 0.028
⑦ 三川	357	8,560	3	0.0	2	0.6	0.234	0.061	2	否	H18 0.029 H19 0.029 H20 0.026 H21 0.026 H22 0.023
⑧ 上内	360	8,649	2	0.0	0	0.0	0.277	0.052	0	適	H18 - H19 0.025 H20 0.022 H21 0.019 H22 0.020
⑨ 不知火	356	8,562	34	0.4	4	1.1	0.889	0.068	2	否	H18 - H19 0.027 H20 0.022 H21 0.024 H22 0.023

※“-”は測定していないため、データなし

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (5) 平成 22 年度大気環境測定結果【光化学オキシダント (Ox)】

測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間 1時間値が 0.06ppm を越えた 日数と その時間数		昼間 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数と 時間数		昼間 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 平均値	環 境 基 準 適 否	昼間1時間 の 年平均値
	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)		(ppm)
① 橘	360	5,362	9	26	0	0	0.073	0.034	否	H18 0.023 H19 0.025 H20 0.025 H21 0.025 H22 0.023
④ 国設 大牟田	365	5,444	69	353	0	0	0.101	0.047	否	H18 0.026 H19 0.027 H20 0.023 H21 0.032 H22 0.031
⑤ 七浦	365	5,460	14	48	0	0	0.075	0.039	否	H18 - H19 0.021 H20 0.019 H21 0.024 H22 0.026
⑥ 勝立	360	5,360	39	158	0	0	0.078	0.041	否	H18 0.027 H19 0.028 H20 0.028 H21 0.033 H22 0.027
⑦ 三川	365	5,464	77	395	0	0	0.099	0.047	否	H18 0.028 H19 0.032 H20 0.029 H21 0.036 H22 0.032

※ 昼間：午前5時から午後8時までの間(6時から20時までの1時間値が評価対象となる。)

※“-”は測定していないため、データなし

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (6) 平成 22 年度大気環境測定結果【ベンゼン】

測定局	測定回数	平均値	濃度範囲		環境基準 適否	年平均値
	(回)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値	最大値		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
② 八本	12	1.1	0.41	2.1	適	H18 1.7 H19 1.4 H20 1.0 H21 1.2 H22 1.1
③ 新地	12	1.0	0.37	1.6	適	H18 1.5 H19 1.3 H20 1.1 H21 1.0 H22 1.0
④ 国設 大牟田	12	1.3	0.28	2.4	適	H18 2.5 H19 1.9 H20 1.2 H21 1.2 H22 1.3
⑤ 七浦	12	1.1	0.21	1.7	適	H18 1.6 H19 1.4 H20 1.4 H21 0.97 H22 1.1
⑦ 三川	12	0.90	0.25	1.3	適	H18 1.4 H19 1.1 H20 1.2 H21 0.87 H22 0.90
⑧ 上内	12	0.93	0.25	1.5	適	H18 1.1 H19 1.0 H20 1.0 H21 0.85 H22 0.97
⑩ 宮原 水質試験室	12	0.93	0.25	1.5	適	H18 1.4 H19 1.3 H20 1.5 H21 0.92 H22 0.93

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (7) 平成 22 年度大気環境測定結果【トリクロロエチレン】

測定局	測定回数	平均値	濃度範囲		環境基準 適否	年平均値
	(回)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値	最大値		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
② 八本	12	0.020	<0.006	0.034	適	H18 0.13 H19 0.066 H20 0.051 H21 0.038 H22 0.020
④ 国設大牟田	12	0.031	<0.007	0.073	適	H18 0.095 H19 0.033 H20 0.082 H21 0.044 H22 0.031

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (8) 平成 22 年度大気環境測定結果【テトラクロロエチレン】

測定局	測定回数	平均値	濃度範囲		環境基準 適否	年平均値
	(回)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値	最大値		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
② 八本	12	0.069	<0.013	0.23	適	H18 0.13 H19 0.13 H20 0.10 H21 0.03 H22 0.069
④ 国設大牟田	12	0.047	<0.011	0.072	適	H18 0.17 H19 0.038 H20 0.099 H21 0.049 H22 0.047

資料：大牟田市環境部環境保全課

表-1.2.4 (9) 平成 22 年度大気環境測定結果【ジクロロメタン】

測定局	測定回数	平均値	濃度範囲		環境基準 適否	年平均値
	(回)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値	最大値		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
② 八本	12	2.6	0.74	5.8	適	H18 3.4 H19 3.5 H20 1.4 H21 1.0 H22 2.6
④ 国設大牟田	12	1.6	0.86	2.7	適	H18 2.6 H19 0.68 H20 1.2 H21 0.88 H22 1.6

資料：大牟田市環境部環境保全課

③ 大気環境におけるダイオキシン類環境汚染状況

大気環境におけるダイオキシン類調査は、市内 2 地点で定期観測を行い、平成 22 年度結果は、年平均値 0.023~0.043pg-TEQ/ m^3 となっており、環境基準を達成しています。

表-1.2.5 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(単位：pg-TEQ/ m^3)

地点名	最小値	～	最大値	平均	環境 基準値
③ 新地	0.019	～	0.068	0.043	年平均値
④ 国設大牟田	0.011	～	0.042	0.023	0.6以下

資料：環境省 平成22年度ダイオキシン類調査結果

2) 水環境

① 監視体制

大牟田内には、二級河川 7 本、準用河川 1 本、普通河川 33 本があります。二級河川は東から西に流れ、有明海に注いでいます。大半の河川が市内にその流域がとどまり、自然流量が少なく、潮止堰等で水が常時停滞し、富栄養化による藻類の発生がたびたび見られます。大牟田川を除く二級河川は農業用水として利用されています。

環境基準の類型指定では、5 河川が指定されています。

表-1.2.6 市内河川の環境基準類型

河川名	範 囲	類 型
隈川	鹿児島本線鉄橋より下流	A
	鹿児島本線鉄橋より上流	B
堂面川	全域	B
白銀川	三池電力所横堰より上流	A
	三池電力所横堰より下流	B
大牟田川	大牟田川港湾区域を除く全域	E
諏訪川	潮止堰より上流	A
	潮止堰より下流	D

また、河川の水質の監視測定は、環境基準点（9 地点）と補助地点（10 地点）で行っています。環境基準点は、県が水質汚濁法に基づいて行い、補助基準点は市が環境基準点を補完する目的で行っています。

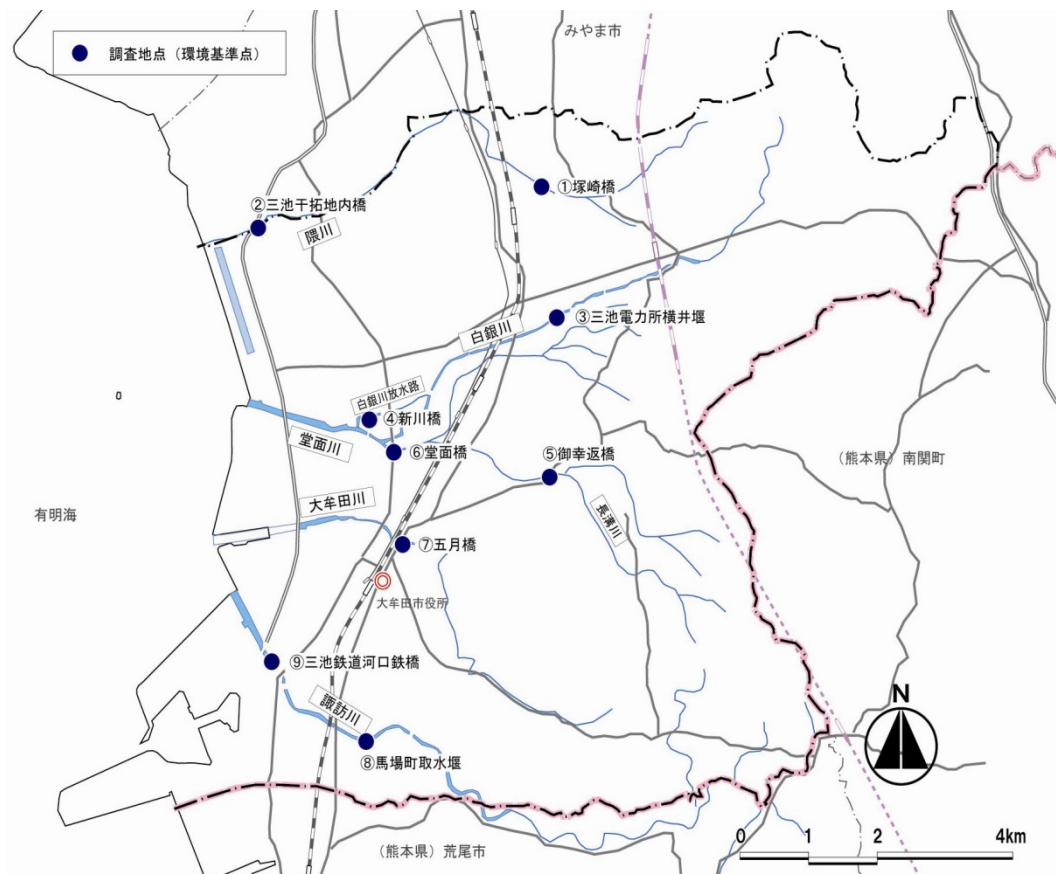


図-1.2.2 市内河川の水質調査地点位置図（環境基準点）

② 河川水質の状況

各河川の環境基準点における生活環境項目測定結果は以下の通りです。

表-1.2.7 平成 21 年度生活環境項目測定結果（環境基準点）

水系名	水域名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)				BOD(mg/L)				
				m/n	%	最小 ～最大	平均	m/n	%	最小 ～最大	平均	m/n	%	最小 ～最大	平均	75%値
隈川	隈川 上流	① 塚崎橋	A	0/12	0	7.2～ 7.5	7.2	8/12	66.6	1.4～ 10	6.0	9/12	75	1.5～ 6.0	3.2	3.5
	隈川 下流	② 三池干拓地内橋	B	2/12	16.6	7.2～ 8.6	7.8	0/12	0	5.0～ 11	9.0	6/12	50	1.4～ 5.9	3.4	4.5
堂面川	白銀川 上流	③ 三池電力所 横井堰	A	0/12	0	7.2～ 8.0	7.5	4/12	33.3	4.9～ 10	7.8	2/12	16.6	0.7～ 3.0	1.5	1.6
	白銀川 下流	④ 新川橋	B	8/12	66.6	7.4～ 9.5	8.5	0/12	0	8.0～ 15	11	4/12	33.3	1.1～ 5.2	2.8	3.4
	堂面川	⑤ 御幸返橋	B	0/12	0	7.3～ 8.0	8.5	0/12	0	5.8～ 10	7.8	6/12	50	1.5～ 5.4	3.3	4.4
		⑥ 新堂面橋	B	0/12	0	7.2～ 8.1	7.5	1/12	8.3	4.6～ 10	8.2	5/12	41.6	2.0～ 6.6	3.1	3.8
大牟田川	大牟田川	⑦ 五月橋	E	6/12	50	6.8～ 9.6	8.4	0/12	0	9.5～ 22	14	0/12	0	1.4～ 7.1	7.2	7.5
諏訪川	諏訪川 上流	⑧ 馬場町取水堰	A	3/12	25	7.2～ 9.2	8.1	1/12	8.3	7.4～ 12	9.6	4/12	33.3	0.6～ 5.6	1.8	2.8
	諏訪川 下流	⑨ 三池鉄道 河口鉄橋	D	0/12	0	7.0～ 8.1	7.7	0/12	0	6.0～ 12	8.9	0/12	0	0.8～ 4.2	2.0	2.6

水系名	水域名	地点名	類型	COD(mg/L)					SS(mg/L)				大腸菌群数(MPN/100mL)			
				m/n	%	最小 ～最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ～最大	平均	m/n	%	最小 ～最大	平均
隈川	隈川上流	① 塚崎橋	A	0/12	0	3.8～8.0	5.7	6.0	2/12	16.6	3～28	15	1/1	100	75,000	75,000
	隈川下流	② 三池干拓地内橋	B	0/12	0	5.1～10	6.9	8.0	1/12	8.3	6～32	15	0/1	0	2,400	2,400
堂面川	白銀川上流	③ 三池電力所横井堰	A	0/12	0	2.4～4.6	3.7	4.1	0/12	0	4～25	11	1/1	100	24,000	24,000
	白銀川下流	④ 新川橋	B	0/12	0	2.8～7.5	5.4	6.3	1/12	8.3	3～33	7	0/1	0	1,500	1,500
	堂面川	⑤ 御幸返橋	B	0/12	0	3.9～7.0	4.7	4.9	1/12	8.3	1～73	11	1/1	100	24,000	24,000
		⑥ 新堂面橋	B	0/12	0	4.8～9.4	6.5	6.6	7/12	58.3	9～180	57	1/1	100	75,000	75,000
大牟田川	大牟田川	⑦ 五月橋	E	0/12	0	5.1～11	7.2	7.5	12/12	100	<1～27	6	0/1	0	9,300	9,300
諏訪川	諏訪川上流	⑧ 馬場町取水堰	A	0/12	0	1.9～7.2	3.6	3.8	0/12	0	1～18	5	0/1	0	240	240
	諏訪川下流	⑨ 三池鉄道河口鉄橋	D	0/12	0	2.6～6.1	4.4	4.8	0/12	0	7～45	24	0/1	0	150,000	150,000

水系名	水域名	地点名	類型	全窒素(mg/L)				全燐(mg/L)				全亜鉛(mg/L)			
				m/n	%	最小 ～最大	平均	m/n	%	最小 ～最大	平均	m/n	%	最小 ～最大	平均
隈川	隈川 上流	① 塚崎橋	A	0/2	0	2.0～3.0	2.5	0/2	0	0.17～ 0.21	0.19	0/4	0	0.003～ 0.004	0.004
	隈川 下流	② 三池干拓地内橋	B	0/2	0	1.4～2.0	1.7	0/2	0	0.12～ 0.23	0.18	0/4	0	0.003～ 0.004	0.004
堂面川	白銀川 上流	③ 三池電力所 横井堰	A	0/2	0	1.9～2.6	2.3	0/2	0	0.080～ 0.11	0.095	0/4	0	0.001～ 0.004	0.002
	白銀川 下流	④ 新川橋	B	0/2	0	0.80～ 2.4	1.6	0/2	0	0.084～ 0.091	0.088	0/4	0	0.001～ 0.004	0.003
	堂面川	⑤ 御幸返橋	B	0/2	0	2.2～3.3	2.8	0/2	0	0.20～ 0.23	0.22	0/4	0	0.003～ 0.004	0.003
		⑥ 新堂面橋	B	0/2	0	3.1～4.4	3.8	0/2	0	0.26～ 0.53	0.40	0/4	0	0.008～ 0.043	0.018
大牟田川	大牟田川	⑦ 五月橋	E	0/2	0	4.7～4.9	4.8	0/2	0	0.31～ 0.46	0.39	0/4	0	0.034～ 0.087	0.053
諏訪川	諏訪川 上流	⑧ 馬場町取水堰	A	0/2	0	1.7～2.4	2.1	0/2	0	0.082～ 0.091	0.087	0/4	0	0.001～ 0.005	0.002
	諏訪川 下流	⑨ 三池鉄道 河口鉄橋	D	0/2	0	2.3～2.5	2.4	0/2	0	0.16～ 0.24	0.20	0/4	0	0.003～ 0.012	0.006

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

各河川の環境基準点における健康項目測定結果は以下の通りです。

表-1.2.8 平成 21 年度健康項目測定結果（環境基準点）

水系名	水域名	番号	地点名	類型	カドミウム (mg/L)		全シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		砒素 (mg/L)		総水銀 (mg/L)	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
	白銀川下流	4	新川橋	B	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
	堂面川	5	御幸返橋	B	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
	堂面川	6	新堂面橋	B	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	0/1	<0.001	0/1	未検出	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

水系名	水域名	番号	地点名	類型	アルキル水銀 (mg/L)		PCB (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエタン (mg/L)	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
	白銀川下流	4	新川橋	B	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
	堂面川	5	御幸返橋	B	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
	堂面川	6	新堂面橋	B	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	0/1	未検出	0/1	未検出	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	0/1	未検出	—	—	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

水系名	水域名	番号	地点名	類型	ジ1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		トリクロロエタン (mg/L)		テトラクロロエタン (mg/L)		1,3-ジクロロベンゼン (mg/L)	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
	白銀川下流	4	新川橋	B	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
	堂面川	5	御幸返橋	B	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
	堂面川	6	新堂面橋	B	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

水系名	水域名	番号	地点名	類型	チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.7
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.38
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.7
	白銀川下流	4	新川橋	B	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	0.91
	堂面川	5	御幸返橋	B	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.7
	堂面川	6	新堂面橋	B	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.6
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	3.3
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.5
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1	1.1

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

水系名	水域名	番号	地点名	類型	ふっ素 (mg/L)		ほう素 (mg/L)	
					m/n	平均	m/n	平均
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	0/1	0.08	0/1	<0.1
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	0/1	0.09	0/1	<0.1
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	0/1	<0.08	0/1	<0.1
	白銀川下流	4	新川橋	B	0/1	0.08	0/1	<0.1
	堂面川	5	御幸返橋	B	0/1	0.11	0/1	<0.1
	堂面川	6	新堂面橋	B	0/1	0.32	0/1	0.7
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	0/1	0.40	0/1	0.2
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	0/1	0.08	0/1	<0.1
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	0/1	0.26	0/1	0.5

※ m/n：環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料：福岡県環境部環境保全課

③ 河川水質の状況

河川の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成状況は、環境基準点（9 地点）で 55.6%です。これは、県内全河川の達成率 71.8%と比較して低い状況です。

河川別では、白銀川上流区域、堂面川下流区域、大牟田川、諏訪川上・下流区域の 5 測定地点が環境基準を達成しています。

経年では、堂面川水系（堂面川、白銀川）、大牟田川で幾分水質改善の傾向にありますが、隈川、諏訪川は、ほぼ横ばいとなっています。

表-1.2.9 市内河川の水質の推移（BOD75%値）

(単位：mg/L)

水系名	水域名	番号	地点名	類型	環境基準値	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
						75%値	基準 適否	75%値	基準 適否	75%値	基準 適否	75%値	基準 適否	75%値	基準 適否
隈川	隈川上流	1	塚崎橋	A	2	2.6	否	3.3	否	4.0	否	3.5	否	2.8	否
	隈川下流	2	三池干拓地内橋	B	3	3.3	否	5.1	否	4.4	否	4.5	否	4.8	否
堂面川	白銀川上流	3	三池電力所横井堰	A	2	2.0	適	2.2	否	1.9	適	1.6	適	1.5	適
	白銀川下流	4	新川橋	B	3	4.8	否	4.5	否	5.5	否	3.4	否	3.9	否
	堂面川	5	御幸返橋	B	3	4.2	否	4.8	否	4.2	否	4.4	否	3.3	否
	堂面川	6	新堂面橋	B	3	5.0	否	4.1	否	3.4	否	3.8	否	2.8	適
大牟田川	大牟田川	7	五月橋	E	10	4.2	適	3.7	適	3.0	適	2.8	適	2.4	適
諏訪川	諏訪川上流	8	馬場町取水堰	A	2	1.8	適	3.2	否	2.3	否	2.8	否	1.6	適
	諏訪川下流	9	三池鉄道河口鉄橋	D	8	2.1	適	2.4	適	3.2	適	2.6	適	2.2	適
環境基準達成率（％）						44.4		22.2		33.3		33.3		55.6	
						(4/9)		(2/9)		(3/9)		(3/9)		(5/9)	

資料：平成23年度 おおむたの環境

表-1.2.10 水系毎の水質汚濁の動向

隈川水系	隈川は、自然水量が少なく、生活排水が流入し、油膜や藻類等の発生が見られます。上下流にある環境基準点 2 地点ともに環境基準と達成していない状況で推移しています。
堂面川水系	堂面川水系流域には住宅地が密集し、生活排水が水質汚濁の主な原因となっています。 堂面川の環境基準地点 2 地点ともに B O D は改善傾向にあり、平成 22 年度には下流部の新堂面橋で環境基準を達成しています。 白銀川の上流部の三池電力所横井堰は、環境基準値前後で推移しています。また、下流部の新川橋の B O D は環境基準を達成していないものの改善傾向で推移しています。
大牟田川水系	大牟田川上流部には住宅団地、工業団地等があり、自然水量がほとんどなく、生活排水や工業排水が流入し、藻類の発生が見られます。 流域内の公共下水道整備が進み、環境基準地点では環境基準を達成した状況で推移しています。
諏訪川水系	諏訪川上流部の馬場町取水堰は、環境基準を達成していない状況で推移しています。一方、下流部の三池鉄道河口鉄橋は、環境基準を達成した状況で推移しています。

④ 上下水道

本市の上水道は、給水人口 115,926 人、普及率 92.6%（平成 22 年度末現在）となっています。また、下水道は、全体計画区域 2,853ha のうち事業認可区域 1,640ha となっており、処理区域人口 56,524 人、普及率 45.1%となっています。

表-1.2.11 水道の普及状況

行政区域内人口（人）	給水人口（人）	水道普及率
125,240	115,926	92.6%

※ 平成23年4月1日現在

資料：企業局経営企画課

表-1.2.12 下水道の状況

行政区域内人口（人）	処理区域人口（人）	下水道普及率
125,240	59,524	45.1%

※ 平成23年4月1日現在

資料：企業局経営企画課

⑤ 河川におけるダイオキシン類環境汚染状況

平成 12 年 5 月に大牟田川中流部の川底のコンクリート目地から染み出ている油玉から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されました。同年 8 月、福岡県がコンクリート目地の補修工事を行った結果、水質汚染は改善されています。

現在、平成 21 年度から県による恒久対策である河川付け替え工事が進められています。

あわせて、県と市では、大牟田川と有明海沿岸部の 7 地点で継続的にモニタリング調査を実施し、平成 22 年度は 7 地点とも環境基準に適合しています。

表-1.2.13 河川におけるダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

年度			県調査				市調査			環境基準
			有明海		大牟田川		有明海			
			St-2	St-10	五月橋	東泉橋	No. 1	No. 2	No. 3	
H12	補修前	5/18	—	—	93	39	—	—	—	1
		6/27	—	—	79	37		—	—	
	補修後	9/8	—	—	3.3	1.7		—	—	
H13	年平均値		0.57	0.82	2.3	2.3	0.71	0.27	0.36	
H14	年平均値		0.28	0.60	1.1	1.0	0.19	0.15	0.095	
H15	年平均値		0.18	0.21	0.69	0.48	0.11	0.11	0.13	
H16	年平均値		0.31	0.51	0.68	0.63	0.37	0.33	0.31	
H17	年平均値		0.46	0.88	0.64	0.50	0.19	0.18	0.21	
H18	年平均値		0.30	0.56	0.50	0.50	0.24	0.24	0.84	
H19	年平均値		0.53	0.35	0.42	0.47	0.19	0.19	0.26	
H20	年平均値		0.49	0.99	0.90	0.50	0.41	0.22	0.25	
H21	年平均値		0.36	0.60	0.37	0.29	0.45	0.62	0.59	
H22	年平均値		0.34	0.70	0.59	0.55	0.25	0.28	0.26	

※ St-2、St-10は年 3 回調査の平均値。

資料：平成23年版おおむたの環境

※ 五月橋、東泉橋は年 4 回調査の平均値。

※ No. 1、2、3は年 1 回調査。

3) 騒音

① 監視体制

本市は、一般地域及び道路に面する地域で騒音測定を実施しています。

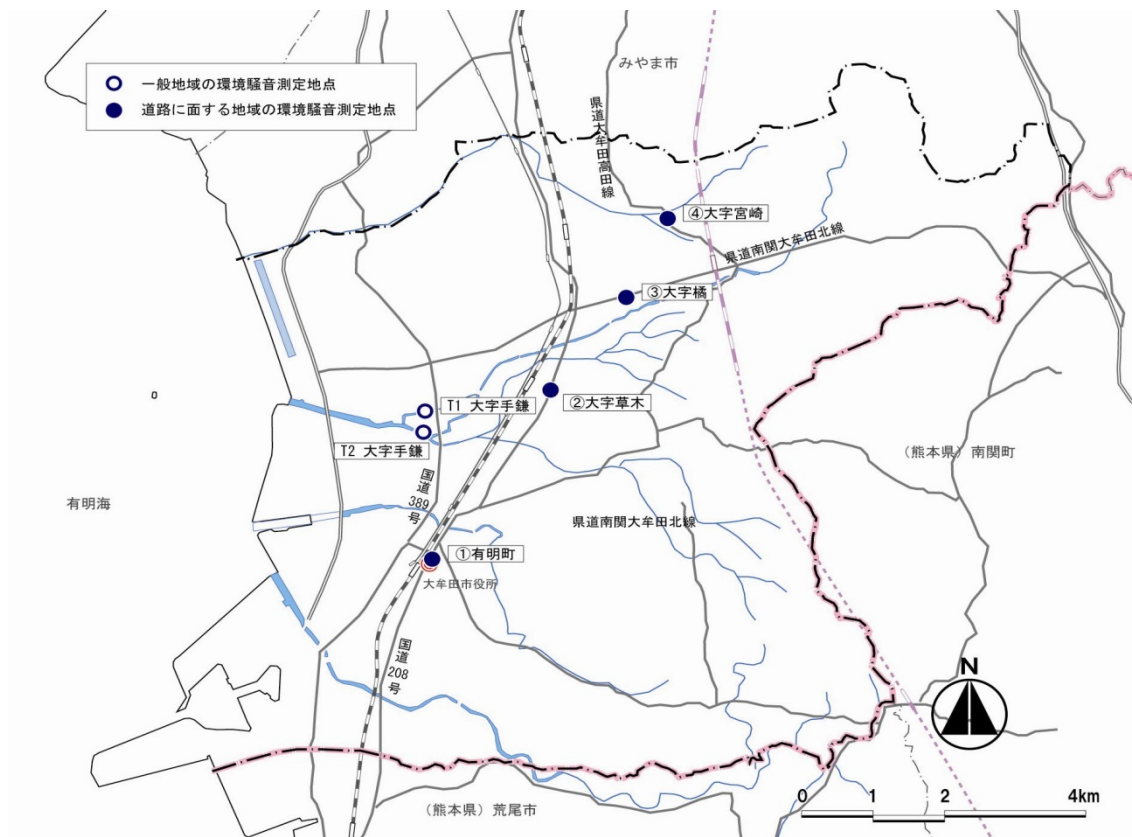


図-1.2.3 環境騒音測定地点位置図

② 騒音・振動の発生状況

一般地域の騒音では、平成 22 年度は騒音にかかる環境基準の地域類型の A 類型 2 地点で 24 時間騒音測定を行い、2 地点ともに環境基準を達成しています。

道路に面する地域の騒音は、平成 22 年度は幹線交通を担う道路に近接する 4 地点で 24 時間騒音・交通量測定を行い、4 地点ともに環境基準を達成しています。

表-1.2.14 平成 22 年度一般地域の環境騒音測定結果

(単位: dB)

番号	対象路線 (対象地区等)	住所・地区名	用途地域	地域 類型	基準時間帯 平均騒音レベル (Leq)		環境 基準	基準 適否
T1	ひばりが丘団地内	勝立	第 1 種低層住居 専用地域	A 類型	昼間	42	55	適 適
					夜間	34	45	
T2	萩尾団地公園付近	萩尾町	第 1 種低層住居 専用地域	A 類型	昼間	38	55	適 適
					夜間	33	45	

※ 測定日: 平成 23 年 1 月 27 日 ~ 28 日

表-1.2.15 平成 22 年度道路に面する地域の環境騒音測定結果

(単位: dB)

道路区分	番号	対象路線 測定地点	住所・地区名	用途地域 (車線数)	地域 類型	基準時間帯 平均騒音レベル (Leq)		環境 基準 (要請 限度)	基準 適否
幹線交通を担う道路	1	国道208号 大牟田市役所前	有明町	商業地域 (6車線)	C 類型	昼間	68	70 (75)	適
						夜間	62	65 (70)	適
	2	国道208号 大牟田スイミングスクール西側	大字草木	近隣商業地域 (2車線)	C 類型	昼間	68	70 (75)	適
						夜間	63	65 (70)	適
	3	大牟田川副線 坂口古物商横	大黒町	近隣商業地域 (2車線)	C 類型	昼間	68	70 (75)	適
						夜間	62	65 (70)	適
	4	市道正山町小川町線 諏訪公園入口	小川町	第 1 種住居地域 (4車線)	B 類型	昼間	69	70 (75)	適
						夜間	65	65 (70)	適

※ 測定日: 地点1~2 平成22年11月4~5日
 地点3~4 平成23年2月24~25日

4) 化学物質対策

平成 12 年 3 月施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (P R T R 法)」に基づく、市内の排出量・移動量は以下のとおりです。

市内では平成 13 年度の調査開始以降、50 前後の事業所から届出があり、排出量、移動量ともに、減少・改善傾向にあります。

平成 21 年度の排出量は 427 トン、移動量は 1,530 トンとなっています。

表-1.2.16 排出先別排出・移動量の推移

(単位: kg/年)

年度	届出数 (箇所)	排出量					移動量			排出・移動量 合計
		大気	水域	土壌	埋立	排出量 合計	下水道	廃棄物	移動量 合計	
平成13年度 (2001年)	45	810,095	114,668	0	26,185	950,948	130	1,638,816	1,638,946	2,589,894
平成14年度 (2002年)	48	764,765	165,175	0	16,558	946,499	63	1,789,992	1,790,055	2,736,554
平成15年度 (2003年)	52	763,801	147,909	2	16,044	927,756	0	1,827,349	1,827,349	2,755,105
平成16年度 (2004年)	53	698,835	89,985	0	7	788,827	0	2,839,305	2,839,305	3,628,132
平成17年度 (2005年)	52	649,819	45,398	0	5	695,222	0	2,460,402	2,460,402	3,155,624
平成18年度 (2006年)	49	627,672	56,294	0	77	684,043	0	2,250,220	2,250,220	2,934,262
平成19年度 (2007年)	49	616,596	46,071	0	86	662,753	0	2,373,753	2,373,753	3,036,506
平成20年度 (2008年)	50	517,895	44,185	0	0	562,079	550	2,070,643	2,071,193	2,633,272
平成21年度 (2009年)	48	395,657	31,702	0	97	427,455	0	1,530,291	1,530,291	1,957,746

※ 経済産業省作成ソフト「PRTRけんさくん」による市町村集計値

資料: 経済産業省製造産業局化学物質管理課

1.3 低炭素社会の実現に向けた地域環境の現況

1) 温室効果ガス

「大牟田市省エネルギービジョン」及び「大牟田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年である 2007（平成 19）年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年である 1990（平成 2）年度に比べ 39.9%増加し、1,607,928t-CO₂となっています。

表-1.3.1 温室効果ガス排出量 [t-CO₂]

		1990 年度 (平成 2 年度) ※1	2007 年度 (平成 19 年度) ※2	2008 年度 (平成 20 年度) [実績値]	2009 年度 (平成 21 年度) [実績値]	増減率 [%]	
						2007/1990	2009/2007
温室効果ガス排出量 合 計		1,149,498	1,607,928	1,652,556	1,484,400	39.9%	-7.7%
二酸化炭素 (CO ₂) 排出量							
エネルギー起源 排出量							
小 計		1,134,127	1,501,543	1,549,831	1,392,828	32.4%	-7.2%
産業部門	製造業	703,001	1,009,480	1,061,041	911,441	43.6%	-9.7%
	非製造業	23,547	17,421	16,012	14,716	-26.0%	-15.5%
民生家庭部門		127,164	156,198	152,570	151,077	22.8%	-3.3%
民生業務部門		73,127	102,992	107,989	105,498	40.8%	2.4%
運輸部門		207,288	215,452	212,219	210,096	3.9%	-2.5%
非エネルギー起源 排出量							
小 計		12,815	104,258	100,571	89,450	713.5%	-14.2%
工業プロセス部門		-	27,748	29,562	19,340	-	-30.3%
廃棄物部門		12,815	76,510	71,010	70,110	497.0%	-8.4%
メタン (CH ₄) 排出量							
小 計		92	216	227	206	135.2%	-4.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O) 排出量							
小 計		1,190	335	360	353	-71.9%	5.6%
代替フロン (HFC) 排出量							
小 計		1,273	1,577	1,568	1,563	23.8%	-0.9%

※1：京都議定書における基準年

※2：大牟田市省エネルギービジョン及び大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における基準年

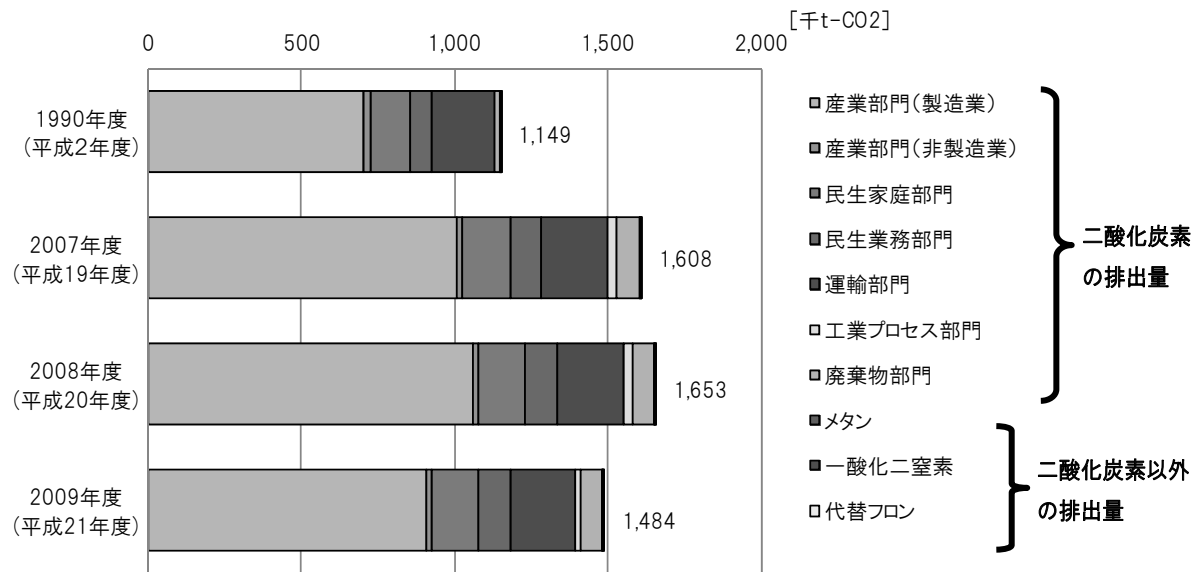


図-1.3.1 温室効果ガス排出量の推移

基準年とする 2007（平成 19）年度以降の実績を調査したところ、2008（平成 20）年度は、製造業の二酸化炭素排出量の増加に伴い、全体としても増加しましたが、2009（平成 21）年度には、すべての部門で減少に転じ、温室効果ガス全体として、2007（平成 19）年度比で 7.7%減少していることがわかりました。

なお、2007 年度（平成 19 年度）の温室効果ガス部門別排出量の割合は図-2. 3. 2 に示すとおりです。

その割合は、産業部門の比率が全体の約 63%を占め、次いで運輸部門が約 13%、民生家庭部門が約 10%を占めています。

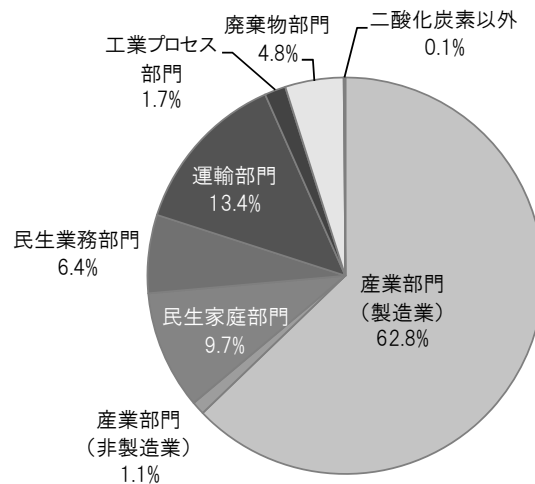


図-1.3.2 温室効果ガス排出量の部門別割合（2007）

1.4 循環型社会の実現に向けた地域環境の現況

1) 廃棄物

① 廃棄物の収集・処理状況

最終処分量は減少傾向にあり、平成22年度で1,616トンとなっています。

また、総資源化量も総排出量の減少に伴い、同じく減少傾向にあり、平成22年度には20,678トンとなっています。

表-1.4.1 ごみ処理状況

(単位：トン)

	収集量	プラザ 残渣	処理状況						最終 処分量	資源化量
			総量	焼却	RDF センター	リサイクル プラザ	直接 資源化	直接 埋立		資源物・ 有価物回収
平成18年度	50,619	177	50,796	—	40,817	4,038	5,941	—	2,115	23,209
平成19年度	48,177	174	48,351	—	38,627	3,838	5,886	—	1,925	22,940
平成20年度	46,780	175	46,955	—	37,933	3,603	5,419	—	1,795	20,743
平成21年度	44,607	178	44,785	—	36,274	3,579	4,932	—	1,709	20,480
平成22年度	43,626	176	43,802	—	35,715	3,480	4,607	—	1,616	20,678

※ 最終処分量・資源化量(資源物・有価物回収)は、RDFセンター及びリサイクルプラザの内数であり、直接資源化を含まない。

資料：環境部環境業務課

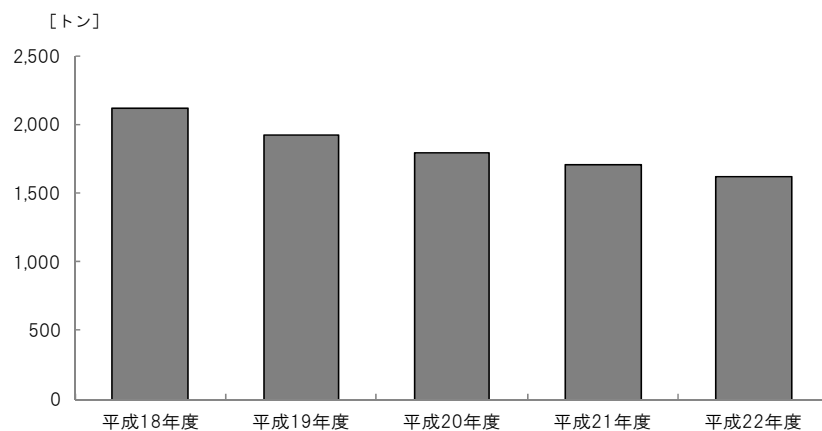


図-1.4.1 最終処分量の推移

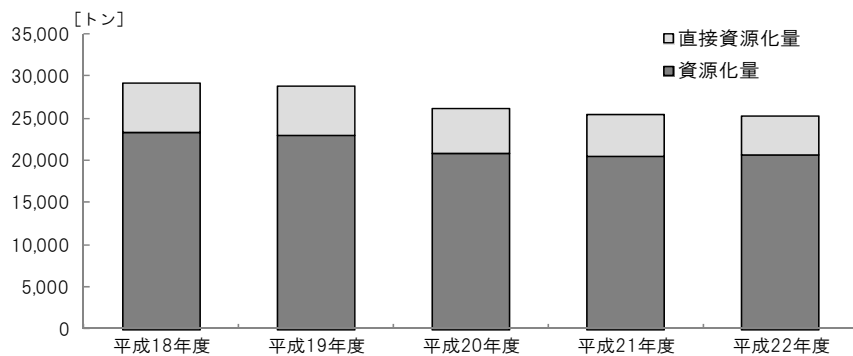


図-1.4.2 総資源化量の推移

② 廃棄物リサイクルの現状

リサイクル率は、大牟田・荒尾ＲＤＦセンター及び、大牟田市リサイクルプラザの稼働により、全国平均を大きく上回っており、平成22年度では47.2%となっています。

また、最終処分率は、ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザで発生する残渣にとどまり、平成22年度では3.7%と県、国の10～11%を大きく下回っています。

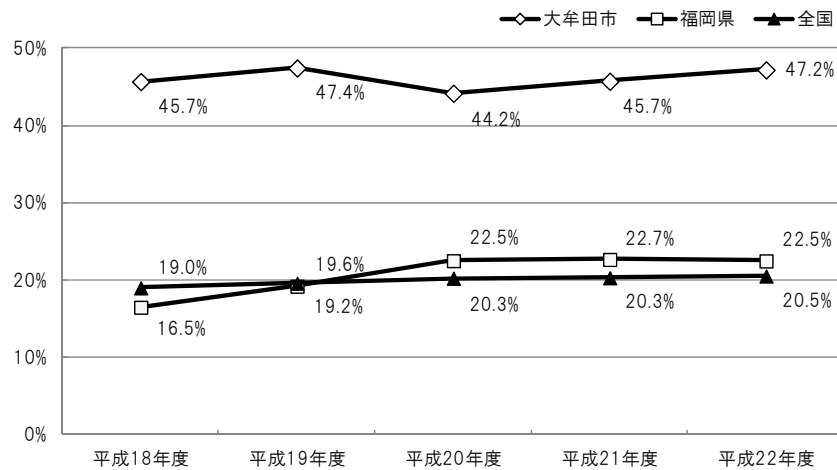


図-1.4.3 リサイクル率の推移

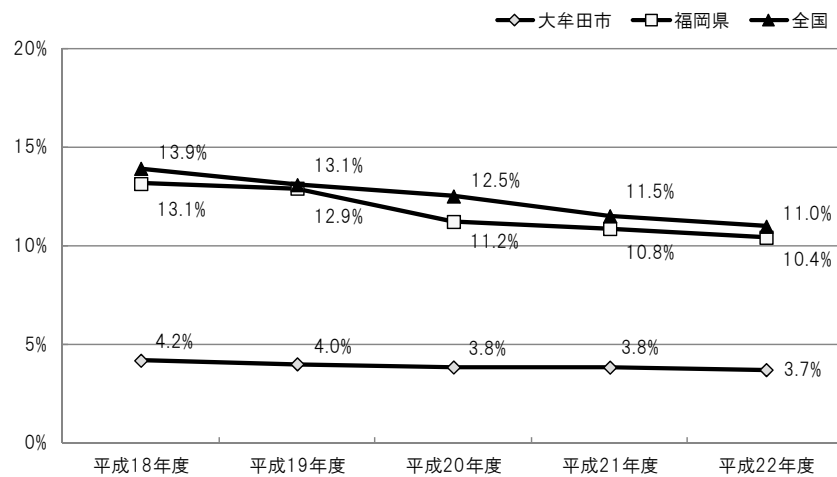


図-1.4.4 最終処分率の推移

③ 景 観

本市には有明海や三池山等の自然景観をはじめとして、三池港の工場群や宮原坑等の工場・炭鉱景観、社寺や古墳等の歴史景観など、多様な景観資源があります。

本市では、景観法に基づく「大牟田市景観計画（仮称）」の策定と景観条例の制定によって、このような景観資源を活かしながら、魅力あふれる景観形成を推進します。

なお、良好な自然景観を形成している地区を保護し、都市の景観を図りながら都市の風致を維持する地区として、片平山風致地区、黒崎風致地区の2箇所が指定されています。



▲ 黒崎風致地区



▲ 片平山風致地区(延命公園)

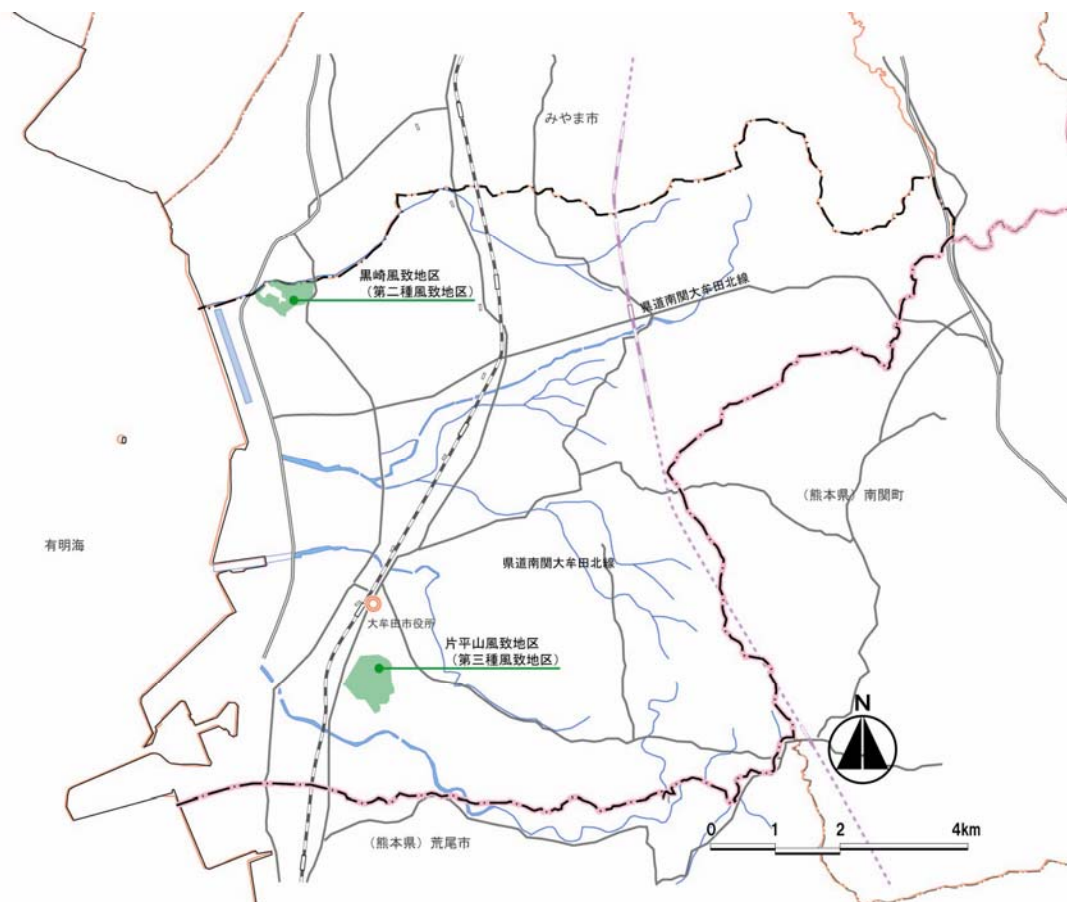


図-1.4.5 大牟田市内の風致地区

1.5 自然共生社会の実現に向けた地域環境の現況

1) 自然環境

本市は、山林や水田等の自然的土地利用によって市域の約5割が緑で覆われています。

北部には、甘木山から黒崎公園にかけて、東部には、三池山、大間山などからなる丘陵性山地が形成され、西部の有明海に向かって平坦な地形となり、海岸線一帯には干拓地が広がっています。

また、北部地域には水田や柑橘類を主体とした樹園地等があるほか、市街地内の寺社境内や文化財周辺に樹林地が点在しています。

自然景観では、甘木山や三池山には、市街地と有明海が一望できる主要な眺望点があるほか、県の天然記念物になっている「米ノ山断層及び石炭層の露頭」などの地質遺産を有しています。



▲ 甘木山からの眺望（大字甘木）



▲ 三池山（大字今山）



▲ 干拓地（昭和開地区）



▲ 米の山断層（焼石山）

写真資料：大牟田市観光協会「おおむたの宝もの100選」ほか

2) 植 生

本市の自然植生は「厳密には存在しない」と言われており、多くは代償植生による二次林で常緑広葉樹を主体とした照葉樹林帯に属し、植物社会学上、シイノキ・カシノキ・タブノキ・ヤブツバキ等で構成される「ヤブツバキ・クラス」です。植生分類では、市街地内の甘木山、高取山・三塚山の丘陵地にはまとまったシイ・カシ二次林、コナラ群落が見られます。東部の低山地帯は、シイ・カシ二次林と竹林が多くみられるとともに、果樹園が分布しています。大間山山麓部にまとまったコナラ群落が見られます。植林地は三池山南麓部にまとまっていますが、その他には大きな植林地はありません。

市内各所の寺社や宅地の庭には、古くから市民に親しまれ、都市の良好な景観を形成している樹木等が見られます。これらは自然環境の保全上重要な価値があり、平成 20 年度の調査では、74 本の巨樹（1.3mの高さにおける幹の周辺が 3m以上の樹木等）が確認されています。巨樹には、クスノキが多く、その他にイチヨウ、エノキ、タブノキ、クロガネモチ、イチイガシといった樹種が見られます。

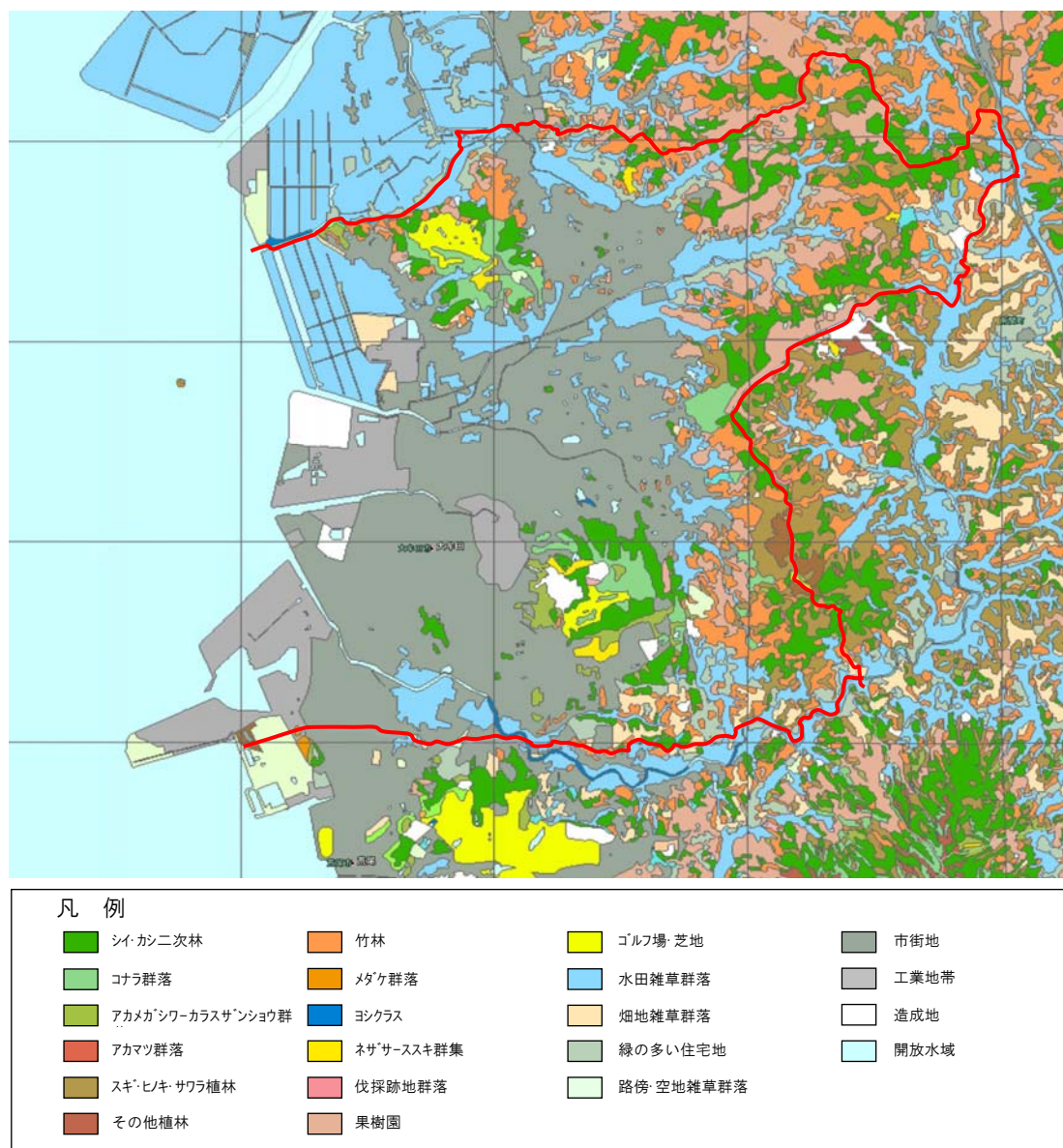


図-1.5.1 現存植生図

3) 貴重な動植物等

本市には、ほ乳類 13 種、鳥類 114 種、は虫類 13 種、両生類 11 種、昆虫類 94 種、植物 821 種の動植物等の生息・生育が確認されています（平成 13 年自然環境調査報告書）。

福岡県の希少野生生物（福岡県レッドデータブック 2001）では、市内で希少種に該当する動植物は、鳥類 10 種、両生類 3 種、淡水魚類 12 種、昆虫類（チョウ・ガ類）19 種、昆虫類（甲虫類ほか）7 種、陸・淡水貝類 7 種、淡水動物（エビ・カ等）9 種、植物 9 種の計 76 種におよびます。



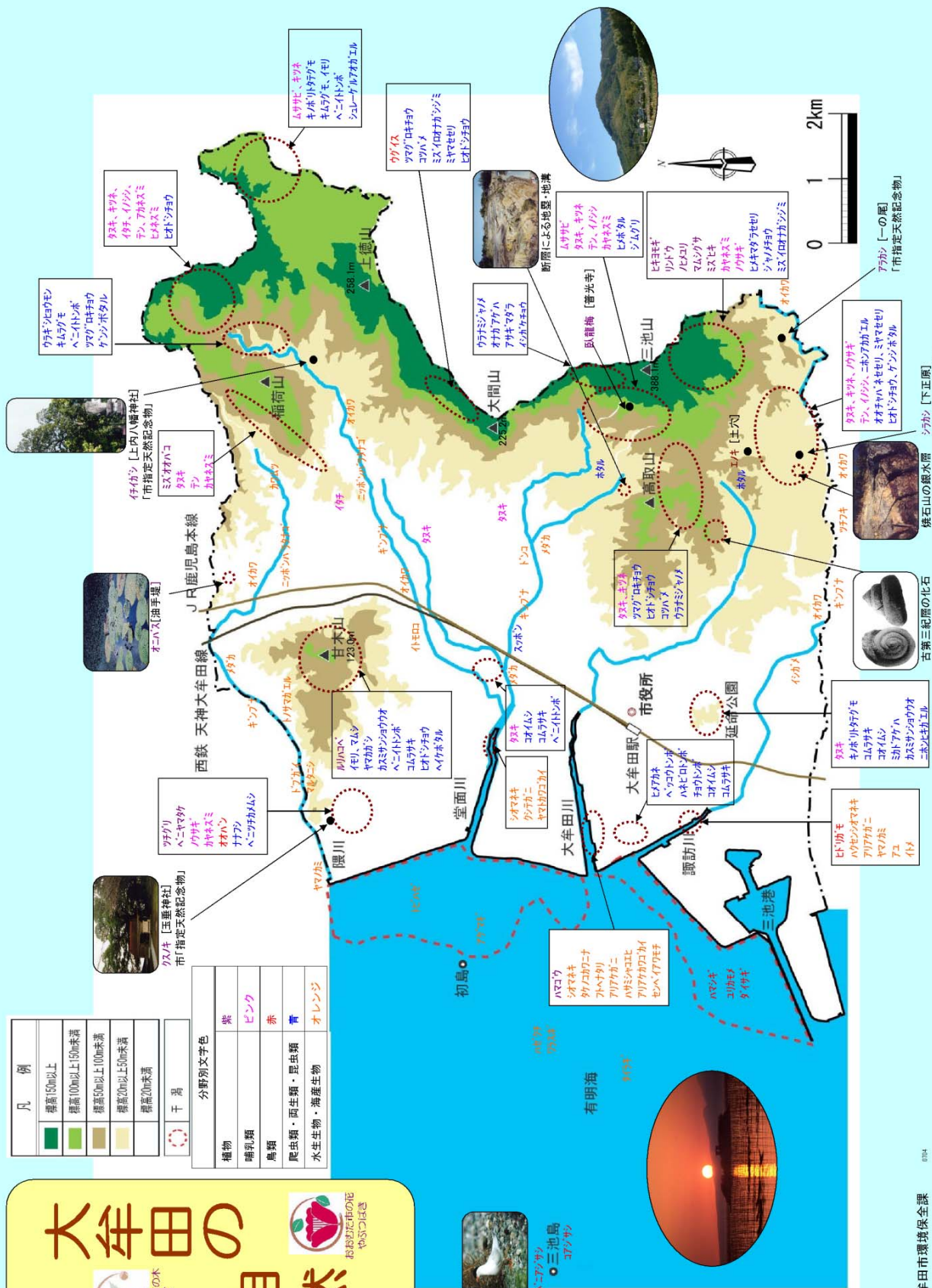
資料：大牟田市の自然マップ（平成 19 (2007) 年作成）

大牟田の自然



凡 例
標高150m以上
標高100m以上150m未満
標高50m以上100m未満
標高20m以上50m未満
標高20m未満
干 潟

分野別文字色
植物
哺乳類
鳥類
爬虫類・両生類・昆虫類
水生生物・海産生物
分 類
緑
黄
赤
青
オレンジ



自然を守るため再生紙を使用しています

表-1.5.1(1) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（鳥類）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
鳥類	コアジサシ	カモメ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	ツバメチドリ	ツバメチドリ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	ベニアジサシ	カモメ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	オオルリ	ヒタキ科	準絶滅危惧	なし
鳥類	オシドリ	カモ科	準絶滅危惧	情報不足
鳥類	キビタキ	ヒタキ科	準絶滅危惧	なし
鳥類	チュウサギ	サギ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
鳥類	ハイタカ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
鳥類	ミサゴ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
鳥類	カササギ	カラス科	保全対策依存種	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(2) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（両生類）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
両生類	カスミサンショウウオ	サンショウウオ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
両生類	ニホンアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
両生類	ニホンヒキガエル	ヒキガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(3) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（魚類）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
淡水魚類	クルメサヨリ	サヨリ科	絶滅危惧ⅠＡ類	準絶滅危惧種
淡水魚類	トビハゼ	ハゼ科	絶滅危惧ⅠＢ類	準絶滅危惧種
淡水魚類	カゼトゲタナゴ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠＢ類
淡水魚類	ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
淡水魚類	ニッポンバラタナゴ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠＡ類
淡水魚類	ムツゴロウ	ハゼ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠＢ類
淡水魚類	カネヒラ	コイ科	準絶滅危惧	なし
淡水魚類	ハゼクチ	ハゼ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	メダカ	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	ヤマノカミ	カジカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠＢ類
淡水魚類	ヤリタナゴ	コイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧種
淡水魚類	アユ	キュウリウオ科	天然不明	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(4) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（昆虫類・クワガタ）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
昆虫類（鱗翅類）	オオウラギンヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類（鱗翅類）	オオチャバネオトウ	ヤガ科	絶滅危惧Ⅰ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	クロシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類（鱗翅類）	クロヒカゲモドキ	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類（鱗翅類）	ヒカゲチョウ	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅰ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	ウラギンシジミヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種
昆虫類（鱗翅類）	ウラナミジャノメ	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類（鱗翅類）	エゾスジグロシロチョウ	シロチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	コツバメ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	コムラサキ	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	ジャノメチョウ	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	ツマグロキチョウ	シロチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類（鱗翅類）	ヒメキマダラセセリ	セセリチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	ミズイロオナガシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	ミヤマセセリ	セセリチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	メスグロヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（鱗翅類）	オオチャバネセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	なし
昆虫類（鱗翅類）	オナガアゲハ	アゲハチョウ科	準絶滅危惧	なし
昆虫類（鱗翅類）	ヒオドシチョウ	タテハチョウ科	準絶滅危惧	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(5) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（昆虫類-甲虫類ほか）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
昆虫類（甲虫類ほか）	アカマダラコガネ	コガネムシ科	絶滅危惧Ⅰ類	情報不足
昆虫類（甲虫類ほか）	ベッコウトンボ	トンボ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類（甲虫類ほか）	ヨツボシカミキリ	カミキリムシ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類（甲虫類ほか）	オオマドボタル	ボタル科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（甲虫類ほか）	クスベニカミキリ	カミキリムシ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（甲虫類ほか）	テラニシセスジゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
昆虫類（甲虫類ほか）	トラフカミキリ	カミキリムシ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(6) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（陸・淡水貝類）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
陸・淡水産貝類	ウミマイマイ	ウミマイマイ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
陸・淡水産貝類	タケノコカワニナ	トウガタカワニナ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
陸・淡水産貝類	アズキカワザンショウ	カワザンショウガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
陸・淡水産貝類	オカミミガイ	オカミミガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
陸・淡水産貝類	ツブカワザンショウ	カワザンショウガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	なし
陸・淡水産貝類	ヒロクチカノコガイ	アマオブネガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
陸・淡水産貝類	カワザンショウガイ	カワザンショウガイ科	準絶滅危惧	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(7) 市内での生息が確認されている福岡県ＲＤＢ種（淡水エビ・カ等）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
淡水動物	アリアケガニ	スナガニ科	絶滅危惧種	なし
淡水動物	アリアケモドキ	スナガニ科	絶滅危惧種	なし
淡水動物	シオマネキ	スナガニ科	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類
淡水動物	ベンケイガニ	イワガニ科	絶滅危惧種	なし
淡水動物	オサガニ	スナガニ科	準絶滅危惧	なし
淡水動物	ハクセンシオマネキ	スナガニ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
淡水動物	マミズクラゲ	ハナガサクラゲ科	準絶滅危惧	なし
淡水動物	メナシビンノ	カクレガニ科	準絶滅危惧	なし
淡水動物	ヤドリカニダマシ	カニダマシ科	準絶滅危惧	なし

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

表-1.5.1(8) 市内での生育が確認されている福岡県ＲＤＢ種（植物）

分類群	和名	科名	福岡県ランク	環境省ランク
維管束植物	トラノオスズカケ	ゴマノハグサ科	絶滅危惧ⅠＡ類	なし
維管束植物	ヒロハマツナ	アカザ科	絶滅危惧ⅠＡ類	絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	オキナグサ	キンボウゲ科	絶滅危惧ⅠＢ類	絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	シンジュガヤ	カヤツリグサ科	絶滅危惧ⅠＢ類	なし
維管束植物	タイワンスゲ	カヤツリグサ科	絶滅危惧ⅠＢ類	絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ツキヌキオトギリ	オトギリソウ科	絶滅危惧ⅠＢ類	絶滅危惧ⅠＢ類
維管束植物	ヒキヨモギ	ゴマノハグサ科	絶滅危惧ⅠＢ類	なし
維管束植物	ヤガミソゲ	カヤツリグサ科	絶滅危惧ⅠＢ類	なし
維管束植物	タシロラン	ラン科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種

資料：福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック２００２－

資料：環境省版レッドリスト（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）－平成18・19年改訂版－

4) 自然環境保全に係る法指定など

自然環境保全に係る法指定の地区は、甘木山一帯が自然風景地を保護し、利用増進を図ることを目的に県が定めた自然公園「矢部川県立自然公園」に指定されています（当該自然公園全体の飛び地区域）。

また、野性鳥獣の保護繁殖を図ること目的とする鳥獣保護区に、甘木山と三塚山周辺地区「甘木山鳥獣保護区」「三塚山鳥獣保護区」の2地区が指定されています。

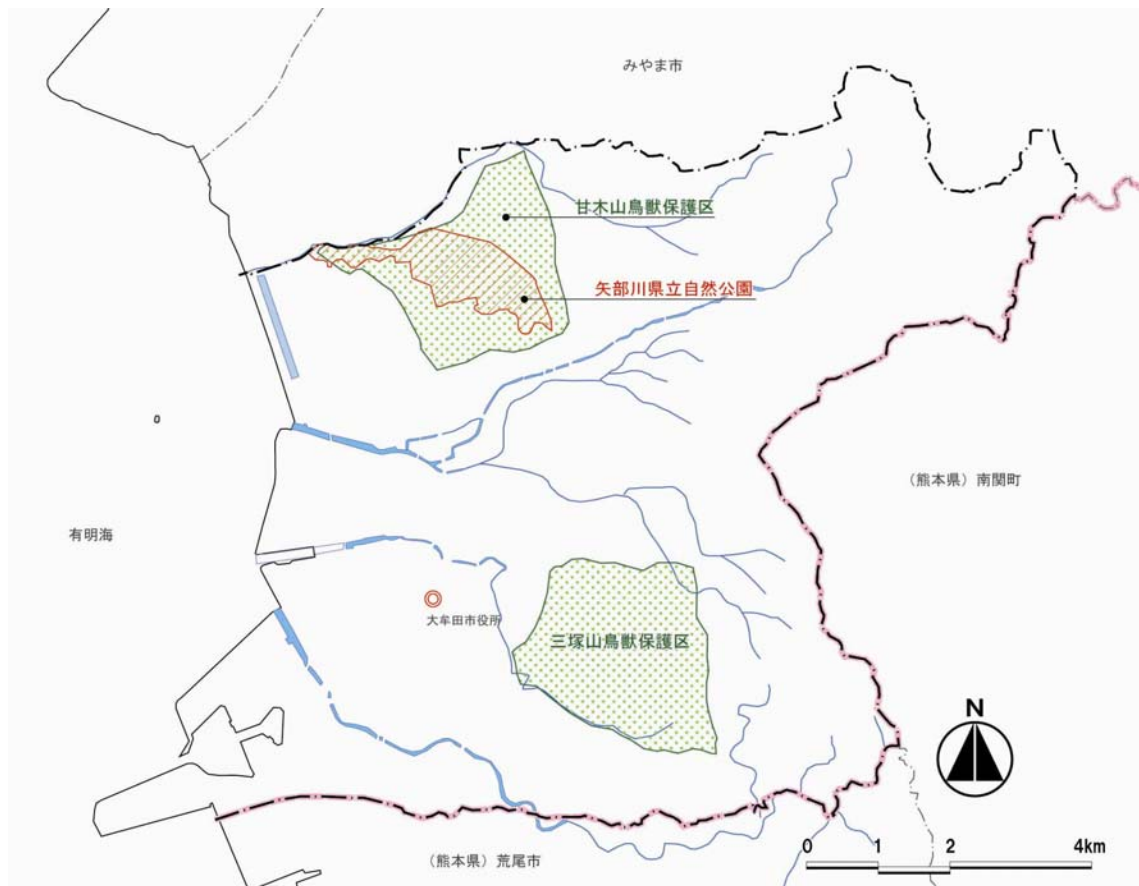


図-1.5.1 自然環境保全に係る法指定位置図

5) 文化財

本市には国指定、国登録、県指定、市指定の文化財が 46 件あります。そのうち炭鉱関連施設や市役所旧本庁舎などの近代化遺産が 8 件登録されています。

表-1.5.2 市内にある指定・登録文化財箇所数

(平成23年4月1日現在)

国			県						市						合 計
建造物	史 跡	登録文化財	建造物	史 跡	彫 刻	考古資料	民俗文化財	天然記念物	建造物	考古資料	彫 刻	民俗文化財	史 跡	天然記念物	
2	3	3	1	1	2	13	1	3	2	6	2	3	2	4	48

資料：市教育委員会

表-1.5.3 市内にある指定・登録文化財一覧

(平成23年4月1日現在)

指定区分	指定年月日	文化財の名称	所在地
国 指 定			
建造物 (重要文化財)	昭45. 6. 17	早鐘眼鏡橋 (附 旧水路1 0m)	早鐘町128
"	平10. 5. 1	三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱宮原坑施設	宮原町1-86 - 3 ほか
史 跡	昭36. 4. 5	萩ノ尾古墳	東萩尾町289 ほか
"	昭52. 2. 17	潜塚古墳	黄金町1-469 ほか
"	平12. 1. 19	三井三池炭鉱跡 宮原坑跡 万田坑跡	宮原町1-86-3 ほか、桜町201-2 ほか
国 登 録			
建造物	平10. 1. 16	旧三池炭鉱宮浦坑煙突	西宮浦町132-8
"	平12. 12. 4	サンデン本社屋(旧三池炭鉱三川電鉄変電所)	新港町1-30
"	平17. 12. 26	大牟田市役所本庁舎旧館	有明町2-3
県 指 定			
建造物	平 8. 5. 31	旧三池集治監外塀及び石垣	上官町4-77 三池工業高校
史 跡	平15. 2. 5	黒崎観世音塚古墳・経塚	岬2608-2 ほか
彫 刻	昭33. 4. 3	木造薬師如来坐像	今山2538 普光寺
"	昭38. 1. 16	木造慈覚大師坐像	"
考古資料	昭32. 8. 13	黒崎山舟形石棺	宝坂町2-2-3 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
"	昭33. 4. 3	宮原石層塔残欠	宮原町1-191 駿馬天満宮
"	昭33. 11. 13	不動明王板碑(附 梵字阿弥陀三尊板碑)	今山2538 普光寺
"	昭33. 11. 13	石造六地藏	倉永872 法雲寺
"	昭33. 11. 13	南無阿弥陀仏名号板碑(附 四面仏石塔残欠)	藤田町743 藤田天満宮
"	昭34. 3. 31	石甲	宝坂町2-2-3 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
"	昭36. 4. 18	今山普光寺ならびに定林寺石塔群	今山2538 普光寺、今山1878 定林寺
"	昭37. 4. 19	宮原天満宮石幢残欠	宮原町1-191 駿馬天満宮
"	昭38. 1. 16	蜜柑山舟形石棺	宝坂町2-2-3 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
"	昭45. 5. 2	乙宮神社の石殿	宮坂町20 乙宮神社
"	昭57. 4. 1	倉永古墳壁画残欠	宝坂町2-2-3 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
"	昭57. 4. 1	高塚舟形石棺	"
"	昭57. 4. 1	古城山家形石棺	"
民俗文化財	昭38. 1. 16	湯谷柳川領境界石	四ヶ(字湯谷)
天然記念物	昭33. 4. 3	臥龍梅	今山2538 普光寺
"	昭54. 3. 6	土穴のエノキ	櫛野928
"	平18. 3. 3	米ノ山断層及び石炭層の露頭	櫛野2964 焼石山公園
市 指 定			
建造物	平17. 12. 9	旧三井港倶楽部	西港町2-6
"	平22. 11. 19	旧長崎税関三池税関支署	新港町1-25
考古資料	昭34. 12. 12	四方佛塔(附 五輪塔地輪)	藤田町672
"	昭42. 10. 11	大間劫月院跡の石造遺物	三池226
"	昭42. 10. 11	明正寺六地藏幢	三池779 明正寺
"	昭50. 3. 18	定林寺中興開山塔	今山1878 定林寺
"	昭50. 3. 18	本村の四仏塔婆	勝立(字本村)
"	昭50. 3. 18	三池氏供養塔	今山1878 定林寺
彫 刻	平 5. 3. 10	普光寺仁王像	今山2538 普光寺
"	平12. 4. 14	教楽来天満神社石造狛犬	教楽来1114 教楽来天満神社
史 跡	昭37. 7. 16	歴代三池藩主墓地	今山2585 紹運寺ほか
"	昭38. 7. 11	上内立花内膳家墓地	上内2248
天然記念物	昭41. 9. 30	上内八幡宮のイチイガシ	上内1528 上内八幡宮
"	昭44. 6. 11	玉垂神社の大樟	岬2363 玉垂神社
"	昭61. 4. 16	一ノ尾のアラカシ	教楽来841
"	昭61. 4. 16	下正原のシラカシ	勝立1685
民俗文化財	昭37. 7. 16	焚石山鎮守社稻荷石祠	宮崎52-2 森宅
"	昭50. 3. 18	岡天満宮祭礼行事	上内岡・坂井地区
"	平22. 4. 14	三池地区祇園社祭礼行事“三池の大蛇山”	三池・新町

資料：市教育委員会

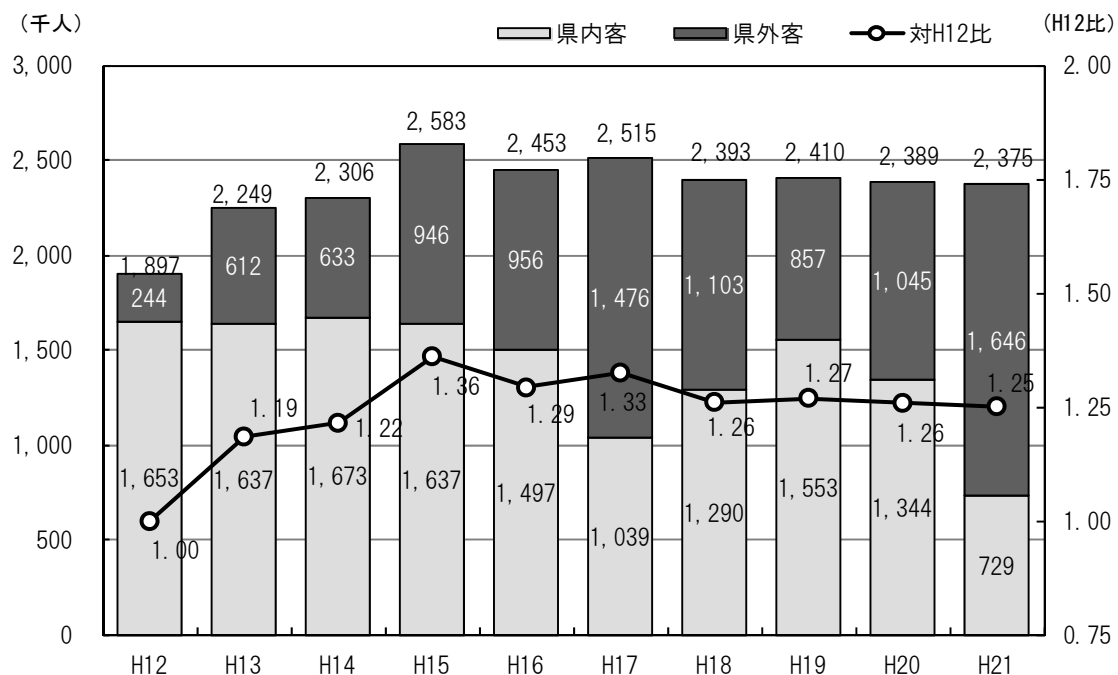
6) 観 光

市内には、史跡や炭鉱関連施設、動物園、公園等の観光施設が点在し、県内外から毎年240万人前後の観光客が訪れています。観光客の動向では、平成12年に比べ、1.2～1.3倍程度増加していますが、ここ数年は横ばい傾向にあります。

表-1.5.4 市内主要観光施設一覧

分 野	観光施設名称	分 野	観光施設名称
史 跡	潜塚古墳	動物園	大牟田市動物園
	萩ノ尾古墳	花・公園	臥龍梅（普光寺）
	黒崎観世音塚古墳		さくら（延命公園・甘木公園）
	三池街道		ポピー（健老町・ひまわり畑）
	早鐘眼鏡橋		あじさい（定林寺）
	三池陣屋の眼鏡橋		ひまわり（健老町・ひまわり畑）
近代化遺産	宮原抗跡	工場等	諏訪公園
	宮浦石炭記念公園		三池公園
	旧三池炭鉱専用鉄道		オーム乳業株式会社
	炭鉱電車		昭和アルミニウム缶株式会社
	旧三川電鉄変電所		松谷海苔株式会社
	三池港		ヤヨイ食品株式会社
	旧三池集治監外堀		エコサンクセンター

資料：大牟田観光協会HP



資料：福岡県国際経済観光課

図-1.5.2 観光客数の推移

2.1 調査概要

1) 調査対象

市内在住の成人(18 歳以上)1,000 人 (無作為抽出)

2) 調査期間

平成23年 6月10日～平成23年 6月27日

3) 回収率

43. 0% (430人回収済)

2.2 市民アンケート調査結果

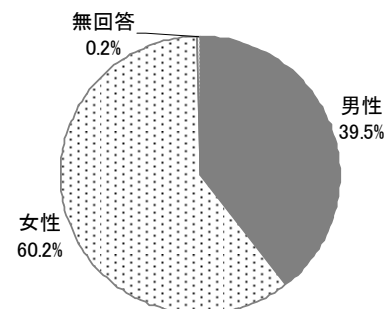
1) 回答者属性

①回答者の性別

($\Sigma=430$)

	人数	割合
男性	170	39. 5%
女性	259	60. 2%
無回答	1	0. 2%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

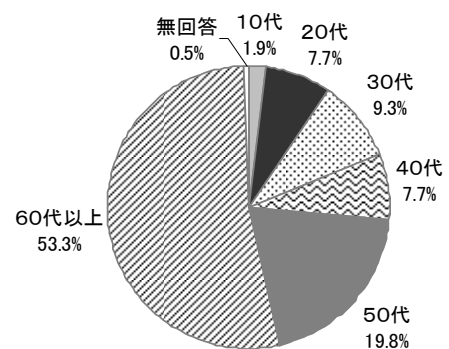


②回答者の年齢

($\Sigma=430$)

	人数	割合
10 代	8	1. 9%
20 代	33	7. 7%
30 代	40	9. 3%
40 代	33	7. 7%
50 代	85	19. 8%
60 代	229	53. 3%
無回答	2	0. 5%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

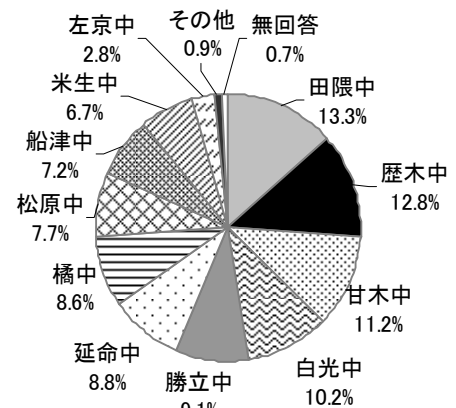


③回答者の住所（中学校区）

($\Sigma=430$)

	人数	割合
田隈中	57	13.3%
歴木中	55	12.8%
甘木中	48	11.2%
白光中	44	10.2%
勝立中	39	9.1%
延命中	38	8.8%
橘中	37	8.6%
松原中	33	7.7%
船津中	31	7.2%
米生中	29	6.7%
左京中	12	2.8%
その他	4	0.9%
無回答	3	0.7%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

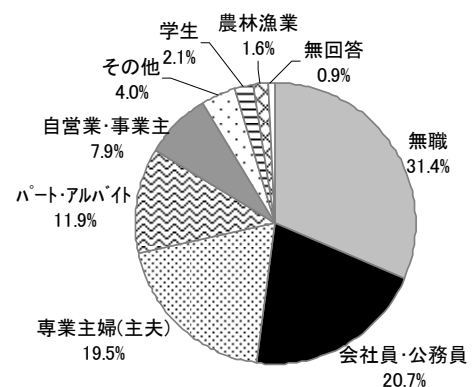


④回答者の職業

($\Sigma=430$)

	人数	割合
無職	135	31.4%
会社員・公務員	89	20.7%
専業主婦(主夫)	84	19.5%
パート・アルバイト	51	11.9%
自営業・事業主	34	7.9%
その他	17	4.0%
学生	9	2.1%
農林漁業	7	1.6%
無回答	4	0.9%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

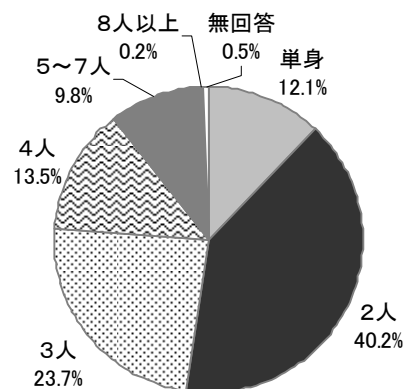


⑤回答者の家族人数

($\Sigma=430$)

	人数	割合
単身	52	12.1%
2人	173	40.2%
3人	102	23.7%
4人	58	13.5%
5～7人	42	9.8%
8人以上	1	0.2%
無回答	2	0.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

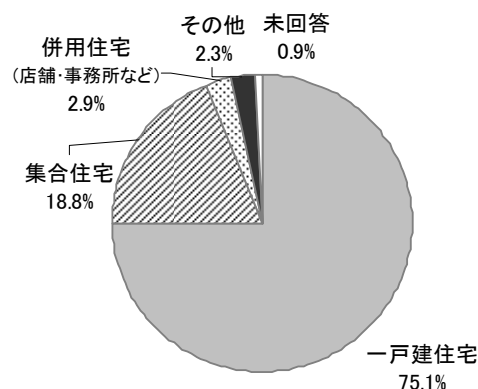


⑥回答者の居住形態

($\Sigma=430$)

	人数	割合
一戸建住宅	323	75.1%
集合住宅	81	18.8%
併用住宅(店舗・事務所など)	12	2.8%
その他	10	2.3%
無回答	4	0.9%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

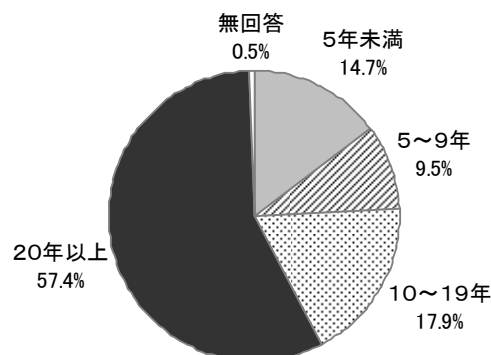


⑦回答者の居住期間

($\Sigma=430$)

	人数	割合
5年未満	63	14.7%
5～9年	41	9.5%
10～19年	77	17.9%
20年以上	247	57.4%
無回答	2	0.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



2) 身近な環境について

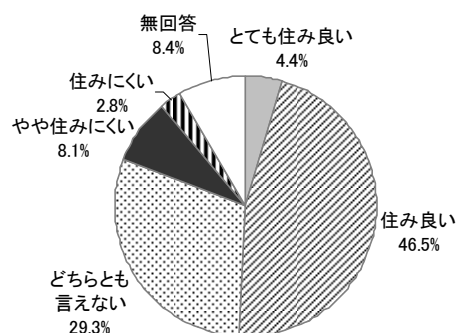
①大牟田市の住み良さ

- ・大牟田市の住み良さは、“とても住み良い” “住み良い” の割合が 50.9%と、“やや住みにくい” “住みにくい” の 10.9%を大きく上回っている。
- ・年齢別では、全年代ともほぼ同じ傾向にある。
- ・居住期間別では、10 年未満で“とても住み良い” “住み良い” の割合（43.2%）が、10 年以上の割合（53.7%）より若干低くなっている。

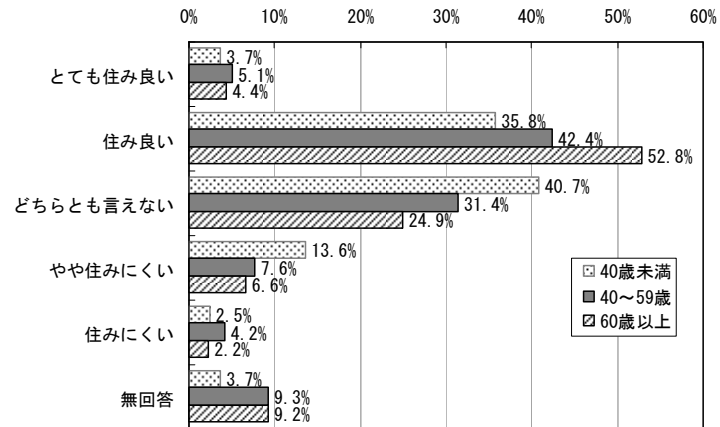
($\Sigma=430$)

	人数	割合
とても住み良い	19	4.4%
住み良い	200	46.5%
どちらとも言えない	128	29.8%
やや住みにくい	35	8.1%
住みにくい	12	2.8%
無回答	36	8.4%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【年齢別】



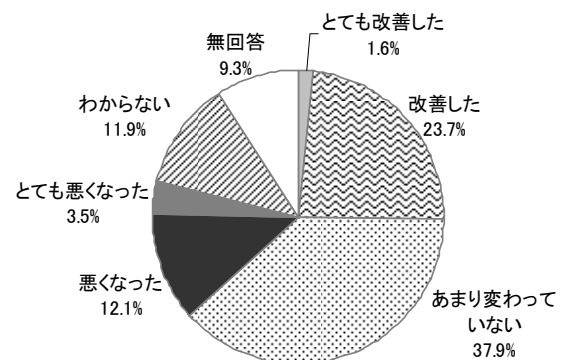
②大牟田市の環境について（10 年間での環境の変化）

- ・大牟田市の環境については、“あまり変わっていない”が 37.9%と最も多く、次いで“改善した”の 23.7%となっている。
- ・居住期間別にみると、10 年未満では“改善した”と“あまり変わっていない”は同程度であるが、10 年以上では、“改善した”は 22.2%で、“あまり変わっていない”が 40.4%と大きく上回っている。

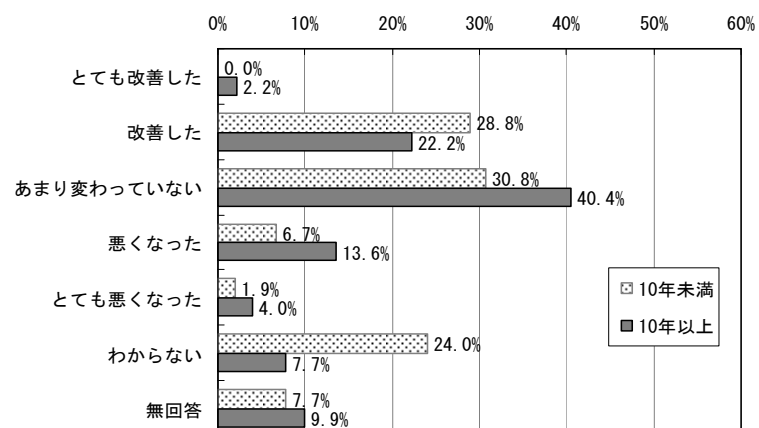
(Σ=430)

	人数	割合
とても改善した	7	1.6%
改善した	102	23.7%
あまり変わっていない	163	37.9%
悪くなった	52	12.1%
とても悪くなった	15	3.5%
わからない	51	11.9%
無回答	40	9.3%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【居住期間別】



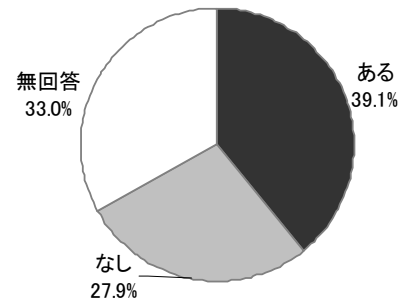
③未来に残したい環境や場所

- ・残したい環境や場所は、回答者の約 40%から 294 件寄せられ、“動物園” が最も多く 43 回答、次いで“三池炭鉱関連施設”の 34 回答、“三池山（眺望舎）” 23 回答、“延命公園” 21 回答、“三池港” 20 回答と続く。
- ・炭鉱関連施設以外では、山や海など自然環境に対する好感が高い。

($\Sigma=430$)

	人数	割合
ある	168	39.1%
なし	120	27.9%
無回答	142	33.0%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【未来に残したい環境や場所】

($\Sigma=430$) 複数回答

順位	未来に残したい環境や場所	回答数	順位	未来に残したい環境や場所	回答数
1	動物園	43	12	石炭産業科学館	7
2	三池炭鉱関連施設	34	13	カルタックス大牟田	4
3	三池山（眺望舎）	23	14	三池公園	4
4	延命公園	21	15	自然環境	3
5	三池港	20	15	諏訪川	3
6	甘木公園・甘木公園（桜）	17	15	旧三池海水浴場	3
7	諏訪公園	16	15	大蛇山	3
8	有明海	8	15	夏祭り	3
8	市役所本館	8	15	公園緑地	3
8	普光寺（蛍・梅）	8	15	大牟田駅	3
8	旧三井港倶楽部	8			

※回答の多い順、3 票以上

④大牟田市の環境の満足度

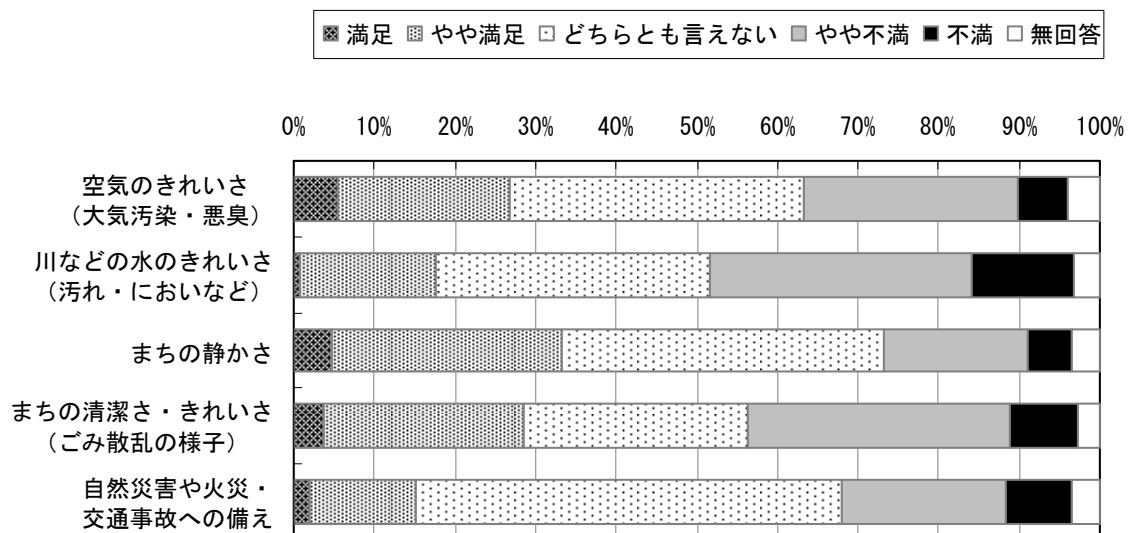
【生活環境】

- ・生活環境では、“まちの静かさ”で、「満足」と「やや満足」の割合が30%を超え、他の項目より若干高くなっている。
- ・“川などの水のきれいさ”“まちの清潔さ・きれいさ”では、「満足」「やや満足」の割合が30%を下回り、「不満」「やや不満」とする割合が40%以上と高くなっている。

(Σ=430)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	24 5.6%	91 21.2%	157 36.5%	114 26.5%	27 6.3%	17 4.0%
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	3 0.7%	73 17.0%	146 34.0%	140 32.6%	54 12.6%	14 3.3%
まちの静かさ	20 4.7%	123 28.6%	172 40.0%	77 17.9%	23 5.3%	15 3.5%
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱の様子)	16 3.7%	107 24.9%	119 27.7%	140 32.6%	36 8.4%	12 2.8%
自然災害や火災・ 交通事故への備え	9 2.1%	56 13.0%	227 52.8%	88 20.5%	35 8.1%	15 3.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



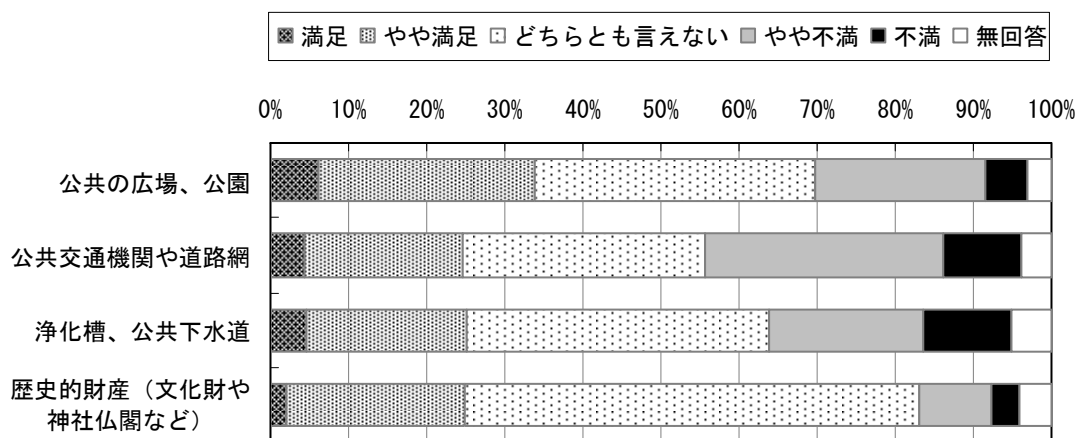
【快適環境】

- ・快適環境では、“公共の広場、公園”で「満足」「やや満足」の割合が30%を上回り、他の項目より若干高くなっている。
- ・一方“公共交通機関や道路網”“浄化槽、公共下水道”の項目では、「不満」「やや不満」の割合が他の項目に比べ、高くなっている。

($\Sigma=430$)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公共の広場、公園	26 6.0%	120 27.9%	154 35.8%	94 21.9%	23 5.3%	13 3.0%
公共交通機関や道路網	19 4.4%	87 20.2%	133 30.9%	131 30.5%	43 10.0%	17 4.0%
浄化槽、公共下水道	20 4.7%	88 20.5%	167 38.8%	84 19.5%	49 11.4%	22 5.1%
歴史的財産 (文化財や神社仏閣など)	9 2.1%	98 22.8%	250 58.1%	40 9.3%	15 3.5%	18 4.2%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



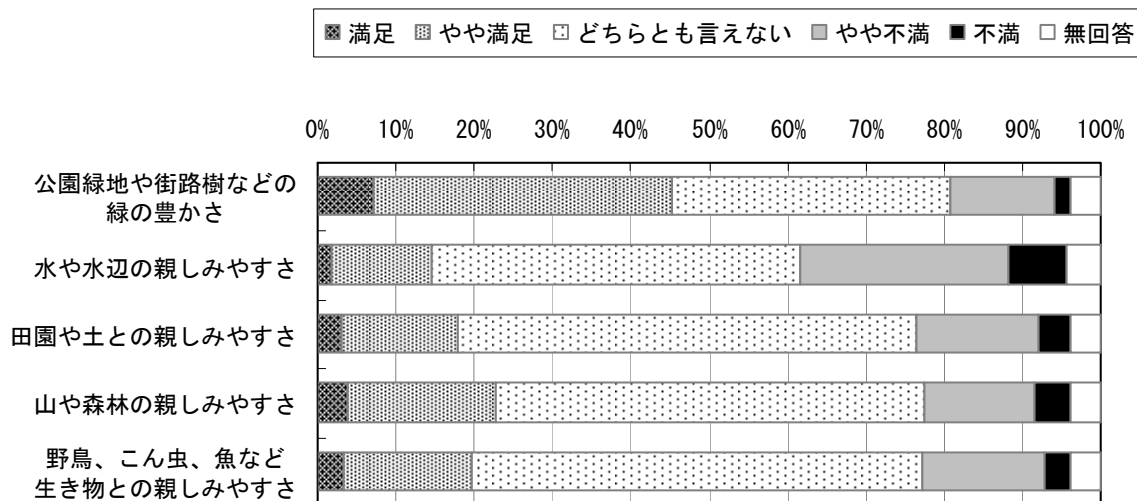
【自然環境】

- ・自然環境では、“公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ”で、「満足」「やや満足」の割合が45.3%と高く、他の項目を大きく上回っている。
- ・“水や水辺の親しみやすさ”は、その他の項目に比べ、「満足」「やや満足」の割合が低く、「不満」「やや不満」の割合が高い。

($\Sigma=430$)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	31 7.2%	164 38.1%	153 35.6%	57 13.3%	9 2.1%	16 3.7%
水や水辺の親しみやすさ	8 1.9%	55 12.8%	202 47.0%	114 26.5%	32 7.4%	19 4.4%
田園や土との親しみやすさ	13 3.0%	64 14.9%	252 58.6%	67 15.6%	18 4.2%	16 3.7%
山や森林の親しみやすさ	16 3.7%	82 19.1%	235 54.7%	61 14.2%	19 4.4%	17 4.0%
野鳥、こん虫、魚など生き物との親しみやすさ	14 3.3%	71 16.5%	247 57.4%	67 15.6%	15 3.5%	16 3.7%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



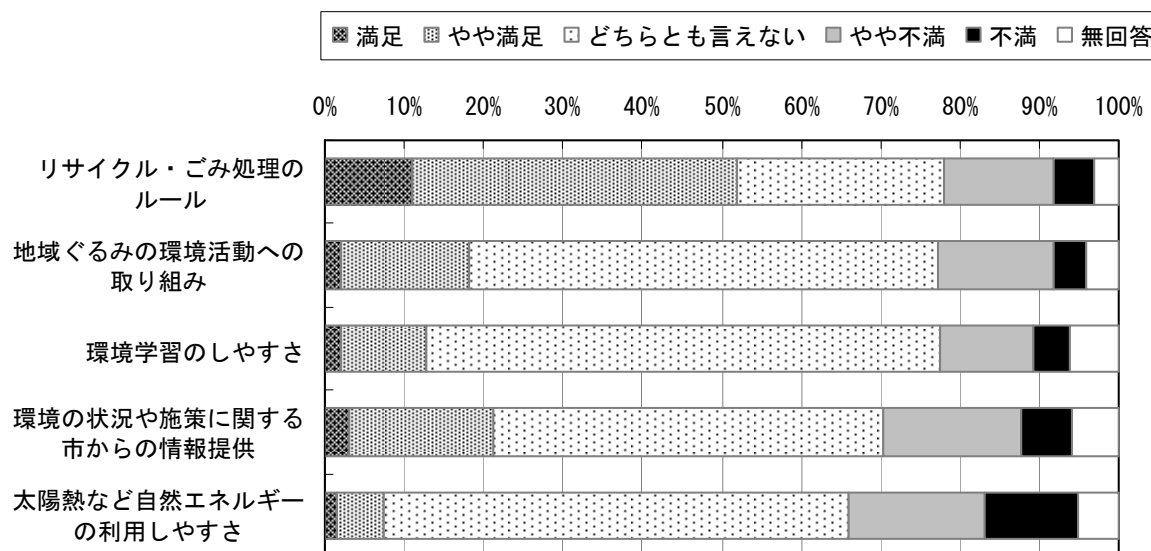
【資源・エネルギー関連】

- ・資源・エネルギー関連では、“リサイクル・ごみ処理のルール”で「満足」「やや満足」の割合が50%以上と高く、他の項目を大きく上回っている。
- ・他の項目では、「どちらとも言えない」の割合が約50%～65%と高く、“太陽熱など自然エネルギーの利用しやすさ”では「満足」「やや満足」の割合が特に低い。

($\Sigma=430$)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	48 11.2%	175 40.7%	114 26.5%	59 13.7%	21 4.9%	13 3.0%
地域ぐるみの環境活動への取り組み	9 2.1%	70 16.3%	253 58.8%	64 14.9%	17 4.0%	17 4.0%
環境学習のしやすさ	8 1.9%	48 11.2%	277 64.4%	51 11.9%	20 4.7%	26 6.0%
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	13 3.0%	79 18.4%	213 49.5%	74 17.2%	26 6.0%	25 5.8%
太陽熱など自然エネルギーの利用しやすさ	6 1.4%	26 6.0%	254 59.1%	74 17.2%	49 11.4%	21 4.9%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



⑤大牟田市の環境での重要度

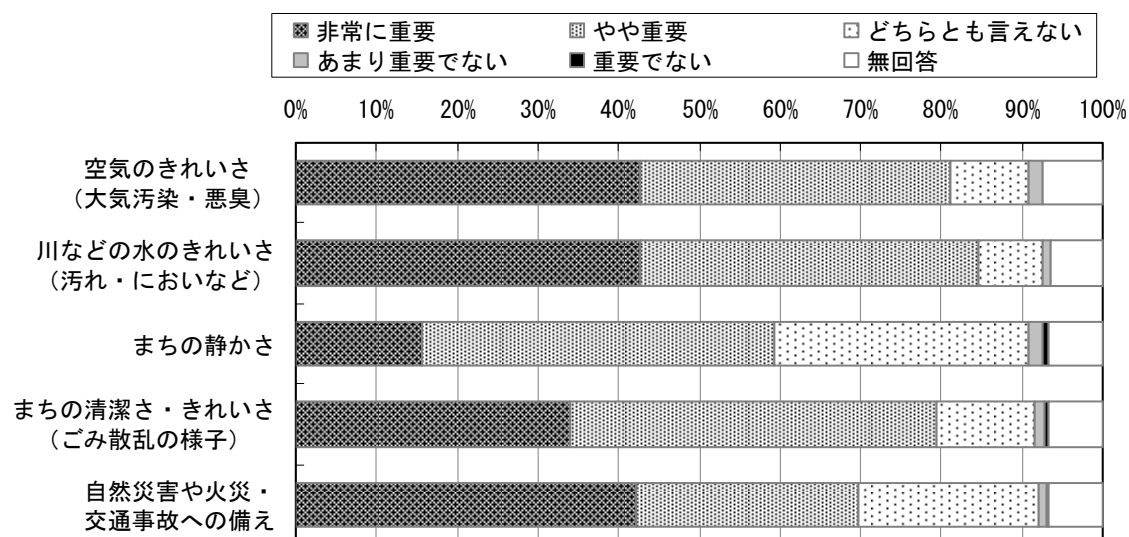
【生活環境】

- ・“空気のきれいさ” “川などの水のきれいさ” “まちの清潔さ・きれいさ” では「非常に重要」「やや重要」の割合が 80%ほどで、生活環境全般の中でも特に重要性の認識が高いことがうかがえる。
- ・“まちの静かさ” では、他の項目に対して若干、重要性の認識が低くなっている。

(Σ=430)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	183 42.6%	166 38.6%	42 9.8%	7 1.6%	0 0.0%	32 7.4%
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	184 42.8%	180 41.9%	34 7.9%	4 0.9%	0 0.0%	28 6.5%
まちの静かさ	67 15.6%	188 43.7%	135 31.4%	8 1.9%	3 0.7%	29 6.7%
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱の様子)	146 34.0%	195 45.3%	53 12.3%	5 1.2%	2 0.5%	29 6.7%
自然災害や火災・ 交通事故への備え	181 42.1%	119 27.7%	96 22.3%	4 0.9%	1 0.2%	29 6.7%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



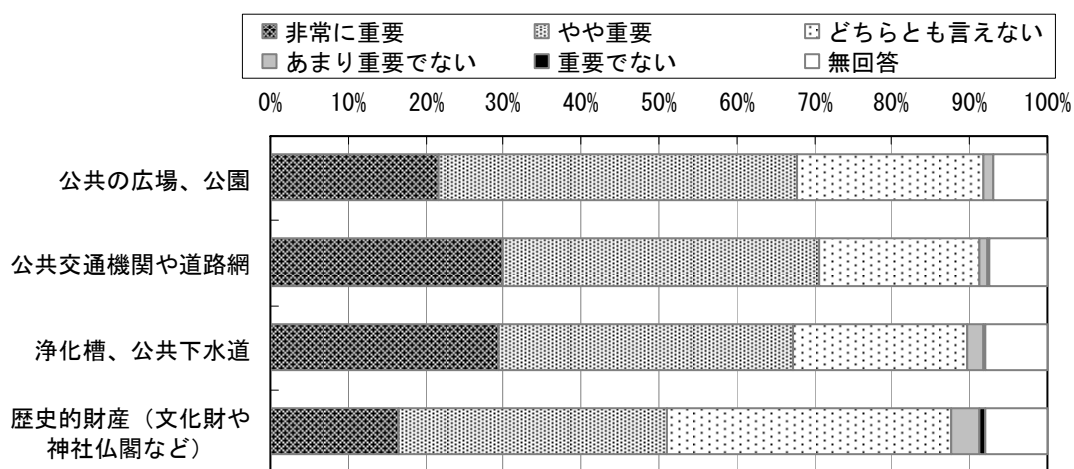
【快適環境】

- ・快適環境では、いずれも「非常に重要」「やや重要」の割合が 50%を上回っている。
- ・中でも“公共の広場、公園”“公共交通機関や道路網”“浄化槽、公共下水道”では、「非常に重要」「やや重要」の割合が 70%前後と高く、インフラ・ライフライン整備に関する重要性の認識が高いことがうかがえる。

($\Sigma=430$)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公共の広場、公園	93 21.6%	198 46.0%	104 24.2%	5 1.2%	0 0.0%	30 7.0%
公共交通機関や道路網	129 30.0%	175 40.7%	88 20.5%	5 1.2%	1 0.2%	32 7.4%
浄化槽、公共下水道	126 29.3%	163 37.9%	97 22.6%	8 1.9%	2 0.5%	34 7.9%
歴史的財産 (文化財や神社仏閣など)	71 16.5%	148 34.4%	158 36.7%	15 3.5%	4 0.9%	34 7.9%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



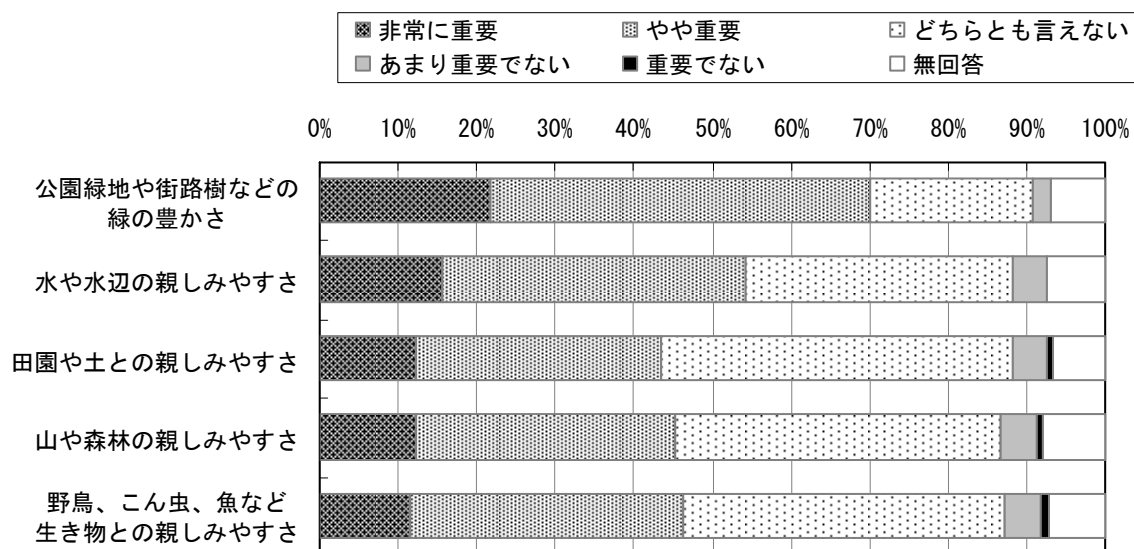
【自然環境】

- ・自然環境では、“公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ”で「非常に重要」「やや重要」の割合が最も高く70%以上、次いで“水や水辺の親しみやすさ”が50%以上となっている。

(Σ=430)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	93 21.6%	208 48.4%	89 20.7%	10 2.3%	0 0.0%	30 7.0%
水や水辺の親しみやすさ	67 15.6%	166 38.6%	146 34.0%	19 4.4%	0 0.0%	32 7.4%
田園や土との親しみやすさ	53 12.4%	135 31.3%	191 44.5%	19 4.4%	3 0.7%	29 6.8%
山や森林の親しみやすさ	53 12.3%	142 33.0%	178 41.4%	20 4.7%	3 0.7%	34 7.9%
野鳥、こん虫、魚など生き物との親しみやすさ	50 11.6%	149 34.7%	176 40.9%	20 4.7%	4 0.9%	31 7.2%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



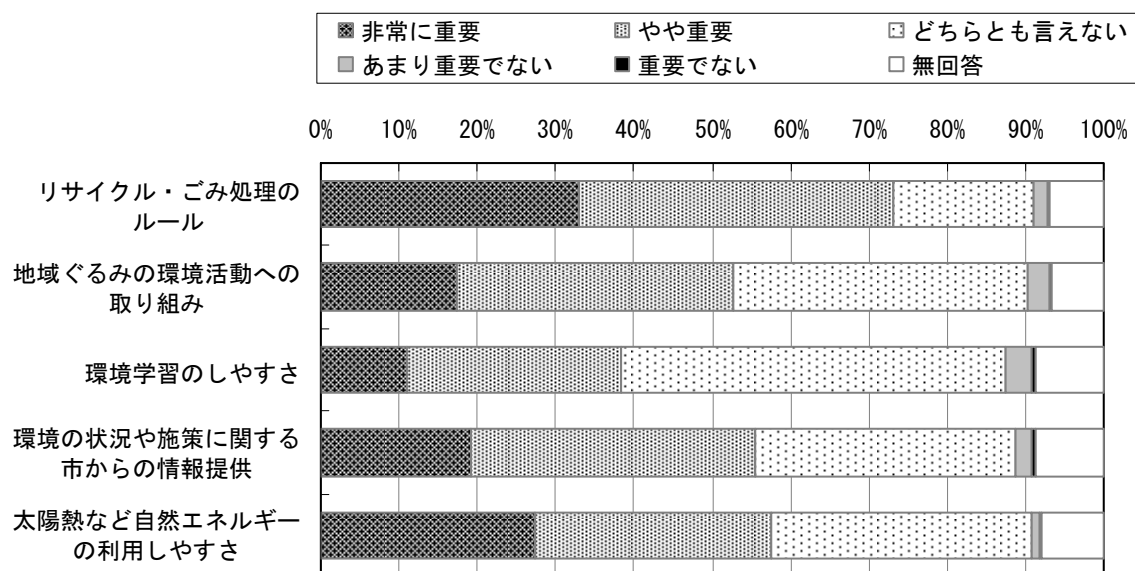
【資源・エネルギー環境】

- ・資源・エネルギー環境では、“環境学習のしやすさ”以外で「非常に重要」「やや重要」の割合が50%を上回っている。
- ・中でも“リサイクル・ごみ処理のルール”は「非常に重要」「やや重要」の割合が70%を上回っている。

(Σ=430)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	142 33.0%	172 40.0%	77 17.9%	8 1.9%	1 0.2%	30 7.0%
地域ぐるみの環境活動への取り組み	75 17.4%	151 35.1%	162 37.7%	12 2.8%	1 0.2%	29 6.7%
環境学習のしやすさ	47 10.9%	118 27.4%	211 49.1%	14 3.3%	3 0.7%	37 8.6%
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	83 19.3%	156 36.3%	143 33.3%	8 1.9%	3 0.7%	37 8.6%
太陽熱など自然エネルギーの利用しやすさ	118 27.4%	129 30.0%	143 33.3%	5 1.2%	1 0.2%	34 7.9%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



⑥大牟田市の環境での「満足度」，「重要度」のクロス分析

- ・身の回りの環境で「重要」と認識されているものの「満足度」が低いとして、次の項目が挙げられる。

【生活環境】

○空気のきれいさ（満足度 26.7%－重要度 81.2%）

○川などの水のきれいさ（満足度 17.7%－重要度 84.7%）

○まちの清潔さ・きれいさ（満足度 28.6%－重要度 79.3%）

【快適環境】

○公共交通機関や道路網（満足度 24.7%－重要度 70.7%）

【自然環境】

○公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ（満足度 45.3%－重要度 70.0%）

【身の回りの環境の「満足度」と「重要度」のクロス分析】

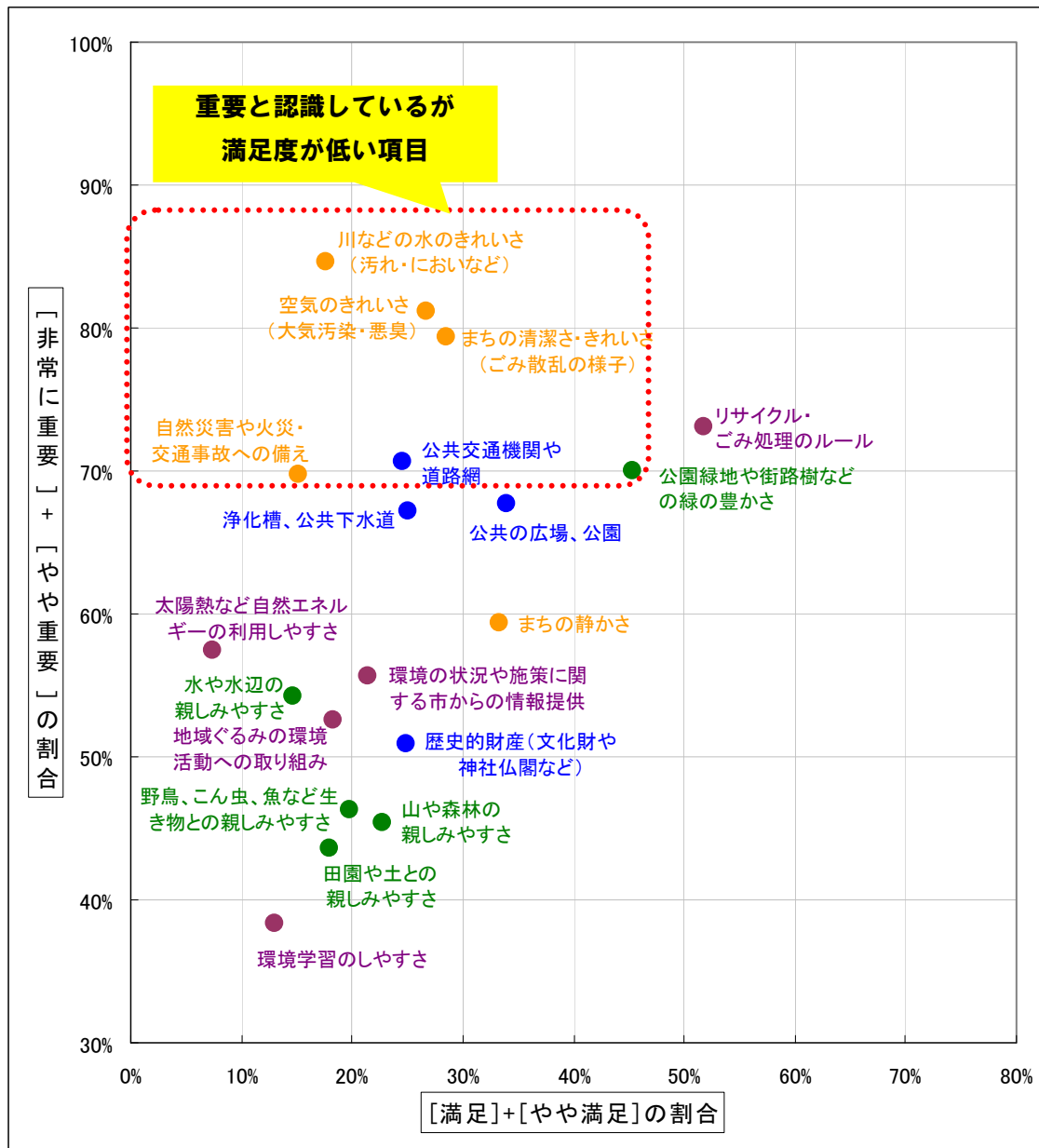
($\Sigma=430$)

項 目	満足度	重要度
	「満足」 +「やや満足」	「非常に重要」 +「やや重要」
空気のきれいさ（大気汚染・悪臭）	26.7%	81.2%
川などの水のきれいさ（汚れ・においなど）	17.7%	84.7%
まちの静かさ	33.3%	59.3%
まちの清潔さ・きれいさ（ごみ散乱の様子）	28.6%	79.3%
自然災害や火災・交通事故への備え	15.1%	69.8%
公共の広場、公園	34.0%	67.7%
公共交通機関や道路網	24.7%	70.7%
浄化槽、公共下水道	25.1%	67.2%
歴史的財産（文化財や神社仏閣など）	24.9%	50.9%
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	45.3%	70.0%
水や水辺の親しみやすさ	14.7%	54.2%
田園や土との親しみやすさ	17.9%	43.7%
山や森林の親しみやすさ	22.8%	45.3%
野鳥、こん虫、魚など生き物との親しみやすさ	19.8%	46.3%
リサイクル・ごみ処理のルール	51.9%	73.0%
地域ぐるみの環境活動への取り組み	18.4%	52.6%
環境学習のしやすさ	13.0%	38.4%
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	21.4%	55.6%
太陽熱など自然エネルギーの利用しやすさ	7.4%	57.4%

※ 満足度：「満足」+「やや満足」の割合 50%未満に着色

※ 重要度：「非常に重要」+「やや重要」の割合 70%以上に着色

【重要度と満足度の相関】



3) 日常の行動について

①日常行動の取り組み状況

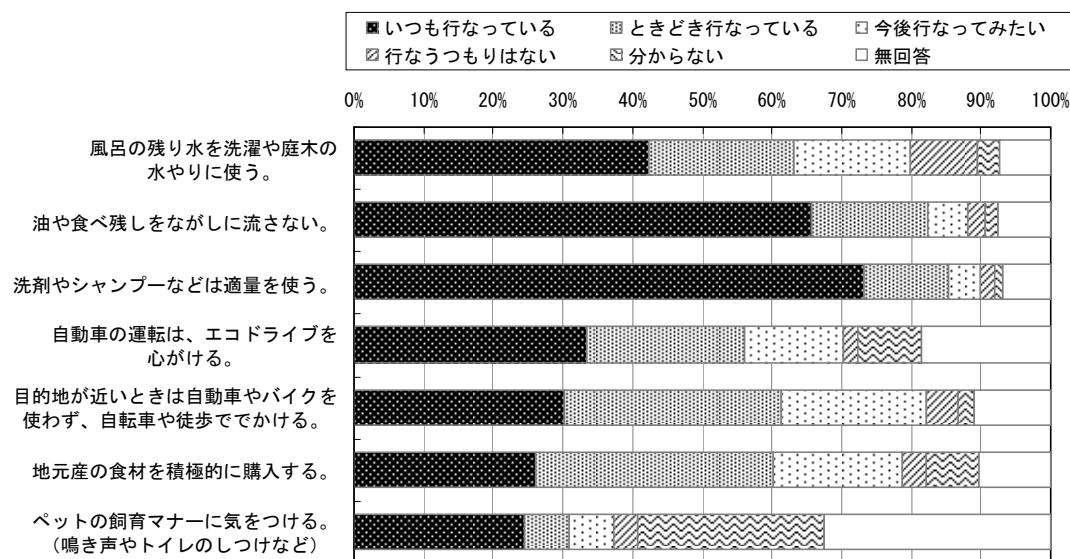
【環境負荷関係】

- ・“油や食べ残しをながしに流さない”“洗剤やシャンプーなどは適量を使う”では「いつも行なっている」「ときどき行なっている」の割合が80%を上回っている。
- ・「今後行なってみたい」の割合が高いものに“目的地が近いときは、自転車や徒歩ででかける”“地元産の食材を積極的に購入する”がある。

($\Sigma=430$)

	いつも 行なっている	ときどき 行なっている	今後行なって みたい	行なうつもり はない	分からない	無回答
風呂の残り水を洗濯や 庭木の水やりに使う	182 42.3%	90 20.9%	71 16.5%	42 9.8%	14 3.3%	31 7.2%
油や食べ残しを ながしに流さない	282 65.6%	72 16.7%	25 5.8%	11 2.6%	8 1.9%	32 7.4%
洗剤やシャンプーなどは 適量を使う	315 73.3%	52 12.1%	20 4.7%	9 2.1%	4 0.9%	30 7.0%
目的地が近いときは 自動車やバイクを使わず、 自転車や徒歩ででかける	130 30.2%	134 31.2%	89 20.7%	20 4.7%	10 2.3%	47 10.9%
地元産の食材を 積極的に購入する	112 26.0%	147 34.2%	79 18.4%	15 3.5%	33 7.7%	44 10.2%
ペットの飼育マナーに 気をつける (鳴き声やトイレのしつけなど)	105 24.4%	28 6.5%	27 6.3%	15 3.5%	115 26.7%	140 32.6%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



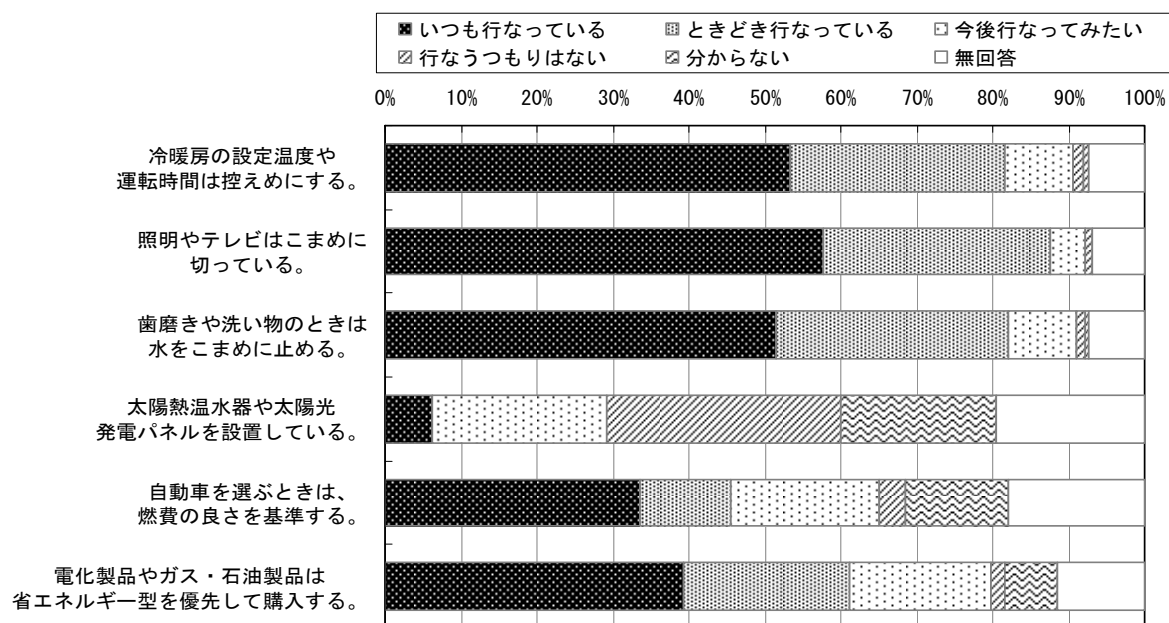
【省エネ・資源の循環関係】

- ・“太陽熱温水器や太陽光発電パネルを設置している”では、「いつも行なっている」の割合が6.3%と低くなっているが、「今後行なってみたい」の割合は22.8%ある。
- ・その他の項目に関しては、「いつも行なっている」「ときどき行なっている」の割合が約50%～80%程度となっており、日常生活の中で定着している。

($\Sigma=430$)

	いつも 行なっている	ときどき 行なっている	今後行なっ てみたい	行なうつも りはない	分からない	無回答
冷暖房の設定温度や 運転時間は控えめにする	229 53.3%	122 28.4%	38 8.8%	6 1.4%	3 0.7%	32 7.4%
照明やテレビは こまめに切っている	248 57.7%	129 30.0%	19 4.4%	4 0.9%	0 0.0%	30 7.0%
歯磨きや洗い物のときは 水をこまめに止める	221 51.4%	132 30.7%	38 8.8%	5 1.2%	2 0.5%	32 7.4%
太陽熱温水器や 太陽光発電パネルを 設置している	27 6.3%	－	98 22.8%	132 30.7%	88 20.5%	85 19.8%
自動車を選ぶときは、 燃費の良さを基準する	144 33.5%	52 12.1%	84 19.5%	15 3.5%	58 13.5%	77 17.9%
電化製品やガス・石油製品 は省エネルギー型を 優先して購入する	169 39.3%	94 21.9%	80 18.6%	8 1.9%	30 7.0%	49 11.4%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



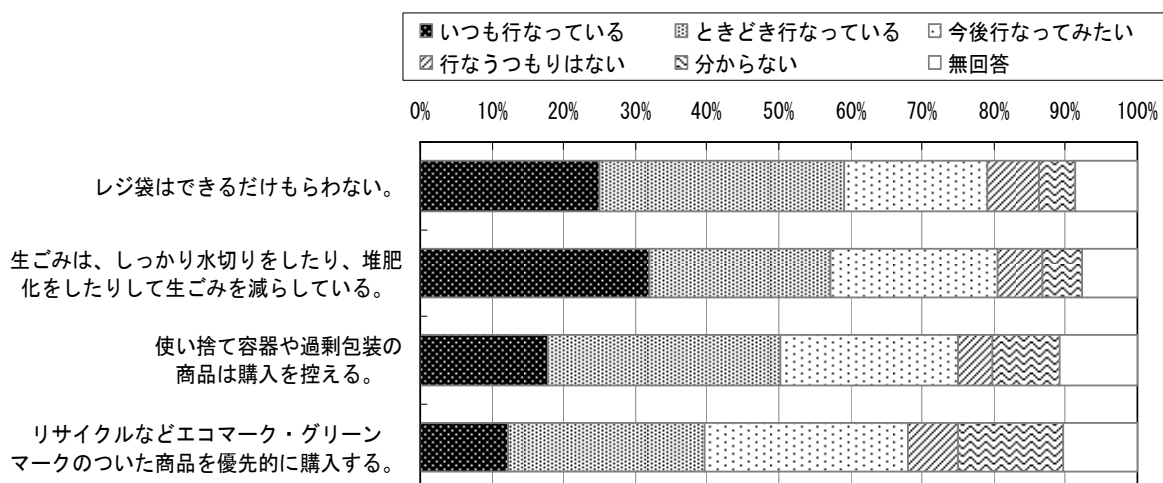
【廃棄物・リサイクル関係】

- ・“レジ袋はできるだけもらわない”では「いつも行なっている」「ときどき行なっている」の割合が約60%と多くなっている。
- ・「今後行なってみたい」の割合はいずれも20%以上で、“リサイクルなどエコマーク・グリーンマークのついた商品を優先的に購入する”が最も多く28.4%となっている。

($\Sigma=430$)

	いつも 行なっている	ときどき 行なっている	今後行なっ てみたい	行なうつも りはない	分からない	無回答
レジ袋はできるだけ もらわない	108 25.1%	146 34.0%	86 20.0%	31 7.2%	22 5.1%	37 8.6%
生ごみは、しっかり 水切りや堆肥化をして 生ごみを減らしている	137 31.9%	109 25.3%	100 23.3%	27 6.3%	24 5.6%	33 7.7%
使い捨て容器や 過剰包装の商品は 購入を控える	76 17.7%	140 32.6%	106 24.7%	21 4.9%	40 9.3%	47 10.9%
リサイクルなどエコマーク・ グリーンマークのついた商品 を優先的に購入する	53 12.3%	118 27.4%	122 28.4%	30 7.0%	63 14.7%	44 10.2%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



② 日常行動の関心の大きさ

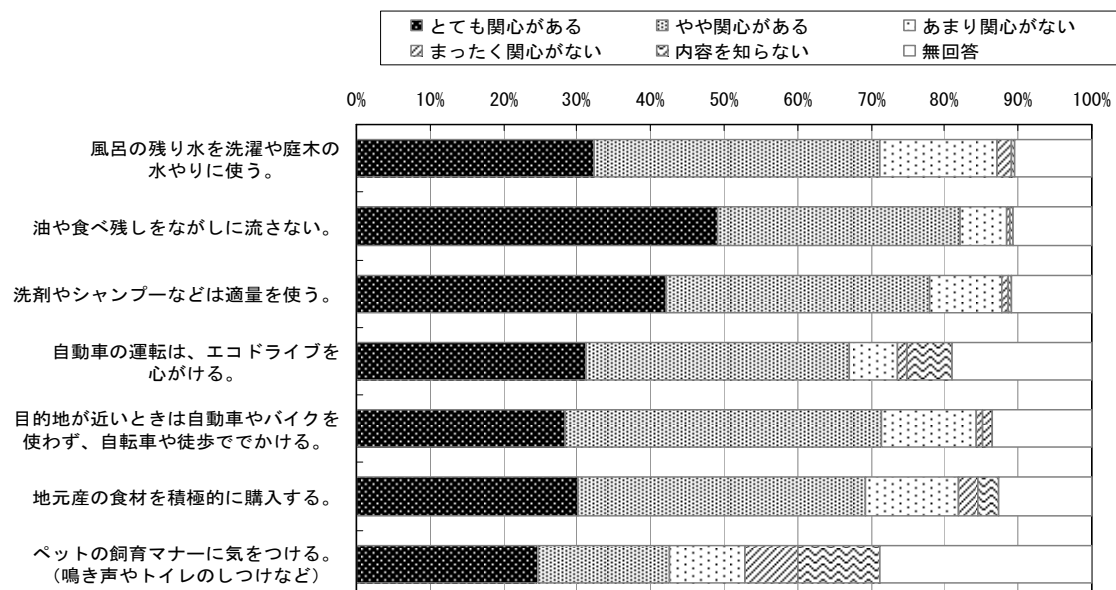
【環境負荷関係】

- ・ “ペットの飼育マナーに気をつける” 以外の項目では、「とても関心がある」「やや関心がある」の割合が約 70%~80%と高くなっている。
- ・ 特に、“油や食べ残しをながしに流さない” の割合は 82.1%となっている。

($\Sigma=430$)

	とても 関心がある	やや 関心がある	あまり 関心がない	まったく 関心がない	内容を 知らない	無回答
風呂の残り水を洗濯や 庭木の水やりに使う	139 32. 3%	167 38. 8%	69 16. 0%	8 1. 9%	2 0. 5%	45 10. 5%
油や食べ残しをながしに 流さない	211 49. 1%	142 33. 0%	27 6. 3%	2 0. 5%	2 0. 5%	46 10. 7%
洗剤やシャンプーなどは 適量を使う	181 42. 1%	154 35. 8%	42 9. 8%	4 0. 9%	2 0. 5%	47 10. 9%
自動車の運転は、 エコドライブを心がける	134 31. 2%	154 35. 8%	28 6. 5%	6 1. 4%	26 6. 0%	82 19. 1%
目的地が近いときは 自動車やバイクを使わず、 自転車や徒歩ででかける	122 28. 4%	185 43. 0%	55 12. 8%	4 0. 9%	6 1. 4%	58 13. 5%
地元産の食材を積極的に 購入する	130 30. 2%	168 39. 1%	54 12. 6%	11 2. 6%	13 3. 0%	54 12. 6%
ペットの飼育マナーに 気をつける (鳴き声やトイレのしつけなど)	106 24. 7%	77 17. 9%	44 10. 2%	31 7. 2%	48 11. 2%	124 28. 8%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



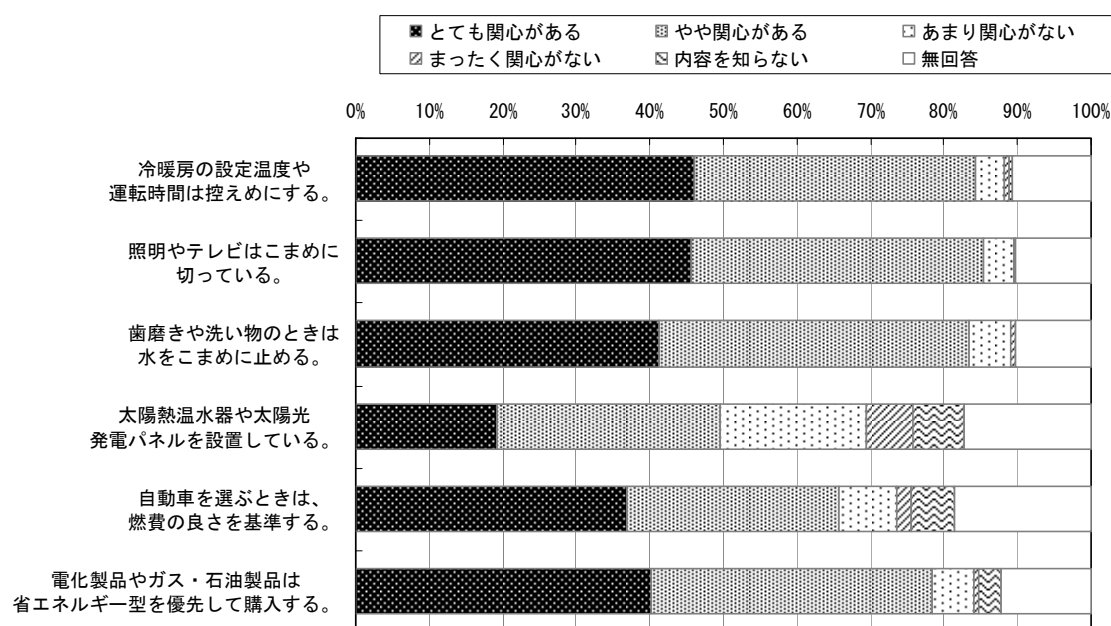
【省エネ・資源の循環関係】

- ・“太陽熱温水器や太陽光発電パネルを設置している”では、「とても関心がある」の割合が 19.3%と低くなっているが、他の項目ではいずれも 40%前後と高くなっている。

($\Sigma=430$)

	とても 関心がある	やや 関心がある	あまり 関心がない	まったく 関心がない	内容を 知らない	無回答
冷暖房の設定温度や 運転時間は控えめにする	198 46.0%	164 38.1%	17 4.0%	3 0.7%	2 0.5%	46 10.7%
照明やテレビはこまめに 切っている	196 45.6%	171 39.8%	18 4.2%	1 0.2%	0 0.0%	44 10.2%
歯磨きや洗い物のときは 水をこまめに止める	177 41.2%	182 42.3%	24 5.6%	3 0.7%	0 0.0%	44 10.2%
太陽熱温水器や 太陽光発電パネルを 設置している	83 19.3%	130 30.2%	86 20.0%	27 6.3%	30 7.0%	74 17.2%
自動車を選ぶときは、 燃費の良さを基準する	159 37.0%	124 28.8%	33 7.7%	9 2.1%	25 5.8%	80 18.6%
電化製品やガス・石油製品 は省エネルギー型を 優先して購入する	173 40.2%	164 38.1%	24 5.6%	3 0.7%	13 3.0%	53 12.3%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



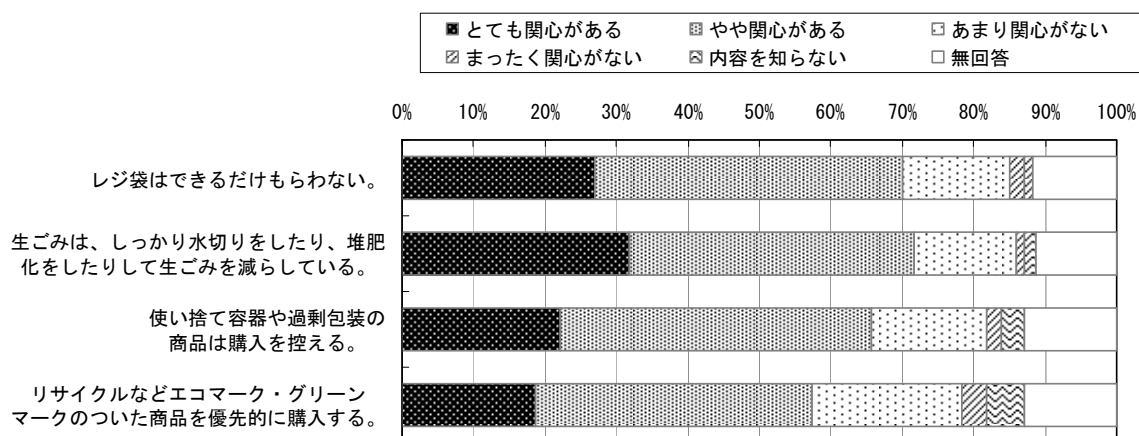
【廃棄物・リサイクル関係】

・廃棄物・リサイクル関係では、いずれの項目も「とても関心がある」「やや関心がある」の割合が約60%～70%と高くなっている。

($\Sigma=430$)

	とても 関心がある	やや 関心がある	あまり 関心がない	まったく 関心がない	内容を 知らない	無回答
レジ袋はできるだけ もらわない	116 27.0%	185 43.0%	65 15.1%	9 2.1%	4 0.9%	51 11.9%
生ごみは、しっかり 水切りや堆肥化をして 生ごみを減らしている	137 31.9%	171 39.8%	62 14.4%	5 1.2%	6 1.4%	49 11.4%
使い捨て容器や 過剰包装の商品は 購入を控える	95 22.1%	187 43.5%	70 16.3%	9 2.1%	14 3.3%	55 12.8%
リサイクルなどエコマーク・ グリーンマークのついた 商品を優先的に購入する	80 18.6%	167 38.8%	90 20.9%	15 3.5%	23 5.3%	55 12.8%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



4) 環境保全に関する活動について

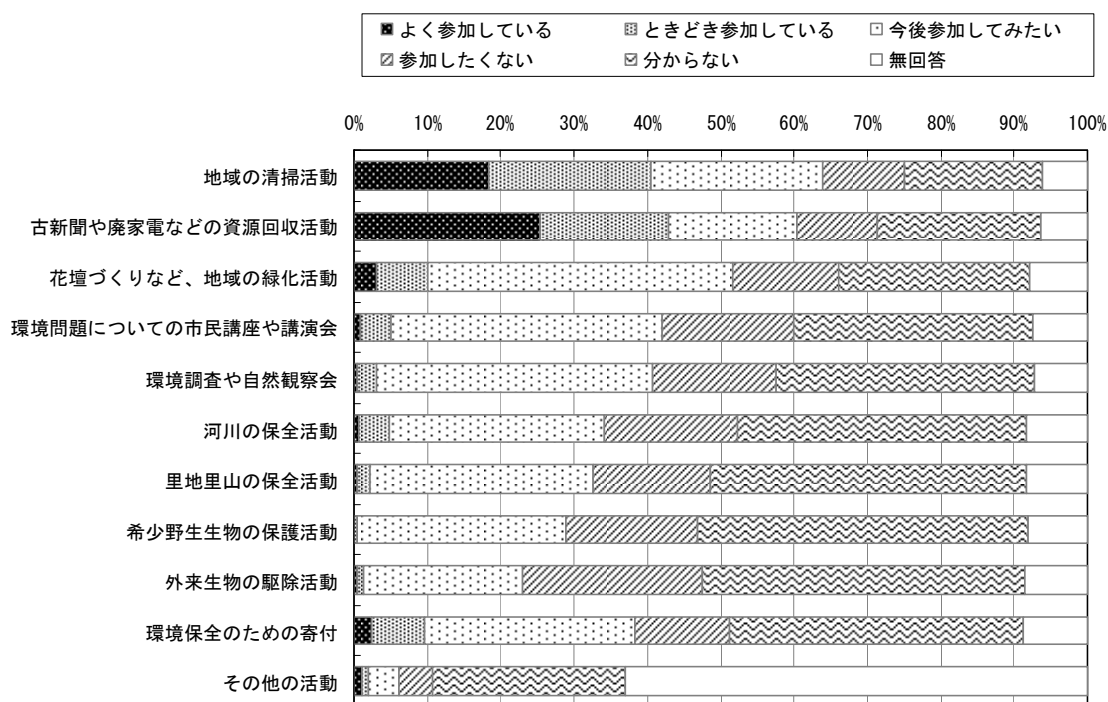
① 環境保全活動への参加

- ・“地域の清掃活動”“古新聞や廃家電などの資源回収活動”では、「よく参加」「ときどき参加」が40%以上と高いが、他の項目はいずれも10%以下と低くなっている。
- ・「今後参加してみたい」という項目では、“花壇づくりなど、地域の緑化活動”が41.6%と最も高く、次いで“環境調査や自然観察会”の37.7%となっている。

(Σ=430)

	よく参加 している	ときどき参加 している	今後、参加 してみたい	参加 したくない	分からない	無回答
地域の清掃活動	79	95	101	48	81	26
	18.4%	22.1%	23.5%	11.2%	18.8%	6.0%
古新聞や廃家電などの 資源回収活動	109	75	76	47	96	27
	25.3%	17.4%	17.7%	10.9%	22.3%	6.3%
花壇づくりなど、 地域の緑化活動	13	30	179	62	112	34
	3.0%	7.0%	41.6%	14.4%	26.0%	7.9%
環境問題についての 市民講座や講演会	4	18	159	77	140	32
	0.9%	4.2%	37.0%	17.9%	32.6%	7.4%
環境調査や自然観察会	2	11	162	72	152	31
	0.5%	2.6%	37.7%	16.7%	35.3%	7.2%
河川の保全活動	3	18	126	78	169	36
	0.7%	4.2%	29.3%	18.1%	39.3%	8.4%
里地里山の保全活動	2	7	131	69	185	36
	0.5%	1.6%	30.5%	16.0%	43.0%	8.4%
希少野生生物の保護活動	0	2	122	77	194	35
	0.0%	0.5%	28.4%	17.9%	45.1%	8.1%
外来生物の駆除活動	2	4	93	105	189	37
	0.5%	0.9%	21.6%	24.4%	44.0%	8.6%
環境保全のための寄付	10	31	124	55	172	38
	2.3%	7.2%	28.8%	12.8%	40.0%	8.8%
その他の活動	5	3	18	20	113	271
	1.2%	0.7%	4.2%	4.7%	26.3%	63.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【その他の活動】

- ・ 竹林伐採
- ・ 個人的に清掃活動をしている。
- ・ 公民館周辺の清掃、花壇づくり。
- ・ 植木剪定
- ・ 自宅前のゴミ収集。
- ・ 仕事場での清掃活動
- ・ 子供たちと木を植える。
- ・ 草取り
- ・ 自宅前の道路沿いの花壇の草とり。
- ・ EMを活用した河川浄化
- ・ 道路のゴミ拾い
- ・ 地域の子ども会等と一緒に
- ・ 障害者の人たちの力になりたい。

5) 行政との協働について

・市民と行政が協働して環境保全活動を進めていくために、行政が取り組むべきこととして“環境に関するさまざまな情報の提供”が 284 回答と最も多く、次いで“環境保全活動への助成や支援”220 回答、“学校や地域が連携して行う活動の支援”217 回答が続き、その他項目に対して多い。

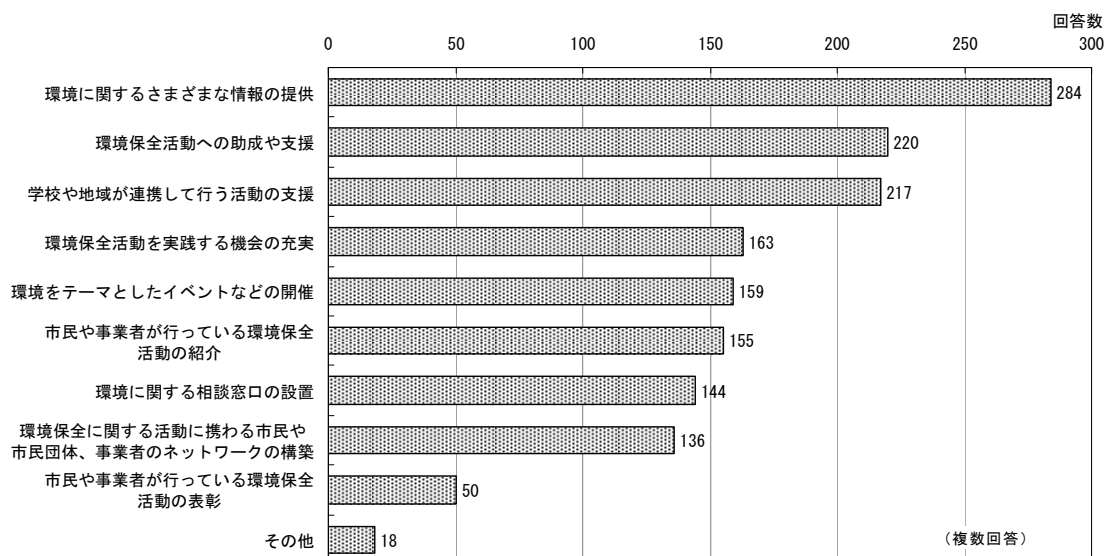
($\Sigma=430$) 複数回答

	人数	割合
環境に関する さまざまな情報の提供	284	66.0%
環境保全活動への助成や支援	220	51.2%
学校や地域が連携して行う 活動の支援	217	50.5%
環境保全活動を 実践する機会の充実	163	37.9%
環境をテーマとした イベントなどの開催	159	37.0%
市民や事業者が行っている 環境保全活動の紹介	155	36.0%
環境に関する相談窓口の設置	144	33.5%
環境保全に関する活動に 携わる市民や市民団体、 事業者のネットワークの構築	136	31.6%
市民や事業者が行っている 環境保全活動の表彰	50	11.6%
その他	18	4.2%

【その他の意見】

- ・ 環境と言う言葉の意味が広義すぎる。
- ・ 大牟田に大学病院を作ってもらいたい。
- ・ 歴史地区のゴミの投棄。美観が悪い。
- ・ ポイ捨て、不法投棄の根絶運動。
- ・ 不法投棄
- ・ 環境不良。
- ・ 皆さんと心が通っている。
- ・ 市民の心がやさしくなり、笑顔になり
明るくなる時こそよい町ができると思う。

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



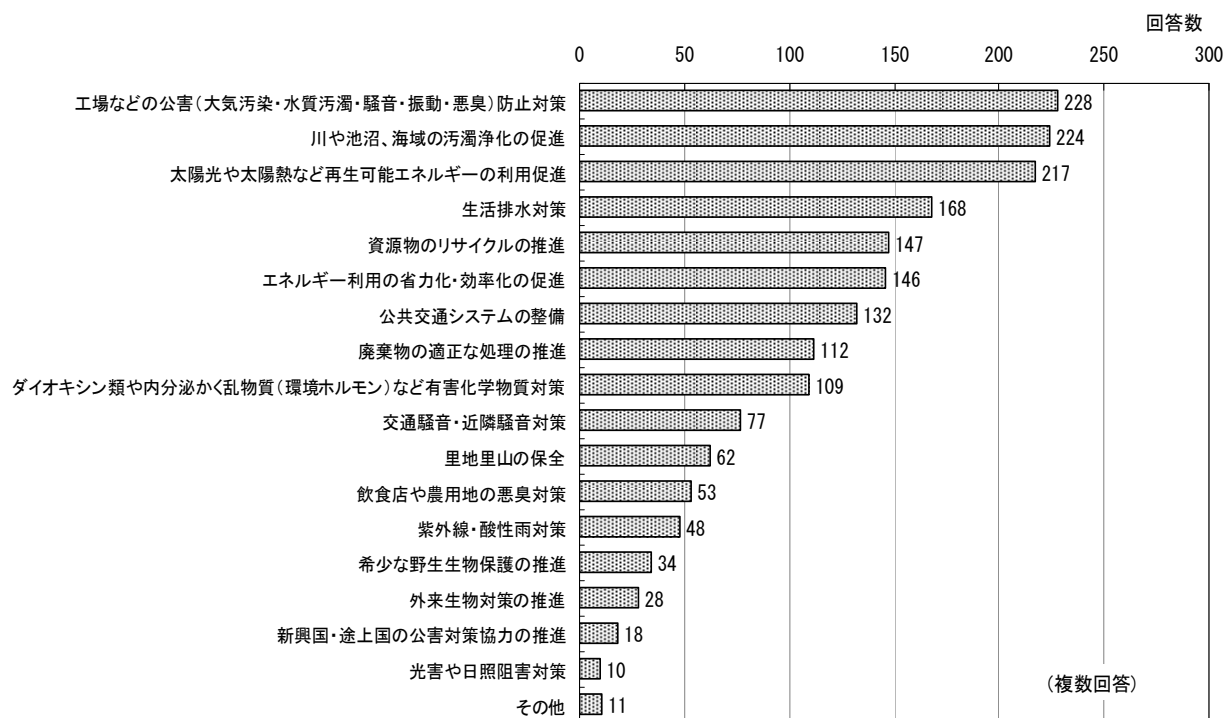
6) 行政に期待する環境施策について

- ・“工場などの公害防止対策”への期待が最も高くなっており、次いで“川や池沼、海域の汚濁浄化の促進”、“太陽光や太陽熱など再生可能エネルギーの利用促進”と、いずれも50%以上の高い期待が寄せられている。

($\Sigma=430$) 複数回答

	人数	割合
工場などの公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭）防止対策	228	53.0%
川や池沼、海域の汚濁浄化の促進	224	52.1%
太陽光や太陽熱など再生可能エネルギーの利用促進	217	50.5%
生活排水対策	168	39.1%
資源物のリサイクルの推進	147	34.2%
エネルギー利用の省力化・効率化の促進	146	34.0%
公共交通システムの整備	132	30.7%
廃棄物の適正な処理の推進	112	26.0%
ダイオキシン類や内分泌かく乱物質（環境ホルモン）など有害化学物質対策	109	25.3%
交通騒音・近隣騒音対策	77	17.9%
里地里山の保全	62	14.4%
飲食店や農用地の悪臭対策	53	12.3%
紫外線・酸性雨対策	48	11.2%
希少な野生生物保護の推進	34	7.9%
外来生物対策の推進	28	6.5%
新興国・途上国の公害対策協力の推進	18	4.2%
光害や日照阻害対策	10	2.3%
その他	11	2.6%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



3.1 調査概要

1) 調査対象

市内に立地する 100 事業所（無作為抽出）

及び 環境保全協定を締結している 19 事業所

2) 調査期間

平成23年 6月10日～平成23年 6月27日

3) 回収率

41.2% (49事業所回収済)

3.2 事業者アンケート調査結果

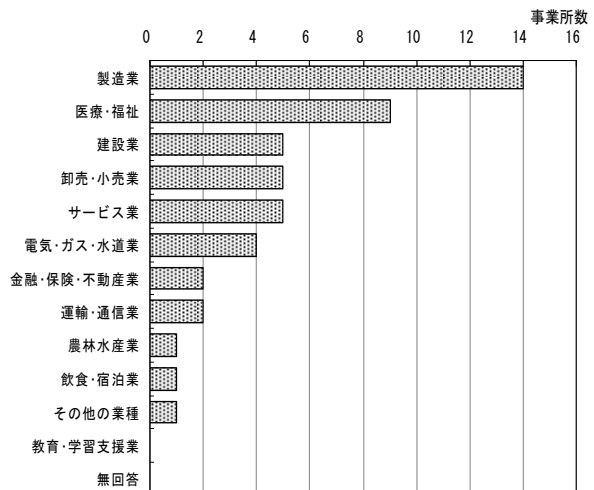
1) 事業者属性

①業 種

($\Sigma=49$)

	事業所数	割合
製造業	14	28.6%
医療・福祉	9	18.4%
建設業	5	10.2%
卸売・小売業	5	10.2%
サービス業	5	10.2%
電気・ガス・水道業	4	8.2%
金融・保険・不動産業	2	4.1%
運輸・通信業	2	4.1%
農林水産業	1	2.0%
飲食・宿泊業	1	2.0%
その他の業種	1	2.0%
教育・学習支援業	0	0.0%
無回答	0	0.0%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

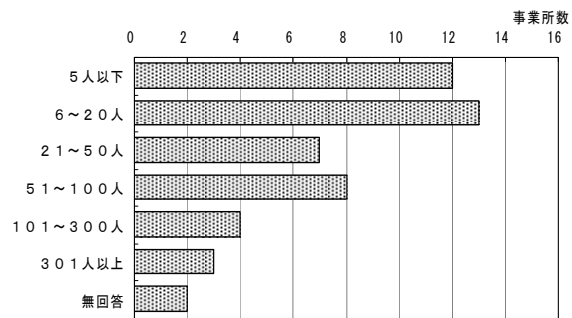


②従業員数

(Σ

	事業所数	割合
5人以下	12	24.5%
6～20人	13	26.5%
21～50人	7	14.3%
51～100人	8	16.3%
101～300人	4	8.2%
301人以上	3	6.1%
無回答	2	4.1%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

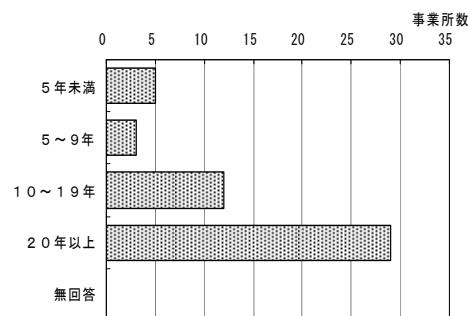


③事業年数

(Σ=49)

	事業所数	割合
5年未満	5	10.2%
5～9年	3	6.1%
10～19年	12	24.5%
20年以上	29	59.2%
無回答	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

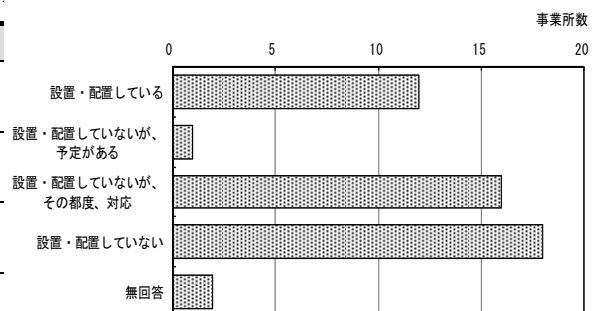


④環境担当部署や担当者の設置・配置の有無

(Σ: 16)

	事業所数	割合
設置・配置している	12	24.5%
設置・配置していないが、予定がある	1	2.0%
設置・配置していないが、その都度、対応	16	32.7%
設置・配置していない	18	36.7%
無回答	2	4.1%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



2) 事業活動による環境影響について

【環境全般】

- ・ 周辺環境への影響では、“影響を与えていない”とする事業所が 27 事業所（55.1%）と最も多く、次いで“ほとんど影響を与えていない”とする事業所が 11 事業所（22.4%）となっており、総じて環境影響を与えていないと考える事業所が多い。

【周辺環境への影響力】

- ・ 周辺環境への影響力では、各項目とも“影響を与えていない”の回答が最も多く、直接的な環境影響を発生していないと考える事業所が多いことがうかがえる。
- ・ “影響を与えている” “やや影響を与えている”とした回答が多い項目では「大気汚染」「廃棄物の発生」「道路交通への負荷」がそれぞれ 8 事業所ある。

【地球全体への影響力】

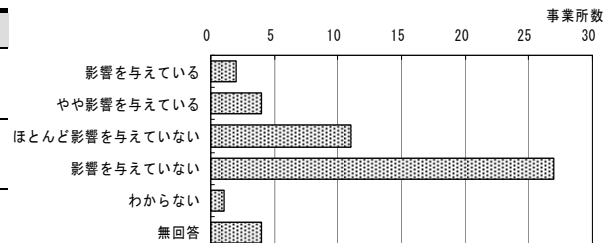
- ・ 地球環境の影響の種類では、各項目とも“影響を与えていない”の回答が最も多い。
- ・ 地球環境の影響の種類の項目では、「地球温暖化（CO2 の排出）」の“影響を与えている” “やや影響を与えている”とした回答が 11 事業所とやや多い。

①事業活動による環境への影響力

【環境全般】

(Σ=49)

	事業所数	割合
影響を与えている	2	4.1%
やや影響を与えている	4	8.2%
ほとんど影響を与えていない	11	22.4%
影響を与えていない	27	55.1%
わからない	1	2.0%
無回答	4	8.2%



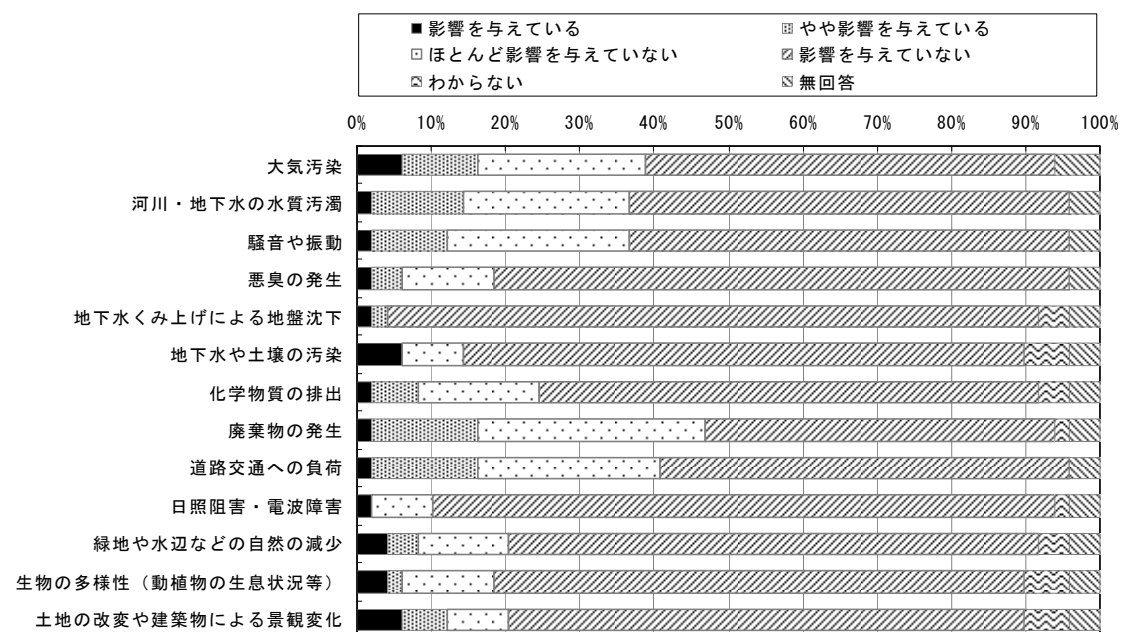
※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

【周辺環境への影響力】

(Σ=49)

	影響を与えている	やや影響を与えている	ほとんど影響を与えていない	影響を与えていない	わからない	無回答
大気汚染	3	5	11	27	0	3
河川・地下水の水質汚濁	1	6	11	29	0	2
騒音や振動	1	5	12	29	0	2
悪臭の発生	1	2	6	38	0	2
地下水くみ上げによる地盤沈下	1	1	0	43	2	2
地下水や土壌の汚染	3	0	4	37	3	2
化学物質の排出	1	3	8	33	2	2
廃棄物の発生	1	7	15	23	1	2
道路交通への負荷	1	7	12	27	0	2
日照阻害・電波障害	1	0	4	41	1	2
緑地や水辺などの自然の減少	2	2	6	35	2	2
生物の多様性 (動植物の生息状況等)	2	1	6	35	3	2
土地の改変や 建築物による景観変化	3	3	4	34	3	2

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【地球全体】

($\Sigma=49$)

	影響を与えている	やや影響を与えている	ほとんど影響を与えていない	影響を与えていない	わからない	無回答
地球温暖化（CO ₂ の排出）	5	6	15	18	3	2
オゾン層の破壊	1	2	11	27	5	3
世界的な森林の減少	3	0	7	32	4	3

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

3) 環境問題への取組について

【環境問題への取組状況】

- ・取組状況では、“ある程度取り組んでいる”の回答事業所が24事業所（49.0%）と最も多く、“積極的に取り組んでいる”を合わせた回答事業所は36事業所（73.5%）と、“特に取り組んでいない”12事業所（24.5%）を大きく上回っている。

【環境問題に取り組む理由】

- ・“事業者の社会的責任を果たすため”33事業所（67.3%）が最も多く、次いで“環境問題の重要性を感じているため”32事業所（65.3%）、“法令を遵守するため”26事業所（53.1%）、“周辺住民との良好な関係を維持するため”19事業所（38.8%）、“自社内や業界内（取引先を含む）に独自の基準等があるため”11事業所（22.4%）が続く。

【環境問題に取り組む中で感じる課題点】

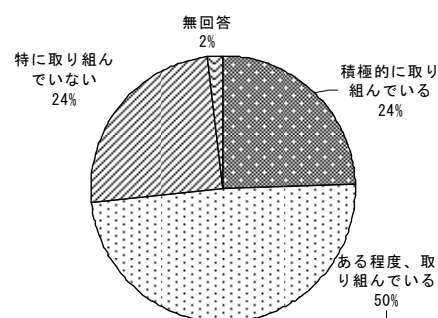
- ・“資金の不足”22事業所（44.9%）が最も多く、次いで“ノウハウの不足”、“手間や時間がかかる”17事業所（34.7%）、“設備や場所の不足”15事業所（30.6%）が続く。

①環境問題への取組状況

($\Sigma=49$)

	事業所数	割合
積極的に取り組んでいる	12	24.5%
ある程度、取り組んでいる	24	49.0%
特に取り組んでいない	12	24.5%
無回答	1	2.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

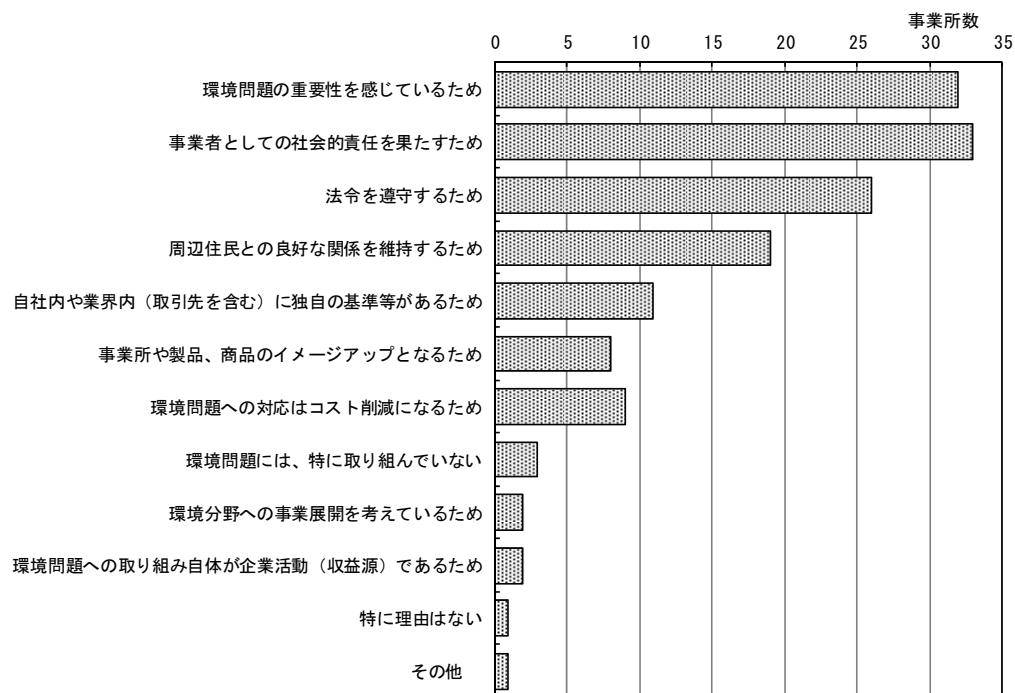


②環境問題に取り組む理由

(Σ=49) 複数回答

	事業所数	割合
環境問題の重要性を感じているため	32	65.3%
事業者としての社会的責任を果たすため	33	67.3%
法令を遵守するため	26	53.1%
周辺住民との良好な関係を維持するため	19	38.8%
自社内や業界内（取引先を含む）に独自の基準等があるため	11	22.4%
事業所や製品、商品のイメージアップとなるため	8	16.3%
環境問題への対応はコスト削減になるため	9	18.4%
環境問題には、特に取り組んでいない	3	6.1%
環境分野への事業展開を考えているため	2	4.1%
環境問題への取り組み自体が企業活動（収益源）であるため	2	4.1%
特に理由はない	1	2.0%
その他	1	2.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



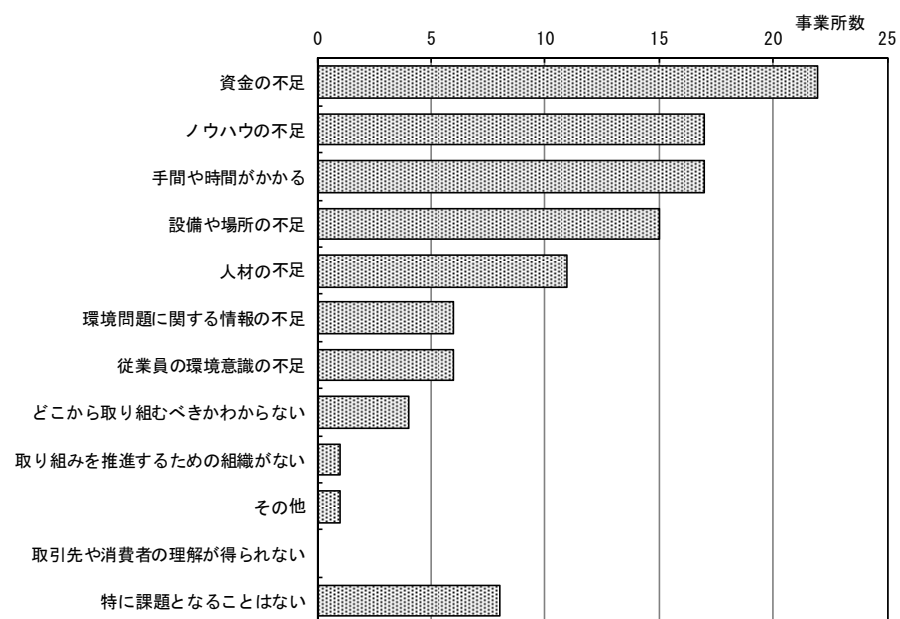
※複数回答

③環境問題に取り組む中で感じる課題点

($\Sigma=49$) 複数回答

	事業所数	割合
資金の不足	22	44. 9%
ノウハウの不足	17	34. 7%
手間や時間がかかる	17	34. 7%
設備や場所の不足	15	30. 6%
人材の不足	11	22. 4%
環境問題に関する情報の不足	6	12. 2%
従業員の環境意識の不足	6	12. 2%
どこから取り組むべきかわからない	4	8. 2%
取り組みを推進するための組織がない	1	2. 0%
その他	1	2. 0%
取引先や消費者の理解が得られない	0	0. 0%
特に課題となることはない	8	16. 3%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



※複数回答

4) 日常の取組について

【省エネルギー対策分野】

- ・省エネルギー対策分野では、「冷暖房の設定温度の運転時間を適正にする」「照明はこまめにきっている」が“すでに行なっている”“一部で行なっている”合わせ、80%を上回り、普及が進んでいることがうかがえる。
- ・省エネルギー対策分野の中で“今後、行なってみたい”とする回答が多い項目には「余剰エネルギーの有効活用」（21 事業所）、「太陽光発電など再生可能エネルギーの利用」（19 事業所）がある。

【省資源・廃棄物対策分野】

- ・省資源・廃棄物対策分野では、「水使用量の削減」「廃棄物の発生抑制・リサイクル」で“すでに行なっている”“一部で行なっている”の回答事業所が50%を超える。
- ・省資源・廃棄物対策分野の中で“今後、行なってみたい”とする回答が多い項目には「環境配慮型の原材料・製品等を優先的に調達」19 事業所がある。

【環境負荷低減分野】

- ・環境負荷低減分野では、「大気汚染物質や水質汚濁物質の排出抑制」「騒音・振動の低減」が“すでに行なっている”“一部で行なっている”の回答事業所が50%を超える。
- ・環境負荷低減分野の中で、“今後、行なってみたい”とする回答が多い項目には「低公害車の導入」26 事業所、「エコドライブの実施」20 事業所がある。

【その他の対策】

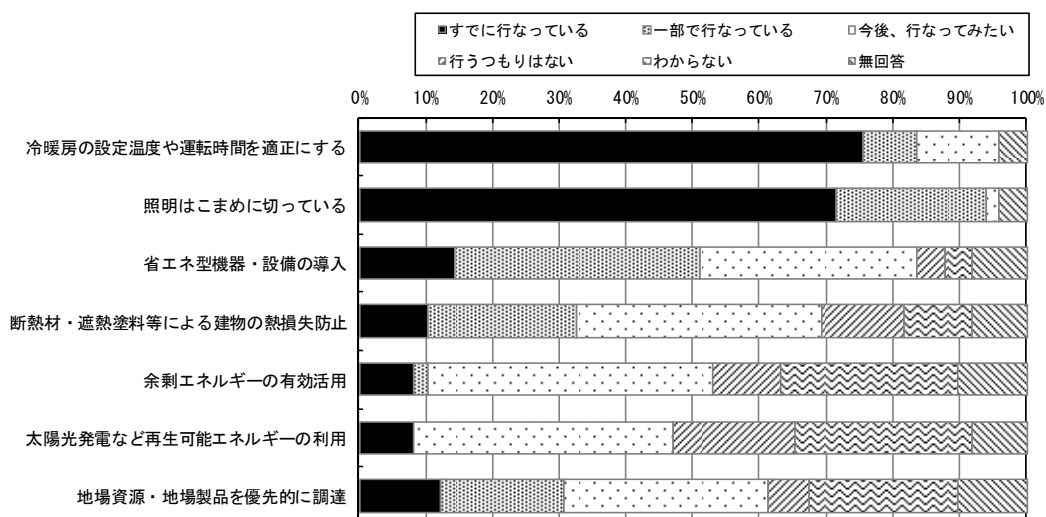
- ・その他の対策では、「敷地内の緑化推進」「従業員への環境教育の実施」が“すでに行なっている”“一部で行なっている”の回答事業所が50%を超える。
- ・その他の対策の中で、“今後、行なってみたい”とする回答が多い項目には「地域の環境保全活動への参加、協力」21 事業所がある。

①省エネルギー対策

(Σ=49)

	すでに 行なっている	一部で 行なっている	今後、 行なって みたい	行うつも りはない	わからない	無回答
冷暖房の設定温度や 運転時間を適正にする	37	4	6	0	0	2
照明はこまめに切っている	35	11	1	0	0	2
省エネ型機器・設備の導入	7	18	16	2	2	4
断熱材・遮熱塗料等による 建物の熱損失防止	5	11	18	6	5	4
余剰エネルギーの有効活用	4	1	21	5	13	5
太陽光発電など 再生可能エネルギーの利用	4	0	19	9	13	4
地場資源・地場製品を優先 的に調達	6	9	15	3	11	5

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

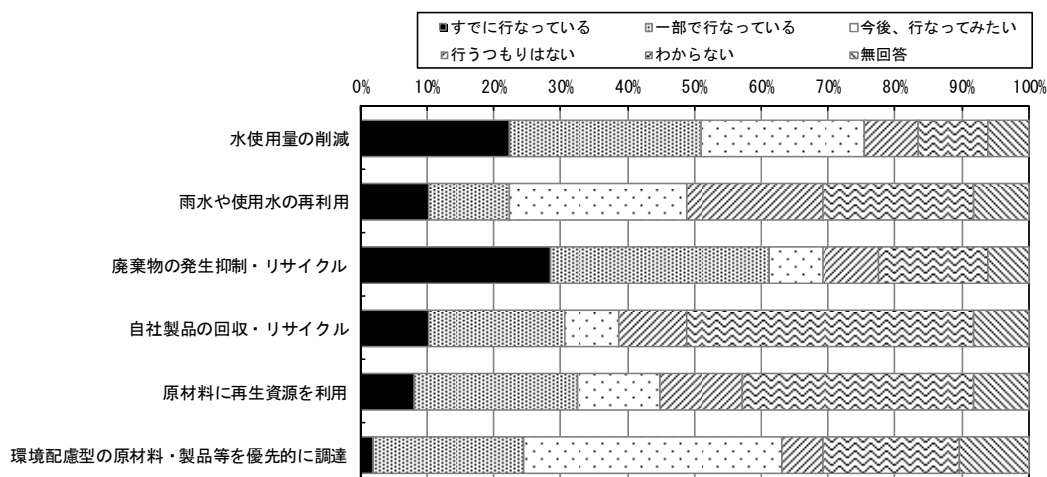


②省資源・廃棄物対策

(Σ=49)

	すでに 行なっている	一部で 行なっている	今後、 行なってい たい	行うつも りはない	わから ない	無回 答
水使用量の削減	11	14	12	4	5	3
雨水や使用水の再利用	5	6	13	10	11	4
廃棄物の発生抑制 ・リサイクル	14	16	4	4	8	3
自社製品の回収 ・リサイクル	5	10	4	5	21	4
原材料に再生資源を利用	4	12	6	6	17	4
環境配慮型の原材料 ・製品等を優先的に調達	1	11	19	3	10	5

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

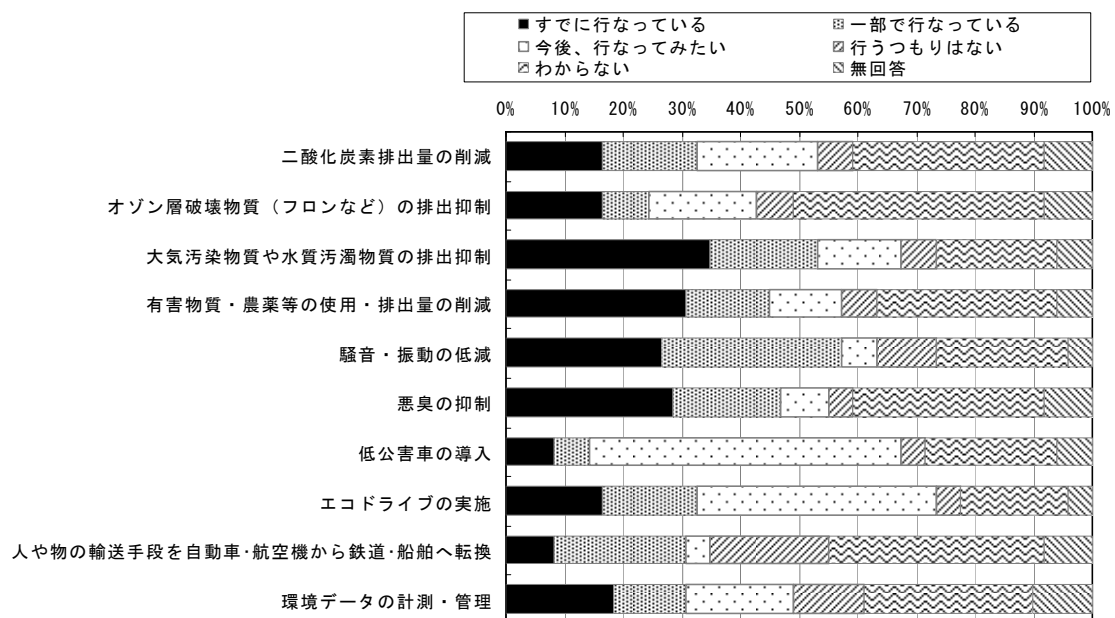


③環境負荷低減

(Σ=49)

	すでに 行なっている	一部で 行なっている	今後、 行なってみ たい	行うつも りはない	わからない	無回答
二酸化炭素排出量の削減	8	8	10	3	16	4
オゾン層破壊物質 (フロンなど)の排出抑制	8	4	9	3	21	4
大気汚染物質や 水質汚濁物質の排出抑制	17	9	7	3	10	3
有害物質・農薬等の 使用・排出量の削減	15	7	6	3	15	3
騒音・振動の低減	13	15	3	5	11	2
悪臭の抑制	14	9	4	2	16	4
低公害車の導入	4	3	26	2	11	3
エコドライブの実施	8	8	20	2	9	2
人や物の輸送手段を 自動車・航空機から 鉄道・船舶へ転換	4	11	2	10	18	4
環境データの計測・管理	9	6	9	6	14	5

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

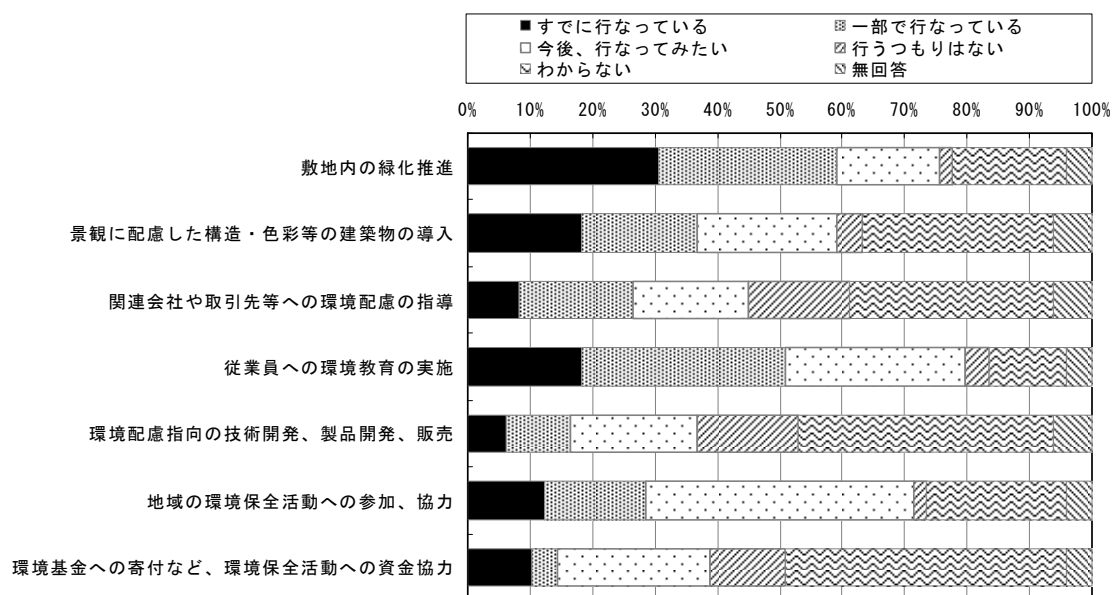


④その他の対策

(Σ=49)

	すでに 行なっている	一部で 行なっている	今後、 行なって みたい	行うつもり はない	わからない	無回答
敷地内の緑化推進	15	14	8	1	9	2
景観に配慮した構造・色彩等の建築物の導入	9	9	11	2	15	3
関連会社や取引先等への環境配慮の指導	4	9	9	8	16	3
従業員への環境教育の実施	9	16	14	2	6	2
環境配慮指向の技術開発、製品開発、販売	3	5	10	8	20	3
地域の環境保全活動への参加、協力	6	8	21	1	11	2
環境基金への寄付など、環境保全活動への資金協力	5	2	12	6	22	2

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



5) 環境経営・環境管理について

【環境に関する経営方針、管理手法の導入】

- ・ 経営方針・管理手法の導入では、各項目“行なう予定はない”が最も多い。
- ・ “今後行ないたい”が多い項目には、「環境に配慮した原材料、物品、サービス等の調達ガイドラインの作成」6 事業所がある。
- ・ “どのようなものか知らない”が多い項目には、「エコアクション 21 の認証取得」13 事業所がある。

【ISO14001・エコアクション 21 の認証取得による効果】

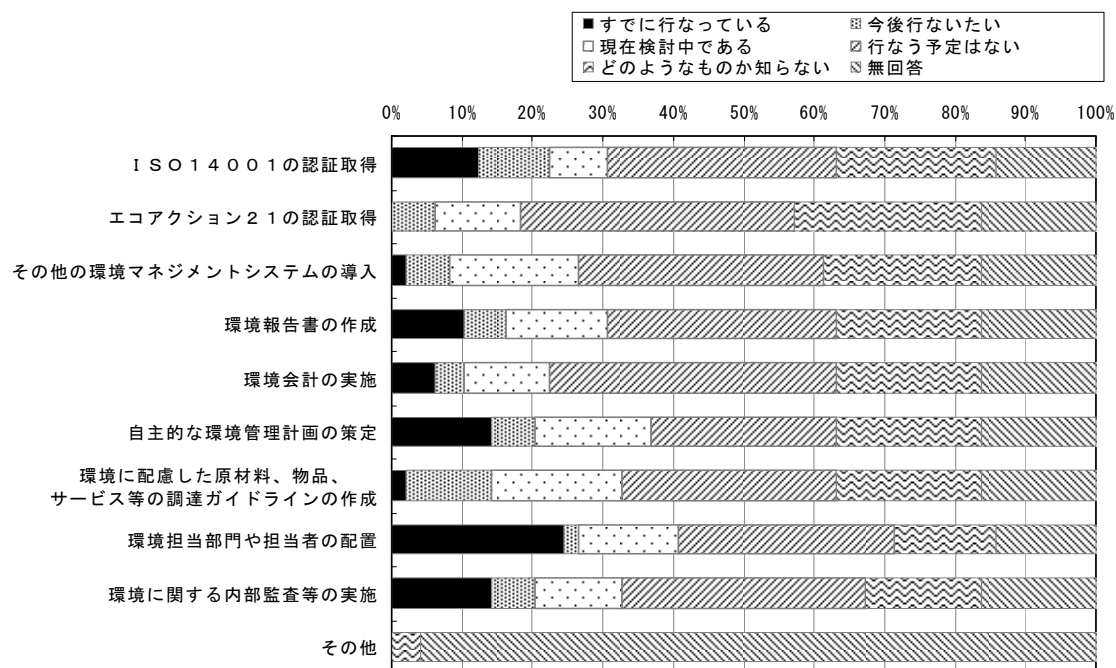
- ・ ISO14001 を認証取得している事業所は 6 事業所あり、“社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった” 5 事業所、“環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷削減につながった” 4 事業所と複数から挙がっている。

①環境に関する経営方針，管理手法の導入

(Σ=49)

	すでに 行なっている	今後 行ないたい	現在 検討中である	行なう 予定はない	どのような ものか 知らない	無回答
ISO14001 の認証取得	6	5	4	16	11	7
エコアクション 21 の 認証取得	0	3	6	19	13	8
その他の環境マネジメント システムの導入	1	3	9	17	11	8
環境報告書の作成	5	3	7	16	10	8
環境会計の実施	3	2	6	20	10	8
自主的な環境管理計画 の策定	7	3	8	13	10	8
環境に配慮した原材料、 物品、サービス等の 調達ガイドラインの作成	1	6	9	15	10	8
環境担当部門や担当者 の配置	12	1	7	15	7	7
環境に関する内部監査等 の実施	7	3	6	17	8	8
その他	0	0	0	0	2	47

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

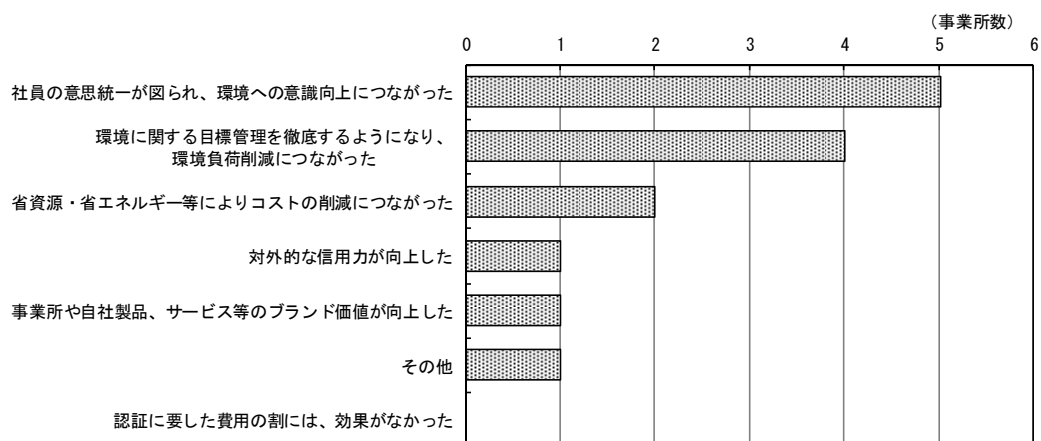


②ISO14001 またはエコアクション21の認証取得による効果

(Σ=6) 複数回答

	事業所数	割合
社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった	5	83.3%
環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷削減につながった	4	66.7%
省資源・省エネルギー等によりコストの削減につながった	2	33.3%
対外的な信用力が向上した	1	16.7%
事業所や自社製品、サービス等のブランド価値が向上した	1	16.7%
その他	1	16.7%
認証に要した費用の割には、効果がなかった	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



※複数回答

6) 市民や行政との協働について

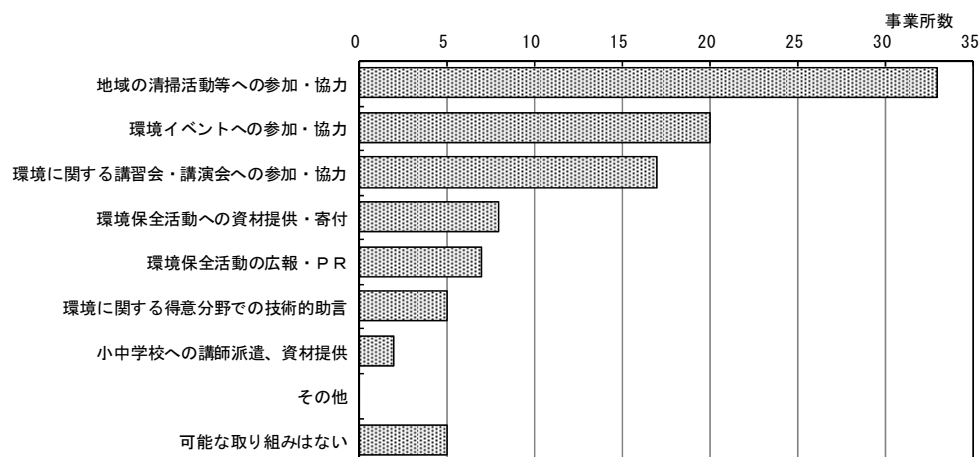
①取組が可能な環境保全活動

- ・ “地域の清掃活動等への参加・協力” が 33 事業所（67.3%）と最も多く、次いで “環境イベントへの参加・協力” 20 事業所（40.8%）、 “環境に関する講習会・講演会への参加・協力” 17 事業所（34.7%）が続く。
- ・ “可能な取り組みはない” との回答が 5 事業所（10.2%）にとどまっている。

（Σ=49）複数回答

	事業所数	割合
地域の清掃活動等への参加・協力	33	67.3%
環境イベントへの参加・協力	20	40.8%
環境に関する講習会・講演会への参加・協力	17	34.7%
環境保全活動への資材提供・寄付	8	16.3%
環境保全活動の広報・PR	7	14.3%
環境に関する得意分野での技術的助言	5	10.2%
小中学校への講師派遣、資材提供	2	4.1%
その他	0	0.0%
可能な取り組みはない	5	10.2%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



※複数回答

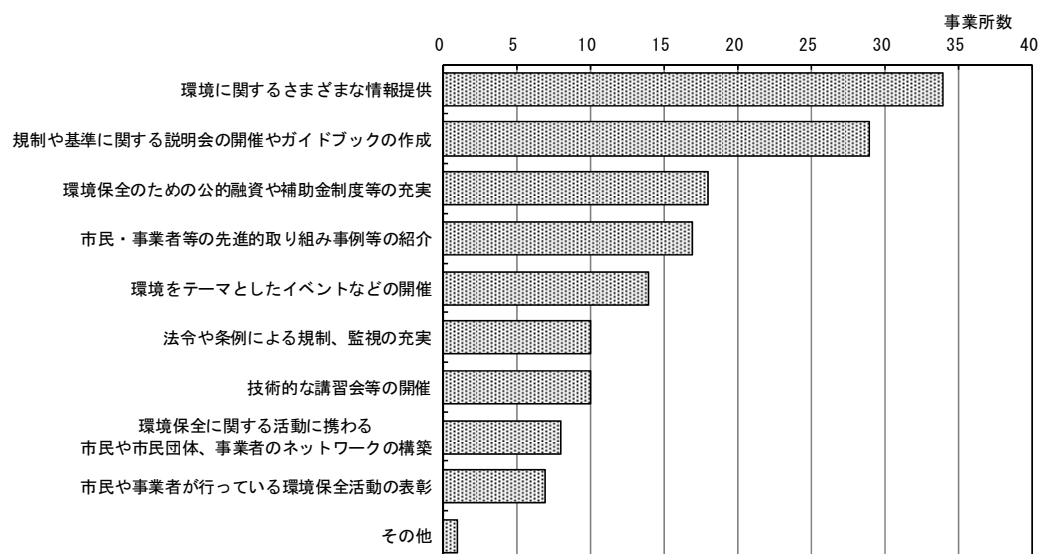
②行政に期待する取組

- ・“環境に関するさまざまな情報提供”が 34 事業所（69.4%）と最も多く、次いで“規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成” 29 事業所（59.2%）、“環境保全のための公的融資や補助金制度等の充実” 18 事業所（36.7%）、“市民や事業者等の先進的な取り組み事例等の紹介” 17 事業所（34.7%）、“環境をテーマとしたイベントなどの開催” 14 事業所（28.6%）が続く。
- ・総じて、環境関連の各種情報や事例などの事業活動で導入可能な方策に関する情報が求められ、環境保全への取組において、前向きな事業所が多いことがうかがわれる。

（Σ=49）複数回答

	事業所数	割合
環境に関するさまざまな情報提供	34	69. 4%
規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成	29	59. 2%
環境保全のための公的融資や補助金制度等の充実	18	36. 7%
市民・事業者等の先進的取り組み事例等の紹介	17	34. 7%
環境をテーマとしたイベントなどの開催	14	28. 6%
法令や条例による規制、監視の充実	10	20. 4%
技術的な講習会等の開催	10	20. 4%
環境保全に関する活動に携わる市民や市民団体、事業者のネットワークの構築	8	16. 3%
市民や事業者が行っている環境保全活動の表彰	7	14. 3%
その他	1	2. 0%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



※複数回答

6) 省エネルギーの推進について

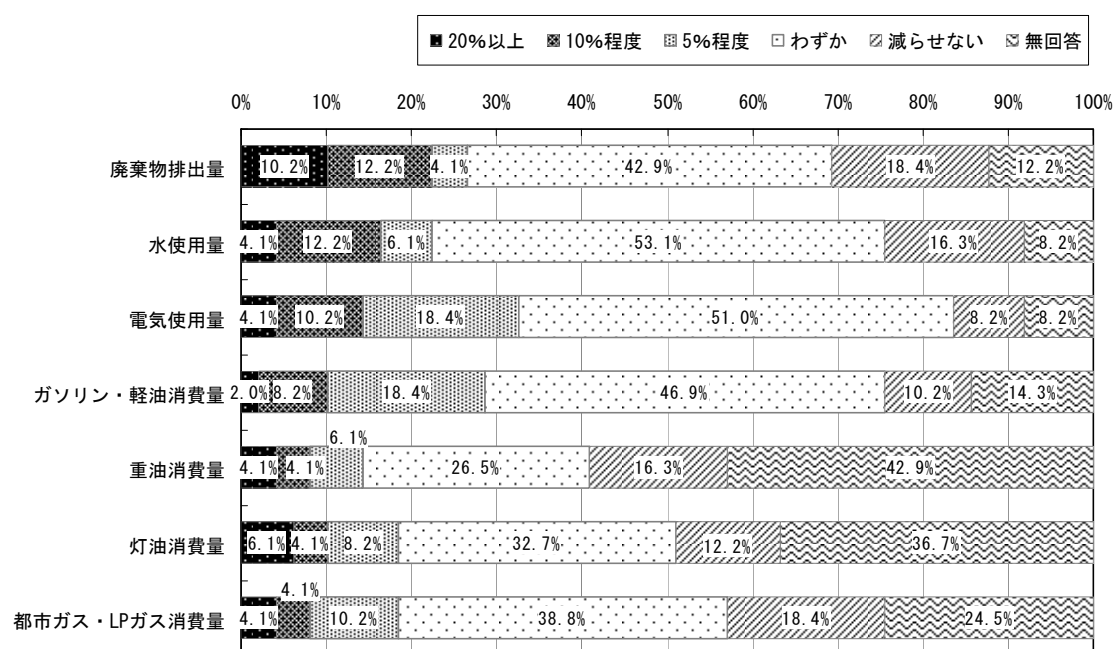
①廃棄物排出量及び使用エネルギーの削減の程度

- ・「水使用量」「電気使用量」「ガソリン・軽油消費量」の項目では、7割以上の事業所が、幾らか削減（わずか～20%以上）が可能との回答がある。
- ・“減らせない”とする回答が多い項目には、「廃棄物排出量」「都市ガス・LP ガス消費量」が約2割とその他の項目より多い。
- ・全般的に“わずか”に回答が集まり、将来的な削減余地は十分あると思われる。

(Σ=49)

	20%以上	10%程度	5%程度	わずか	減らせない	無回答
廃棄物排出量	5 10.2%	6 12.2%	2 4.1%	21 42.9%	9 18.4%	6 12.2%
水使用量	2 4.1%	6 12.2%	3 6.1%	26 53.1%	8 16.3%	4 8.2%
電気使用量	2 4.1%	5 10.2%	9 18.4%	25 51.0%	4 8.2%	4 8.2%
ガソリン・軽油消費量	1 2.0%	4 8.2%	9 18.4%	23 46.9%	5 10.2%	7 14.3%
重油消費量	2 4.1%	2 4.1%	3 6.1%	13 26.5%	8 16.3%	21 42.9%
灯油消費量	3 6.1%	2 4.1%	4 8.2%	16 32.7%	6 12.2%	18 36.7%
都市ガス・LP ガス消費量	2 4.1%	2 4.1%	5 10.2%	19 38.8%	9 18.4%	12 24.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



4.1 大牟田市第2次環境基本計画策定経過

年月日	内 容
平成23年 5月19日	第1回 大牟田市環境基本計画推進専門部会
5月26日	第1回 大牟田市環境審議会専門部会
6月10日	市民・事業者意識調査（～6月27日）
7月27日	第2回 大牟田市環境基本計画推進専門部会
12月27日	第2回 大牟田市環境審議会専門部会
平成24年 1月12日	第3回 大牟田市環境基本計画推進専門部会
1月24日	第1回 大牟田市環境基本計画推進委員会
1月26日	大牟田市議会 都市環境経済委員会へパブリックコメント実施を報告
1月31日	第2回 大牟田市環境基本計画推進委員会
2月16日	計画案に対するパブリックコメント（～3月9日）
3月13日	第3回 大牟田市環境審議会専門部会
3月16日	第4回 大牟田市環境基本計画推進専門部会
3月21日	第3回 大牟田市環境基本計画推進委員会
3月23日	第1回 大牟田市環境審議会（諮問）
3月29日	第2回 大牟田市環境審議会（答申）
3月30日	大牟田市第2次環境基本計画策定

4.2 市民・事業者の意識調査

本計画の策定に際し、以下のとおり市民・事業者を対象に大牟田市の環境に対する意識調査を実施しました。（調査結果はp(37)～p(77)に掲載）

	市 民	事業者
調査対象	無作為抽出による市民(18歳以上) 1,000人	無作為抽出による100事業所及び 環境保全協定を締結している19事業所
調査期間	平成23年 6月10～27日	平成23年 6月10～27日
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回答	43.0% (430人/1,000人中)	41.2% (49事業所/119事業所中)

平成 14 年 3 月 29 日 条例第 40 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する施策（第 7 条～第 16 条）

第 3 章 地球環境保全に関する施策の推進（第 17 条・第 18 条）

付 則

緑豊かな自然に恵まれた三池の山々と有明の海に抱かれたわがまち大牟田は、燃ゆる石の発見とともに、石炭産業を中心とした鉱工業都市として、我が国のエネルギーや産業を支えながら発展の歴史を刻みつつ、公害も経験し、こうした中で豊かな文化も育んできた。

その一方で、現在、私たちが享受している物質的な豊かさや利便性を追求した大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式等は、都市・生活型の公害や大量の廃棄物を生み出すなど環境への負荷を増大させ、その影響は、私たちの生活環境のみならず、オゾン層の破壊や地球の温暖化など地球的規模で自然や生態系へと拡大しつつあり、このまま推移すれば、人類のみならずあらゆる生物の存続さえも脅かすまでになっている。

このような私たちを取り巻く環境問題の解決を図り、健康で文化的に暮らすことのできる大牟田を創造するため、市、事業者及び市民それぞれの役割のもと、自主的かつ積極的な行動や参加により環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とする社会の構築を図るとともに、人類と生存基盤を同じくする地球上のあらゆる生物と共に生きることのできる健全な環境を将来の世代に引き継ぐことは、私たちの責務である。

かつての公害の経験を教訓とする環境への深い認識のもと、私たちすべての市民がやすらぎと魅力にあふれ、安心して暮らすことのできる環境にやさしい都市の実現を目指し、大牟田市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）良好な環境 人類の生存に不可欠な自然環境、生態系及び生活環境が地球規模

で保全され、人類が健康で文化的な生活を営むのに必要かつ十分な状態にあることをいう。

（２）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）地球環境保全 地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模で影響の及ぶ問題にかかわる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承す

ることを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らの施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 良好な環境の保全及び

創造に関する施策

（施策の基本方針）

第7条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施については、次の各号に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（1）市民の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好に保持すること。

（2）地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により潤いと安らぎのある環境を確保すること。

（3）廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等の推進により循環を基調とした社会を構築すること。

（4）野生動植物の生育及び生息に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、河川等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然が共生する豊かな環境を確保すること。

（5）地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）良好な環境の保全及び創造に関する目標

（2）良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱

（3）良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針

（4）前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくた

めに必要があると認めたときは、環境基本計画を変更するものとする。

（環境基本計画の策定手続）

第9条 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じるとともに、大牟田市環境審議会条例（平成7年条例第18号）第1条に規定する大牟田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画を変更するときについて準用する。

（報告書の作成及び公表）

第10条 市長は、毎年、本市の環境の状況、環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（良好な環境の保全及び創造を図るための施設の整備）

第11条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷を低減するための施設並びに公園、緑地等快適な生活環境を確保するための施設の整備を積極的に推進するものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第12条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、自発的な活動を促進するため、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

（市民等の自主的な活動への支援）

第13条 市は、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造に資する自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術

等の提供その他必要な措置を講じるものとする。

（環境保全協定）

第14条 市長は、良好な環境の保全及び創造に資するため必要があると認めるときは、事業者と環境保全に関し協定するものとする。

（財政上の措置）

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体等との協力）

第16条 市は、広域的な取組みが必要である良好な環境の保全及び創造に関する施策については、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全に関する施策の推進

（地球環境保全のための施策等の推進）

第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に資する施策等を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第18条 市は、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に第9条第1項の規定に準じた手続を経て策定された良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画については、同項の規定による手続を経て策定された第8条の規定に基づく環境基本計画とする。

6.1 大牟田市環境審議会条例

平成 7 年 3 月 20 日条例第 18 号

改 正

平成 10 年 9 月 30 日条例第 16 号

平成 13 年 9 月 28 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、大牟田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における環境の保全に関し、基本的な事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定による特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員等の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員等で組織する。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、諮問された事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員等を補佐する。

3 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大牟田市公害対策審議会条例（昭和 46 年条例第9号）は、廃止する。

付 則

（平成 10 年 9 月 30 日条例第 16 号）

この条例は、大牟田市事務分掌条例

（平成 10 年条例第 3 号）の施行の日から施行する。（平成 10 年 9 月規則第 20 号で、同 10 年 10 月 1 日から施行）

付 則

（平成 13 年 9 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

6.2 大牟田市環境審議会委員及び専門部会委員

大牟田市環境審議会及び同専門部会は、本市の環境保全に関する重要事項等について審議する市長の諮問機関であり、学識経験者や市民代表者、各種団体の代表者などから構成されています。

本計画の策定に際し、市長から諮問を受け、基本計画の基本的な考え方や内容について総合的に審議されました。

(1) 大牟田市環境審議会委員名簿

平成 24 年 3 月現在（敬称略）

区 分	氏 名	所属団体名
学識 経験者	浅野 直人	福岡大学法学部
	川満佳代子	大牟田市中・特別支援学校長会
	徳永 英範	大牟田市小学校長会
	松山 剛	大牟田市都市計画審議会
	氷室 昭三	(独)国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校
	重藤 紘	(社)大牟田医師会
	永江 和彦	大牟田市自然環境調査研究会
市民公募	倉野尾陽子	市民公募委員
団体推薦	竹藤 一眞	大牟田市衛生協力連合会
	本田 賢治	連合福岡南筑後地域協議会
	城 美代子	レディースネットワーク
	永松 均	大牟田商工会議所
	國崎 浪雄	南筑後農業協同組合
	井原スミ子	おおむた女性会議 2 1
	積 紀幸	三里漁業協同組合
	若松 忠一	おおむた環境ネットワーク
国・県	藤原 秀三	福岡県南筑後県土整備事務所
その他	小湊 利己	三井化学(株)大牟田工場
	塚本 二作	大牟田市議会議員
	森田 義孝	大牟田市議会議員
臨 時	山下 聖子	九州電力(株)大牟田営業所
	小車 展生	大牟田瓦斯(株)
	荒木 陽子	福岡県地球温暖化防止活動推進員

(2) 大牟田市環境審議会専門部会委員名簿

平成 24 年 3 月現在（敬称略）

区 分	氏 名	所属団体名
学識 経験者	川満佳代子	大牟田市中・特別支援学校長会
	松山 剛	大牟田市都市計画審議会
	氷室 昭三	(独)国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校
	永江 和彦	大牟田市自然環境調査研究会
市民公募	倉野尾陽子	市民公募委員
団体推薦	永松 均	大牟田商工会議所
	若松 忠一	おおむた環境ネットワーク
その他	小湊 利己	三井化学(株)大牟田工場
臨 時	山下 聖子	九州電力(株)大牟田営業所
	小車 展生	大牟田瓦斯(株)
	荒木 陽子	福岡県地球温暖化防止活動推進員

環 保 第 1735 号
平成 24 年 3 月 23 日

大牟田市環境審議会
会 長 氷 室 昭 三 様

大牟田市長 古 賀 道 雄
(環境保全課計画管理担当)

大牟田市第 2 次環境基本計画 2012～2021 (案) について (諮問)

大牟田市第 2 次環境基本計画 2012～2021 (案) (別添) について、大牟田市
環境審議会条例第 2 条の規定により貴会に諮問し、意見を求めます。

環 保 第 1748 号
平成 24 年 3 月 29 日

大牟田市長
古 賀 道 雄 様

大牟田市環境審議会
会 長 氷 室 昭 三

大牟田市第 2 次環境基本計画 2012～2021 案について（答申）

平成 24 年 3 月 23 日付環保第 1735 号により諮問を受けた上のことについて、
下記のとおり答申します。

記

慎重に審議した結果、諮問案はおおむね妥当であると認めます。

なお、大牟田市第 2 次環境基本計画 2012～2021 案の推進にあたっては、市
民への周知を十分に行い、事業実施に積極的に取り組まれるよう要望します。

9.1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成24年2月16日(木)～平成24年3月9日(金)

(2) 意見の応募者数・件数

3名(3件)

(3) 提出方法の内訳

	ポスト入れ	郵 送	ファクス	電子メール	持 参	計
人数	3	0	0	0	0	3

9.2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<u>本編 P19・20 について</u> 「家庭1世帯のCO₂(二酸化炭素)排出量の削減率」の基準年や目標年は、大牟田市地域省エネルギービジョンと整合を図るべき。	「家庭1世帯のCO₂(二酸化炭素)排出量の削減率」は、データが入手できる直近年度である平成21年度を基準年とし、大牟田市第2次環境基本計画(案)の期間の最終年度となる平成33年度を目標年と設定しておりました。 一方、平成21年度に策定した、大牟田市地域省エネルギービジョンでは「家庭1世帯あたりの省エネルギー」について、平成19年度を基準年とし、平成32年度を目標年として設定しております。 今回本市は、低炭素社会の実現を図るため、大牟田市第2次環境基本計画(案)の実施計画のひとつとして、大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しているところです。この実行計画は大牟田市地域省エネルギービジョンを基本として策定しており、平成19年度を基準年とし平成32年度を目標年として設定することとしています。 このようなことから、ご指摘いただいたとおり、「家庭1世帯のCO₂(二酸化炭素)排出量の削減率」の基準年と目標年は、大牟田市地域省エネルギービジョン及び大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合を図り、基準年を平成19年度、目標年を平成32年度とします。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	<u>本編 P19・20 について</u> 「市内で確認できる絶滅危惧種の種数」の目標値が、現行計画の 14 種から 20 種に増えているが、絶滅危惧種の種数は減る方が望ましいのではないか。	本市では、現在 64 種の絶滅危惧種が確認されています。これらの絶滅危惧種は、国（環境省）が指定種のリストを作成・公表し定期的な見直しを行っているものです。この絶滅危惧種に指定される種の数につきましては、ご指摘のとおり指定が外れて減っていく方が望ましいと考えます。 一方、目標値は、現在 64 種確認されている、本市に生息する絶滅危惧種のうち、比較的容易に観察できる種の数として設定しているものです。絶滅危惧種が、容易に観察できる程度に生息数を増やすことで、将来的に絶滅危惧種の指定を外れることにつながるという観点からは、この値は増える方が望ましいと考えます。
3	<u>本編 P44・45 について</u> 「地域の環境について学びを進めます」と記載されているが、具体策は。	大牟田市第 2 次環境基本計画（案）は、本市の環境分野におけるマスタープランであり、本市における良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針を示すものです。 具体的な取組については、今後の進行管理の中で、毎年とりまとめる事業計画において明らかにしていきます。 この件につきましては、第 1 章の「3 計画の基本的事項」中の『1. 計画の位置付け』の中で、説明を加えることとします。

10.1 大牟田市環境基本計画推進委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日改正

(設 置)

第 1 条 大牟田市環境基本条例（平成 14 年 3 月 29 日条例第 40 号）第 8 条の規定に基づき策定した大牟田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）に係る事業及び施策の総合的な推進を図るため、大牟田市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号のほか、環境基本計画に関し必要なこと。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員 9 人以内をもって構成する。

2 委員長には環境部長を、副委員長には産業経済部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 5 条 委員会に委員会の事務分掌に係る具体的な事項について研究又は検討をし、及び環境基本計画による具体的な措置の推進を図るため、大牟田市環境基本計画推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び委員 9 人以内をもって構成する。

3 部会長には環境総務課長を、副部会長には産業経済総務課長をもって充てる。

4 専門部会の委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 専門部会の会議については、委員会の例による。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月6日から施行する。

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員長	環境部長
副委員長	産業経済部長
委 員	企画総務部長
	市民部長
	市民協働推進室長
	都市整備部長
	保健福祉部長
	消防長
	企業局長
	教育部長
	市議会事務局長

別表第2（第5条関係）

部会長	環境総務課長
副部会長	産業経済総務課長
部会員	総務課長
	契約検査室長
	市民生活課長
	都市総務課長
	保健福祉総務課長
	消防本部総務課長
	企業局総務課長
	教育委員会総務課長
	市議会事務局次長

11.1 《基本方針 1》 安全で安心な社会の実現

基本計画 1-1. 大気環境の保全

～空気がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
大気環境の継続的な監視を進めます	○大気質の常時監視を行い、環境基準の達成状況や有害大気汚染物質による汚染状況を把握します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課 産業振興課
事業活動にともなう大気の汚染を防止します	○発生源の監視・指導を徹底します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます	環境保全課 産業振興課 都市計画・公園課 農林水産課
交通にともなう大気の汚染を防止します	○公用車へ低公害車の導入を進めます	総務課
	○低公害車の普及啓発を進めます	環境保全課
	○エコドライブの普及啓発を進めます	環境保全課 総務課
	○公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます	国県道路対策室
	○市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます	環境保全課 産業振興課 都市計画・公園課 農林水産課

基本計画 1-2. 水環境の保全

～水がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
水環境の継続的な監視を進めます	○水質の常時監視を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課 産業振興課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、水質保全活動を進めます	環境保全課
事業活動にともなう汚濁を防止します	○発生源の監視・指導を徹底します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課
	○土壌汚染を防ぐための啓発を進めるとともに、汚染の解消を図ります	環境保全課 農林水産課
生活排水による汚濁を防止します	○「大牟田市生活排水処理基本計画」を進めます	環境企画課
	○「大牟田市生活排水対策推進計画」を進めます	環境保全課
	○発生源の指導・啓発を進めます	環境保全課
	○出前講座やパンフレットの作成など、生活排水対策について啓発を進めます	環境保全課
	○公共下水道や浄化槽の普及啓発を進めます	環境保全課 経営企画課
良好な水環境を保全します	○水と緑の環境フェアなど、水循環や水環境の保全について啓発を進めます	環境保全課 経営企画課

基本計画 1-3. 騒音・振動及び悪臭対策

～静かで暮らしやすいまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
音環境の継続的な監視を進めます	○騒音・振動の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課
事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます	○工場や建設作業など、発生源の監視・指導を徹底します ○監視・測定結果を公表し情報共有を進めます	環境保全課
	○公共施設において、施設や設備の適正管理により騒音・振動、悪臭を抑制します	環境施設課 上水道工務課 下水道施設課
	○住工混在地域における近隣への環境配慮について、啓発や指導を進めます	環境保全課
暮らしにともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます	○騒音・振動、悪臭の抑制について啓発を進めます	環境保全課
交通にともなう騒音・振動対策を進めます	○エコドライブの普及啓発を進めます	環境保全課 総務課
	○公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます	国県道路対策室

基本計画 1-4. 化学物質への対応

～化学物質による環境リスクの小さいまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
化学物質の適正使用・適正管理を進めます	○P R T R制度の活用等により、化学物質の環境リスクの把握を進めます	環境保全課
	○化学物質について、正しい情報の普及啓発を進めます	環境保全課
	○化学物質や農薬の適正使用、適正管理について啓発を進めます	環境保全課 農林水産課

11.2 《基本方針2》 低炭素社会の実現

基本計画 2-1. 地球温暖化対策

～まちから排出される温室効果ガスの削減をめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
低炭素型のまちづくりを進めます	○『大牟田市地球温暖化対策実行計画』に基づいて、地域の温暖化対策を計画的・総合的に進めます	環境保全課
	○環境家計簿の普及啓発を進めます	環境保全課
	○環境評価プログラムの普及啓発を進めます	環境保全課 産業振興課 商業観光課
	○公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます	国県道路対策室
	○環境・リサイクル技術の研究開発を支援します	産業振興課
	○地場農産物や水産物の地産地消を進めます	農林水産課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます	環境保全課 産業振興課 都市計画・公園課 農林水産課
	○公共施設における雨水の再利用を進めます	建築住宅課
省エネルギーを進めます	○『大牟田市地域省エネルギービジョン』に基づいて、地域の省エネルギー対策を計画的・総合的に進めます	環境保全課
	○省エネルギーの普及啓発を進めます	環境保全課
	○公共施設への、省エネルギー性能が高い機器や設備の導入を進めます	環境施設課 教育総務課 建築住宅課 総務課
	○長期優良住宅の普及啓発を進めます	建築指導課
	○公用車へ低公害車の導入を進めます	総務課
	○低公害車の普及啓発を進めます	環境保全課
	○エコドライブの普及啓発を進めます	環境保全課 総務課
新エネルギーの利用を進めます	○太陽光発電など、新エネルギーの普及啓発を進めます	環境保全課 産業振興課 総合政策課
	○公共施設への太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます	建築住宅課 総務課 都市計画・公園課 土木建設課

11.3 《基本方針3》 循環型社会の実現

基本計画 3-1. リサイクルの推進と廃棄物対策

～3Rを心がけ、無駄のないまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
3Rを進めます	○「大牟田市ごみ処理基本計画」を進めます	環境企画課
	○ごみの減量や分別など、3Rの指導・啓発を進めます	環境企画課 環境業務課
	○資源物の集団回収を進めます	環境業務課
	○グリーン購入の推進などにより、環境への負荷が少ない製品の普及啓発を進めます	環境保全課 契約検査室
	○環境・リサイクル関連企業の誘致を進めます	産業振興課
	○環境・リサイクル技術の研究開発を支援します	産業振興課
廃棄物の適正処理を進めます	○産業廃棄物適正処理の監視・指導を徹底します	廃棄物対策課
	○野焼きなど屋外焼却の指導・啓発を進めます	農林水産課 廃棄物対策課
	○公共工事における建設資材や廃材のリサイクルを進めます	上水道建設課 下水道建設課 契約検査室 建築住宅課 都市計画・公園課 土木建設課 農林水産課

11.4 《基本方針4》 自然共生社会の実現

基本計画 4-1. 緑地・里山の保全

～緑を守り、つくり、共に生きる、みどりあふれるまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
里地里山を保全します	○農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます	農林水産課
	○パンフレットの作成など、里地里山について啓発を進めます	環境保全課
地域の緑化を進めます	○公園など、公共スペースの緑化に努めます	都市計画・公園課
	○市民・市民団体・事業者と協働し、緑化活動を進めます	環境保全課 産業振興課 都市計画・公園課 農林水産課
	○保存樹・保存林を指定し、良好な緑地を保全します	都市計画・公園課
	○開発行為における緑地の確保や整備について指導・啓発を進めます	都市計画・公園課
緑とのふれあいを大切にします	○里地里山など、緑地を活用した自然観察会などの体験活動を進めます	学校教育課指導室 環境保全課 生涯学習課
	○水と緑の環境フェアなど、緑地環境の保全について啓発を進めます	都市計画・公園課

基本計画 4-2. 水辺の保全

～うるおい豊かな水辺があるまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
良好な水辺環境を保全します	○親水護岸など、環境に配慮した河川、水路等の整備を進めます	土木建設課 農林水産課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます	環境業務課 環境保全課 土木管理課
	○人工島や干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます	環境保全課 農林水産課
水辺とのふれあいを大切にします	○河川敷や塩性湿地など、水辺の自然観察会などの体験活動を進めます	学校教育課指導室 環境保全課 生涯学習課
	○周辺自治体等と連携して、水辺の環境保全について啓発を進めます	環境保全課 経営企画課

基本計画 4-3. 生態系の保全

～人と自然が共生するまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
動植物の生息・生育状況の把握を進めます	○地域に生育・生息する動植物の把握を進めます	環境保全課
	○パンフレットの作成など、地域の動植物について啓発を進めます	環境保全課
貴重な動植物の生息・生育環境を保全します	○開発行為における環境配慮について指導・啓発を進めます	環境保全課
	○自然生態園など、ビオトープの適正管理を進めます	学校教育課指導室 都市計画・公園課
	○人工島や干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます	環境保全課 農林水産課
生物多様性を保全します	○生物多様性について啓発を進めます	環境保全課
	○地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物について情報収集と提供を進めます	環境保全課
	○県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます	環境保全課

11.5 《基本方針5》 みんなで創る環境都市の実現

基本計画 5-1. 景観の保全

～魅力ある景観のまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
景観を活かしたまち並みづくりを進めます	○「大牟田市景観計画（仮称）」を策定し、良好な景観の保全と形成を進めます	都市計画・公園課
	○空き地や空き家・空き店舗などの適正管理について普及啓発を進めます	建築指導課 商業観光課
	○電線類の地中化や公共施設における花壇の手入れなど、まちの景観向上を進めます	国道道路対策室 総務課
	○放置自転車・違法駐車対策等の普及啓発を進めます	安心安全課
	○光害対策の啓発を進めます	環境保全課
まちの美化活動を進めます	○ポイ捨てや違法広告物を防止するなど、美化活動の普及啓発を進めます	環境業務課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、まちの美化を進めます	環境業務課 商業観光課 都市計画・公園課 廃棄物対策課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます	環境業務課 環境保全課 土木管理課

基本計画 5-2. 歴史・文化遺産の保護

～先人が積み重ねてきた歴史・文化の薫るまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
歴史・文化的資源の保護と継承を進めます	○歴史・文化的価値の高い地域資源について、啓発を進めます	商業観光課 石炭産業科学館 文化・スポーツ課
	○市民・市民団体・事業者と協働し、文化財の保護・保全を進めます	文化・スポーツ課
	○地域の伝統芸能や伝統行事の継承と保全を進めます	文化・スポーツ課

基本計画 5-3. 環境保全活動の輪づくり

～環境パートナーシップの輪が広がるまちをめざします～

施策の柱	施策の内容	担当課
地域の環境について学びを進めます	○学校教育や社会教育において、環境学習を進めます	学校教育課指導室 産業振興課 生涯学習課 石炭産業科学館
	○地域の環境や環境保全活動について情報を収集し、広く提供していきます	環境保全課
	○市民・市民団体・事業者と協働して、大牟田の環境について学び、ふれあう機会を創出します	環境保全課 生涯学習課
地域の環境の担い手づくりを進めます	○教育機関等と連携し、環境保全の中心となる人材の育成を進めます	学校教育課指導室 環境保全課
	○機器や環境教育資材の貸出など、市民等の環境学習を支援します	環境保全課 産業振興課
地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます	○市民・環境活動団体・事業者・行政等が協働できる仕組みづくり（環境ネットワークの形成）を進めます	環境保全課
	○環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組めます	環境保全課
	○事業者と環境保全協定の締結を進めます	環境保全課
	○環境活動団体の結成や環境保全活動を支援します	環境保全課
	○友好・姉妹都市と連携して、環境改善事業を進めます	総合政策課

あ

アスベスト（石綿）

石綿（シシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。主たる産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなど。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本では平成 18 年 9 月以降、原則として製造・輸入・使用等が禁止されている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

エコタウン事業

「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、あわせて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的とし、環境省と経済産業省の共同承認を受けて行われる事業のこと。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」を意味する言葉。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす運転のこと。

エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークのこと。

ISO の規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプ 1 環境ラベル制度で、消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、平成 2 年 2 月にスタートした。

塩生湿地

海岸にある湿地・沼地であり、海に近いため潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水するか、または陸地となる地形である。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、通常、塩生植物の繁殖が見られる。

大牟田エコタウンプラン

エコタウン制度とは、それぞれ地域の特性に応じて、地方公共団体がエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を策定し、そのプランが国の承認を受けた場合、国から総合的・多面的な支援を受けることができる制度で平成 9 年度に創設された。大牟田市は、福岡県をはじめとする関係機関の協力を得ながら「大牟田エコタウンプラン」の策定を進め、平成 10 年 7 月に全国で 5 番目のエコタウン地域として、国から承認を受けた。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

か

外来生物

本来、国内に生息・育成していなかったにもかかわらず人間の活動によって、海外から持ち込まれた生物の総称。

ガスコジェネレーション

1 つのエネルギーから複数のエネルギーを同時に取り出すシステムをコジェネレーションシステムという。ガスコジェネレーションシステムは、クリーンな天然ガスを使って電気と熱を取り出し利用するシステムのこと。廃熱を給湯や空調に利用するため環境性や省エネ性に優れる。

化石エネルギー

石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から得られるエネルギーのこと

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど燃料として利用される有機質の地下資源のこと。燃焼にともなって、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物や地球温暖化問題の大きな原因となっている二酸化炭素を発生する。

環境家計簿

家庭や事業所の活動による温室効果ガスの排出実態を把握するものとして開発されたツール。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みとして、主に市民の手によって広がりを見せてきた。

環境活動評価プログラム

エコアクション 21。中小企業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することが出来る」取り組みやすい方法を提供する目的で、平成8年に環境省が策定したプログラム。その後数度の改訂が行われ、現在はエコアクション 21 認証・登録制度として普及が進められている。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める行政上の政策目標。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成6年に第1次計画、平成12年に第2次計画、平成18年に第3次計画が閣議決定された。

都道府県、市町村などの地方自治体レベルにおいても、計画策定が進んでいる。

法令上の策定義務のない任意計画として策定する場合もあれば、国における環境基本法と環境基本計画の関係にならい、当該自治体における環境基本計画の策定を規定する条例（環境基本条例）を制定することも多い。

国の環境基本計画策定に先立ち、昭和48年の大阪府を皮切りに、「環境管理計画」という名称で、地方自治体において環境基本計画の前身

となる計画の策定が進んだ。内容は、公害の規制のほか、快適環境の創造や自然環境の保全などが取り上げられるとともに、環境の評価と利用にあたっての配慮事項とその指針を示すもの。

環境パートナーシップ

地域や社会における環境問題の解決という共通の目的の下に、各主体が適切に役割分担しつつ、対等の立場において相互に尊重しあい協力して活動に取り組むこと。

環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、その他の環境の保全（良好な環境の創造を含む）を主たる目的として自発的に行われる活動。

環境・リサイクル産業

環境産業とリサイクル産業を一体的に表した産業。大牟田市では、三井三池炭鉱を中心として地域に蓄積された関連技術や公害防止技術を環境対策等に生かし、また、本市に設置する RDF 発電所を中心に、県境を越えた広域連携によるサーマルリサイクルを形成すると共に、地域特性の工業、農業、水産業などからの排出物のリサイクル産業の創出・育成を一体的に推進している。

環境リスク

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。

環境リスクの要因としては、一般に化学物質が念頭に浮かぶが、その他に自然環境の改変行為、温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出による大気中濃度の増大、フロンによるオゾン層の破壊など環境保全上の支障となるおそれのあるすべての要因が対象となる。

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、地球軌道変化などがある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。二酸化炭素などの温室効果ガスの増加は地上気温を上昇させ、森林は二酸化炭素の吸収源であり、その破壊は二酸化炭素濃度の上昇をもたらす。また植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。

希少野生生物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき指定される絶滅の危機にある野生生物のこと。

近代化遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

景観計画

景観法（平成16年6月制定、12月施行）の規定に基き、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、（1）景観計画区域、（2）景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、（3）良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、（4）景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

健康項目

環境基本法（平成5年）に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準。環境基準は環境基本法の前身の公害対策基本法（昭和42年）に基づいて、昭和46年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつ。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCBなどの26項目。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼

吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束。住民団体が関与するものもある。環境保全協定ともいう。

公害防止計画

環境基本法第17条の規定に基づく法定計画で、現に公害が著しい地域等において、関係都道府県知事が作成する、公害の防止を目的とした地域計画。本市は昭和48年に第1期の大牟田地域公害防止計画が策定されて以降、数次の改訂が行われ、現在は第9期、平成23年度からの10年計画が策定されている。

降下ばいじん

大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的处理又は鉱石や土砂の推積に伴い発生し、又は飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。

高効率給湯機

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO₂冷媒ヒートポンプ型などがある。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたもの。

さ

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。なお、「21 世紀環境立国戦略」では、持続可能な社会は、「低炭素社会」、「循環型社会」又は「自然共生社会」として追及されるとしている。

社会教育施設

主として、青少年及び成人に対する組織的な教育活動が行われる施設。図書館、博物館、青年の家、公民館など。

住工混在地域

住宅地と工場が混在している地域。市街地化地域に対しさまざまな用途地域を定める都市計画区域内にあっては、工業地域及び準工業地域がこれにあたる。

工場集積地である住宅混在地域は、工場跡地に新興住宅やマンションが建設されることがあり、既存工場の騒音・振動等に起因するトラブルが生じやすい。

重要文化財

有形文化財のうち重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

準絶滅危惧種

レッドリストのカテゴリの 1 つ。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えたとお知らせし、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器のこと。

省エネルギー

エネルギーを節約して、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念。

浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。

新エネルギー

非化石エネルギー（化石燃料を用いずに得られるエネルギー）のエネルギー源となるもののうち、バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、海や河川の温度差エネルギーの利用、バイオマス発電、風力発電、中規模水力発電、太陽光発電などをさす。

親水護岸

河川や海岸線の護岸を、水辺に近づきやすい階段状や緩やかな勾配にしたもの。

侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のこと。沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなど。

森林ボランティア

森林の公益的機能に着目し、森林において行われるボランティア活動の総称。森林を訪れる人を対象とした自然解説など環境教育的なものから、植樹・下刈り・間伐・歩道整備といった林業に伴う労力奉仕活動まで多様である。このため、活動内容によって具体的なイメージが異なる場合がある。

生活排水処理率

生活排水が全て処理されている人口（公共下水道人口、合併浄化槽人口など）の行政区域人口に対する比率。

「生活排水が全て処理されている人口」
÷「行政区域内人口」×100（％）

生活排水対策重点地域

水質汚濁防止法（昭和 45 年）の第 14 条では、都道府県知事は、公共用水域において生活排水の排出による水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、その水質の汚濁に関係ある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならないと定めている。具体的には、「(1)水質環境基準が現に確保されておらず、または確保されないこととなるおそれが

著しい公共用水域、(2)自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が進行し、または進行することとなるおそれが著しいもの」が「生活排水対策重点地域」の指定の対象となっている。

本市は全域が「生活排水対策重点地域」に指定されている。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生物は 40 億年の進化の過程で、さまざまな環境に適応し、今日では 3,000 万種ともいわれる多様な生物種が存在している。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に関与している。生物多様性には、生態系に多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルの多様性がある。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

絶滅危惧種ⅠA類

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧種ⅠB類

ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧種Ⅱ類

絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

た

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められている。

大気汚染物質

大気中に存在し、人の健康や生活環境に被害を及ぼす恐れのある物質。大気汚染防止法では、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、特定物質、揮発性有機化合物、有害大気汚染物質、うち指定物質）を定めている。このほか、光化学オキシダントや微小粒子状物質、悪臭防止法で不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質として定める特定悪臭物質なども大気汚染物質といえる。

太陽光発電

太陽光を利用した発電方式。太陽光を電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つ。

太陽熱温水設備（太陽熱温水器）

太陽光に含まれる赤外線を熱として利用することで水を温める装置。

地球温暖化問題

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することによっておこる問題。近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、水害や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。その建築及び維持保全に関する計画（「長期優良住宅建築等計画」）を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成 20 年 12 月に公布され、平成 21 年 6 月 4 日に施行されている。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車などに比べて環境にやさしい自動車のこと。エコカーともいう。排出ガスに含まれる窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）など大気汚染物質の排出が少ないか全く排出しないことや、燃費性能が優れていること、騒音・振動などの発生を大幅に抑えていることなど優れた環境性能をもつ。2007年度末における低公害車の保有台数は約 1647 万台で、その 99.6%が低燃費かつ低排出ガス認定を受けたガソリン車。

実用段階にある低公害車には、天然ガス自動車（CNG自動車）、電気自動車、ハイブリッドカー、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。一方、次世代低公害車には、燃料電池車、ジメチルエーテル自動車、水素自動車などがある。

低炭素社会

化石エネルギー資源制約からの脱却という点に着目すれば、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成 16 年）によって規定された生物。

な

内陸型気候区

気象観測で得られたデータやその土地の自然・風土などから割り当てる九州の気候区分のひとつ。九州の気候は 7 気候区に分割され、内陸型気候区は、年平均気温が 15～16℃、年降水量 1800mm 前後で、気温の日較差と年較差が最も大きく、風も比較的弱い地域で、佐賀、福岡、熊本県の有明海、島原湾に面した平野部の地域が含まれる。

二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスともいい、化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。

ノーマイカーデー

交通総量の減少、道路交通の緩和、交通環境の確保のため、不要不急の自動車の使用やマイカーでの通勤・通学を控え、電車やバスなどの公共交通機関の利用を推進する取組。

野焼き

野外で、焼却設備を用いずに廃棄物を燃やすこと。野焼きを行うと煙や悪臭が公害の原因となるほか、焼却温度が最高でも約 300 度にしか達しないためダイオキシン類が発生しやすいといった問題がある。平成 19 年度の悪臭に関する苦情件数を発生源別に見ると、野焼きに関するものが 4,608 件で最も多く、全体の約 26.3%を占めた。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で禁止されており、違反した場合は 5 年以下の懲役か 1,000 万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科される。

は

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

バイオマス混焼発電

石炭火力発電所等で石炭等の化石資源とバイオマスを混合燃焼する発電方法のこと。

バイオマス水素

バイオマスから製造された水素のこと。

バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のことを指す。また、バイオマスから得られるエネルギーを、バイオマスエネルギーという。

光害

良好な「照明環境」の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。狭義には、障害光による悪影響のこと。

干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つ

であり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

ビオトープ

広義には、自然生態系そのものを指すが、最近では、生物多様性の維持や、都市住民と自然とのふれあい創出等を目的に、都市域に人工的に生物（植物や魚、昆虫等）が共存するために作り出した空間を指す事が多くなっている。なお、ビオトープの語源はドイツ語で、Bio は生物、Tope は、空間、場所を指す。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。

文化財

文化財保護法では、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つを定めている。

ま

水循環

地球上の水は気圏、陸圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流水などに形を変える。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出している。この循環を「水循環」と呼ぶ。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。このうち、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形のものを有形民俗文化財といい、演劇、音楽、工芸技術その他の無形のものを無形民俗文化財という。

メガソーラー発電

1,000 キロワット以上の発電力を持つ大規模な太陽光発電所。数万枚の太陽電池モジュールを配置し、一般家庭にして数百世帯分の消費電力を生産する。

や

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。

有害物質

単に有害物質というと極めて幅広い概念といえるが、大気汚染対策、水質汚濁対策など個々の分野ではそれぞれ厳密な定義を設けて施策を進めている。

大気汚染防止法（昭和43年）では、「物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質で政令で定めるもの」（第2条第1項第三号、第3条第2項）とされ、政令では例示された物質のほか、カドミウム化合物、塩化水素、フッ素、フッ化ケイ素、鉛化合物、窒素酸化物が指定されている。いずれも、工場・事業場に対して排出基準が設けられており、常時排出規制を受けている。なお、同法はこの有害物質の他に、継続的な摂取が健康を損なうおそれのある物質を「有害大気汚染物質」（第2条の第9項）と定義したうえで、対策推進につき規定している。

一方、水質汚濁防止法（昭和45年）では「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」を「有害物質」とし（第2条第2項一号、第7項）、政令で、カドミウム及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB等の26項目の物質を指定している。

友好・姉妹都市

都市が主として外国の都市との間に特別な親善友好関係を結ぶ場合の両都市の関係。

本市は、昭和56年に大同市（中華人民共和国山西省）と友好都市を、平成6年にマスキーガン地域（アメリカ合衆国ミシガン州）と姉妹都市を締結し、交流を行っている。

ら

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

A-Z, 1・2・3…

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) のこと。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

HEMS

家庭用エネルギー需要管理 (Home Energy Management System) システムのこと。

住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、IT技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御する技術。家庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えることができる。

PM2.5

→ 微小粒子状物質へ

RDF

ごみ固形化燃料 (Refuse Derived Fuel) の略称。生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉砕・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したもの。輸送や長期保管が可能で、石炭混焼やセメント焼成にも利用できる。原料が廃棄物であるため、RDFの製造は現行法で一般廃棄物の中間処理方法のひとつとみなされ、市町村が事業主体となって焼却処理されている。